

令和2年度版

# 血液事業の概況



鹿児島県

鹿児島県くらし保健福祉部薬務課



## はじめに

本県の血液事業は、昭和 39 年の事業開始以来、県民の皆様の温かい善意と県内の市町村及び鹿児島県赤十字血液センターをはじめ、関係機関・団体等の方々の御支援、御協力に支えられ、順調に進展してまいりました。

令和 2 年度には、県内人口の約 4.0%にあたる延べ 65,015 人の方々に献血していただき、事業開始以降の献血者数は、延べ約 460 万人に達し、多くの尊い生命が救われました。

これもひとえに、献血者の皆様の御理解と御協力、並びに血液事業の推進に携わってこられた関係者の御尽力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、わが国においては、少子化の進展等に伴い、献血人口が減少している中で若年層の献血離れ等により、将来にわたって安全な血液を安定的に確保することは、重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、本県においては、平成 15 年 7 月施行の「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」及び平成 31 年 2 月公布の「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」に沿って、年度ごとの「鹿児島県献血推進計画」を策定し、関係者の連携のもとに、若年層を中心とした献血思想の普及啓発、企業等の献血推進、複数回献血者の確保及び血液製剤の使用適正化に努めているところです。

若年層の献血推進については、将来における新献血者を確保する観点から、中学生及びその他希望する学校の生徒を対象に学校薬剤師による血液教育事業の実施、高校生への献血セミナー、大学生・専門学校生で組織される鹿児島県学生献血推進協議会の育成や活動への支援を行っております。

また、企業等における集団献血の実施及び複数回献血協力者の確保については、県赤十字血液センターを中心に、訪問活動による献血協力企業の増加を図るとともに、献血会場において献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の普及等に取り組んでおります。

さらに、鹿児島県合同輸血療法委員会においては、血液製剤の使用適正化を推進するとともに、安全な輸血療法の向上に努めることとしております。

県といたしましては、400mL 献血を中心とした献血普及啓発事業を推進し、県内で必要とされる血液製剤が安定的に確保されることはもちろん、すべての血液製剤の国内自給が早期に達成されるよう努めてまいります。

今後とも、血液事業の重要性を御理解いただき、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この度、令和 2 年度の本県における血液事業の現状等を取りまとめたので、業務の参考にしていただければ幸いです。

令和 4 年 3 月

鹿児島県くらし保健福祉部薬務課長 大小田 修司

# 目 次

I	献血のあゆみ	1
II	鹿児島県の血液事業の沿革	7
III	令和2年度の血液事業の実績	10
1	主な活動内容	10
2	献血の状況	13
(1)	献血種類別, 受付者, 献血者状況, 献血できなかった人の数	13
(2)	献血施設別, 献血種類別状況	13
(3)	献血施設別, 年代別状況	13
(4)	月別, 献血施設別状況	14
(5)	月別, 献血種類別状況	14
(6)	職業別状況	15
(7)	高校生献血の状況	15
(8)	離島における緊急時供血者登録制度の登録者数	15
(9)	献血できなかった人・血液検査不合格者の状況	16
(10)	血液製剤種類別供給数の状況	18
(11)	保健所ブロック別市町村別献血状況	19
IV	令和3年度鹿児島県献血推進計画	21

## [参考資料]

1	献血組織図	26
2	鹿児島県血液対策事業実施要綱	27
3	鹿児島県血液対策推進協議会要綱	29
4	鹿児島県血液対策推進協議会運営要領	31
5	鹿児島県献血者登録制度推進委員会設置要綱	32
6	鹿児島県献血者登録制度推進員事務取扱要領	33
7	鹿児島県献血推進本部設置要綱	34
8	市町村献血推進協議会の設立状況	35
9	本県の献血状況の推移	36
10	全国と本県の献血状況(年度版)	38
11	都道府県別献血量(推計値)	39
12	年代別・男女別献血者数(10~30代)	40
13	年代別・男女別献血者数(40~60代)	41
14	血液教育事業の実績	42
15	令和元年度~令和2年度の厚生労働省通知	43
16	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	44
17	血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針 (基本方針)	51
18	献血功労者名簿	60
19	日本赤十字社の主な血液製剤一覧表	75
20	献血の種類と血液製剤	76
21	採血基準	77
22	献血施設の御案内	78
23	鹿児島県献血の歌	79

# I 献血のあゆみ

昭和 23 年	赤十字国際会議の決議で各国赤十字社が血液事業を行うことを推奨。
昭和 24 年	日本赤十字社は、「我が国においても赤十字社が血液事業を行うことが望ましい」との結論。
昭和 27 年	日本赤十字社血液銀行東京事務所が開設され、血液事業を開始。
昭和 30 年	全国に 37 カ所の赤十字血液銀行が設置されたが、民間商業血液銀行による売血が盛んになり、献血者は減少。
昭和 37 年	売血による輸血によって、輸血後肝炎の弊害が社会問題となり、「黄色い血」追放運動を全国的に展開。日本赤十字学生献血連盟を結成。
昭和 39 年	政府は、諸般の状況から、輸血用血液は献血によって確保する体制を確立するよう、閣議で決定。

## ● 閣議決定「献血の推進について」（昭和 39 年 8 月 21 日）

政府は、血液事業の現状にかんがみ、可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入体制の整備を推進するものとする。

昭和 44 年	民間商業血液銀行は、売血による輸血用保存血液の製造を中止。
昭和 49 年	民間商業血液銀行は預血制度を廃止。ここに献血 100%の体制が確立。
昭和 50 年	これまでの全血製剤から、さらに輸血による治療効果をあげるとともに、血液の有効利用を図るため、成分製剤の製造を開始。
昭和 55 年	成分輸血療法が全国的に普及したことにより、血液成分製剤が全供給本数の 70%以上となり、飛躍的に増加。
昭和 57 年	献血者に対する検査サービスとして生化学検査結果の通知を開始。献血手帳の供給欄が削除され「血液無償の原則」に基づく純粋な献血制度に転換。
昭和 58 年	血漿分画製剤の本格的な製造施設である日本赤十字社血漿分画センターが北海道千歳市に設立され、製造を開始。
昭和 60 年	この年、全国の献血者数は約 869 万人を数え、その献血率は 7. 2%に達し、日本の血液事業は著しく発展。 しかしながら、血液製剤の需要は増加の一途を辿り、なかでも血漿分画製剤の使用量は原料血漿に換算して年間 384 万 L にも及ぶ。しかも血漿分画製剤については、その 90%以上が輸入によって確保されており、輸入依存の体制や血液製剤が原因と考えられるエイズ汚染等が大きな社会問題となる。 このような現状を改善するため、血液事業検討委員会は血液事業の見直しを行い、血液事業の今後の方針について、報告書をまとめ国に提出。

昭和 61 年	新しい血液事業のはじまり。 国は、血液事業検討委員会の報告書に基づき、血液製剤の使用適正化を推進する一方、新採血基準を設定して、従来の 200mL 献血に加え、400mL 献血及び成分献血を導入。さらにこの事業の目的達成のため、「献血者健康増進事業」及び「献血者登録制度推進事業」を推進し、我が国の医療に必要な血液製剤は全て献血により確保するという理想に向けて新しい血液事業を開始し、また輸血による感染が問題となっている ATL、AIDS 抗体検査を開始。
---------	---

昭和 62 年	新しい血液事業はその 5 か年計画で平成 2 年度において、1, 000 万人の献血者確保を目標とする。しかしながら、全国の献血者数は昭和 60 年度をピークに年々減少傾向にあり、中でも若年層にその傾向が現れ始めた。 国は昭和 61 年度からスタートした新しい血液事業の推進に伴う諸問題について、その対策等を審議するため新血液事業推進検討委員会を設置。
---------	---

昭和 63 年	<p>輸入血液製剤によるエイズ等の汚染が大きな社会問題となり、次の内容の国会決議がなされる。</p> <p>昭和 63 年 10 月及び 12 月に出された衆・参両院の国会決議（抜粋）</p> <p>「血液製剤の国内自給を促進するため、各省庁の緊密な連携のもとに、成分献血を含む新たな献血推進への幅広い国民各層の協力を求めるための体制を整備すること。</p> <p>特に、血友病患者が使用する凝固因子製剤を献血血液により完全に供給できる体制を早急に確立すること。」</p>
平成元年	<p>かねてより課題になっている血漿分画製剤の国内献血による自給対策を含む今後の血液事業の在り方を取りまとめた新血液事業推進検討委員会より第一次報告が提言され、当面の目標として、血友病の患者が使用する血液凝固因子製剤（原料血漿換算 50 万 L）を献血により確保することとする。</p> <p>C 型肝炎抗体検査が世界に先駆けて実施され、併せて、B 型肝炎検査の精度をより高めるために、HBc 抗体検査を追加。</p>
平成 2 年	民間製薬会社による国内での有償採血を中止。
平成 3 年	国は、新血液事業推進検討委員会の第二次報告に基づき、血液凝固因子製剤の原料血漿を確保するために、都道府県にその確保量を割り当てる。
平成 4 年	<p>日本赤十字社が献血血液を原料とした血液凝固因子製剤の製造を開始したことにより、血液凝固因子製剤は国内献血による供給体制を確立。</p> <p>国は、HCV 抗体検査陽性者に対して、検査結果を通知することとする。</p>
平成 5 年	国は、血液製剤の有効利用を進めるため、医療機関に対して「血液製剤保管管理マニュアル」を作成。また、血液製剤による HIV 感染の防止のため、日本赤十字社及び社団法人日本血液製剤協会に対し、抗 HIV-2 抗体検査を実施するよう通知。
平成 6 年	国は、新血液事業推進検討委員会の報告に基づき、血小板製剤の使用適正化の推進について通知。
平成 7 年	<p>国は、血液問題検討会を設置し、輸血用血液製剤の安全性確保対策について検討し、「輸血用血液製剤の安全性に関する報告書」をまとめる。</p> <p>この通知を受けて、日本赤十字社は 7 月から新しい問診票による受付を開始。</p>
平成 8 年	<p>国は、「医薬品による健康被害の再発防止対策に関するプロジェクトチーム」の報告の指摘を踏まえ、「血液行政の在り方に関する懇談会」を設置し、①血液行政の現状と基本的な課題、②緊急時の対応を含む安全性確保対策、③血漿分画製剤の国内自給などの検討を開始。</p>
平成 9 年	国は、医療機関等に、「血液製剤に関する記録と保管」を義務化。
平成 11 年	<p>国は、採血基準の一部を改正。</p> <p>血小板成分献血以外の献血可能年齢を 69 歳（但し、65 歳以上は、60 歳から 64 歳までの献血経験のある方）まで引き上げる。</p> <p>国は、HTLV-I 抗体検査陽性献血者に対する結果通知及び相談事業を開始。</p> <p>国は、血液製剤の使用指針及び輸血療法の実施に関する指針を大幅に改正。</p> <p>日本赤十字社は、HBV、HCV、HIV 核酸増幅検査（NAT 検査）を導入。</p>
平成 12 年	<p>日本赤十字社は、国の「献血時における問診の強化等について」の通知を受け、問診票を一部改正する。</p> <p>平成 12 年 10 月より中央薬事審議会企画・制度改正特別部会において、患者代表の方々も委員に加え、今後の血液事業の在り方について審議が行われ、平成 12 年 12 月、報告書「新たな血液事業等の在り方について」がとりまとめられ、①血液製剤に係る安全性の向上、②献血による血液製剤の国内自給の確立、③血液製剤の適正使用の推進、④公正かつ透明な実施体制の確保の 4 つの基本理念を確保することと（1）献血による血液製剤の国内自給の確立、（2）血液製剤の適正使用の推進、（3）血液製剤の製造・供給体制、（4）血液製剤に係る安全監視体制、（5）血液製剤に係る健康被害の救済の 5 つの方向性が示された。</p>

平成 13 年	<p>国は、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)感染の予防措置として、1980年から1996年までの間に英国に通算6か月以上の滞在歴を有する者からの献血を見合わせていたが、BSE発生国、発生頭数の増加を踏まえ、献血時における問診の強化を図り、次のとおり対象国を拡大するとともに次の者からは献血を断ることとした。</p> <p>3月30日採血分から、英国、アイルランド、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ポルトガルに1980年以降通算6か月以上の滞在歴を有する者。</p> <p>さらに、11月30日採血分からは、イタリア、オランダ、ベルギーの3か国を追加した。</p>
平成 14 年	<p>国は、輸入非加熱血液製剤によるエイズ感染という痛ましい事故の反省に立って、「採血及び供血あつせん業取締法」の大改正を行い、国内自給を原則とし、血液製剤の安全性向上及び安定供給の確保並びに適正使用の推進を新たに法目的に加えた「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」を7月に公布した。</p> <p>この改正により、国をはじめとする関係者の責務等が明確化された。</p>
平成 15 年	<p>7月30日から「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が施行され、国は、有償採血を全面禁止した。</p> <p>国は、同法に基づき「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）」を策定した。</p> <p>日本赤十字社は、6月に輸血によるB型肝炎の感染が判明したことを受け、国の指示により、梅毒トレポネーマ、HBV、HCV、HIVについて陽性が判明した献血者の直近の献血により採取された血液から製造された血液製剤について遡及調査を開始するとともに、血液製剤の安全対策として、新鮮凍結血漿の6か月貯留を開始した。</p> <p>国は、ウエストナイルウイルス等の輸入感染症の予防措置として海外渡航に関する問診の強化を図り、帰国後3週間は献血を見合わせることにした。</p> <p>国は、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)感染症の予防措置として平成13年から実施していた欧州10か国に6か月以上の滞在歴のある者に加えて次の者からの献血を断ることとした。</p> <p>平成15年6月27日採血分から、アイスランド、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、デンマーク、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグに1980年以降通算5年以上の滞在歴を有する者。</p> <p>国は、SARS コロナウイルス感染の「疑い例」及び「可能性例」について、発症日から遡って10日以内の供血歴があるか、また「疑い例」又は「可能性例」とその発症日以降に接触した者が接触した後10日以内に、供血歴があるかどうかを確認し、赤十字血液センターに報告することとした。</p> <p>日本赤十字社は、輸血用血液の安全対策として、①遡及調査自主ガイドライン作成、②新鮮凍結血漿(FFP)の貯留保管、③輸血用血液の感染性因子の不活化技術の導入、④核酸増幅検査(NAT)の精度向上、⑤医療機関での輸血後感染症に関する全数調査、⑥E型肝炎ウイルス(HEV)について、⑦保存前白血球除去の開始の7項目の取り組みを実施することとした。</p>
平成 16 年	<p>国は、①健康な献血者の確保の推進、②検査目的献血の防止、③血液製剤に係る検査・製造体制等の充実、④医療現場における適正使用等の推進、⑤輸血後感染症対策等の推進の5項目からなる「輸血医療の安全性確保のための総合対策」をまとめた。</p> <p>国は、「輸血用血液等の遡及調査に関するガイドライン」及び「血液製剤のウイルスに対する安全性確保を目的とした核酸増幅検査(NAT)の実施に関するガイドライン」を取りまとめた。</p> <p>日本赤十字社は、これらのガイドラインに基づく遡及調査及びNAT検査を行うこととなった。</p> <p>国は「血小板製剤の使用適正化の推進」及び「輸血療法の実施に関する指針」の一部を改正した。</p>

---

平成 16 年 日本赤十字社は、平成 15 年から実施している 7 項目の輸血用血液の安全対策に加え、平成 16 年 10 月 1 日から献血者の本人確認の徹底を全国で実施することとした。

国は、血液製剤の適正使用に関する取組の一環として、医療機関ごとの血液製剤使用量について調査を実施し、その結果を基に病院機能別の血液製剤の標準的使用量を取りまとめた。

---

平成 17 年 国は、2 月に国内初の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)患者の発生が確認されたことを受け、当面の間の予防的措置として、1980 年以降、1 か月以上の英国滞在歴を有する者からの献血を見合わせることにした。

さらに、国は、その後の当該 vCJD 患者の欧州滞在歴等に関する調査結果を踏まえ、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間の措置として、6 月 1 日採血分から、1980 年から 1996 年の間に一日以上の英国滞在歴を有する者からの献血を断ることとした。

国は、将来にわたって持続可能な血液の需給体制を構築するため、5 月に献血構造改革の重点事項を示し、その中で「若年層の献血者数の増加」、「安定的な集団献血の確保」及び「複数回献血の確保」に係る 5 年程度の達成目標を定めて組織的な献血促進体制に切り替えていくことにした。

日本赤十字社は、国の作成した「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」及び、自社作成のガイドラインに基づき、血液製剤の遡及調査を実施することとした。

国は、血液製剤による vCJD の伝播防止のための献血制限において、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来さないよう、厚生労働大臣を本部長とする献血推進本部を設置した。

国は、血液製剤の適正使用に係わる先進事例等調査結果を取りまとめ、その結果を踏まえた具体的強化方策を提示した。

国は、平成 15 年 7 月施行の「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」及び平成 17 年 4 月施行の「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」を踏まえ、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」を改定した。

国は、9 月に国内において初めてウエストナイルウイルスによる感染が確認されたことから、献血受入に際しての問診の徹底を図ることとした。

---

平成 18 年 国は、昭和 61 年に開始した献血者健康増進事業等の要綱を改訂し、新たに、①血液製剤の安全性確保のための情報システム事業、②問診技術向上研修事業、③若年層献血者等確保推進事業、④複数回献血協力者確保事業の 4 事業を推進し、若年層が安定的に需要を持続的に支えていく持続可能な血液の需給体制を構築する方向性を示した。

国は、10 月 1 日より、適切な関与の下に、献血者の健康被害に対し採血事業者が医療費等を負担する献血者健康被害救済制度を開始した。

日本赤十字社は、10 月 1 日より、献血カードを導入し、献血受付時における本人確認の厳格化を図ることとした。

---

平成 19 年 日本赤十字社は、全ての全血採血由来製剤について、保存前白血球除去及び採血時における初流血除去の実施を導入した。

国は、全ての全血採血由来製剤について、保存前白血球除去が行われることとなったこと等を踏まえ、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」を改定した。

また、日本赤十字社が製造販売する人血小板濃厚液について、「血液製剤の使用指針」を改正し「有効期間は採血後 4 日間」に改めた。

---



---

平成 20 年 国は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第 9 条第 3 項に基づき、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）」の全部を改正し、平成 20 年 6 月 6 日に公布した。

また、若年層の献血離れが深刻なものとなっており、将来の安定的な血液確保に懸念が生じているため、国は 9 月より、「献血推進のあり方に関する検討会」を設置し、本検討会に「今後の安全な採血基準のあり方」についてのワーキンググループを設置した。

---

平成 21 年 国は、日本赤十字社に対しては新型インフルエンザの国内発生に係る血液製剤の安全性確保を、県に対しては安定供給の確保を、医療機関に対しては血液製剤の適正使用を通知した。

また、県及び日本赤十字社に対しては、新型インフルエンザ国内蔓延時における血液製剤の安定供給確保に向けた対応を通知した。

さらに、「採血時の欧州等滞在歴による献血制限」を、「1 日以上英国滞在歴を有する者」から「1 か月以上英国滞在歴を有する者」に見直した。

---

平成 22 年 国は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 22 年 3 月 26 日）により、平成 23 年 4 月 1 日から、全血 400mL 採血の男性の献血可能年齢を 18 歳から 17 歳に引き下げる等の採血基準の改正を行った。

また、11 月に献血推進のための新たな中期目標として「献血推進 2014」を策定した。

---

平成 25 年 国は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第 9 条第 3 項に基づき、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）」の全部を改正し、平成 25 年 7 月 23 日に告示した。

また、平成 25 年 8 月に、3 年ぶりに輸血による C 型肝炎ウイルス感染が極めて疑われる症例が 1 例報告され、さらに、平成 25 年 11 月、10 年ぶりに輸血によるヒト免疫不全ウイルス感染が極めて疑われる症例が 1 例報告された。

これを受けて、国は、「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」及び「輸血療法の実施に関する指針」等の遵守について通知し、輸血時の説明及び同意並びに輸血前後の検査や検体の保管等の実施の徹底を図ることとした。

---

平成 26 年 日本赤十字社は、献血者のプライバシーの保護等を一層図ることを目的として、献血受付時に献血申込書（診療録）・問診票の完全電子化（ペーパーレス）とともに、新たに献血者の本人確認生体認証（指の静脈認証）システムの導入を、平成 26 年 5 月から 6 月にかけて全国で段階的に開始した。

日本赤十字社は、輸血用血液製剤の安全性の向上を目的に、平成 26 年 8 月 1 日より核酸増幅検査（NAT）システムを変更し、個別検体による NAT（個別 NAT）スクリーニングを開始した。

---

平成 28 年 日本赤十字社は、輸血後肝炎予防対策として ALT 検査による製品の除外を実施してきたが、特異的な高感度検査法が導入された今日、同検査は肝炎ウイルスをはじめとする病原因子の代替マーカーとしての意義はないため、リスクに対する影響を見ながら製品除外基準を段階的に見直すこととした。これを受けて、ALT 検査による製品除外基準を平成 28 年 4 月 1 日検査分より「61IU/L 以上」から「101IU/L 以上」に変更した。

---

---

平成 31 年 国は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第 9 条第 3 項に基づき、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）」の全部を改正し、平成 31 年 2 月 28 日に公布した。

---

令和 2 年 日本赤十字社は、輸血用血液製剤による E 型肝炎ウイルス（HEV）感染の事例を受け、輸血用血液製剤の安全性向上のため、令和 2 年 8 月から全国一斉に E 型肝炎検査（HEV NAT 検査）を導入した。

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（血液法）」の改正により、令和 2 年 9 月 1 日から、採血基準の最高血圧、最低血圧、脈拍、体温の新たな基準が定められ、令和 2 年 11 月 4 日から、がんの問診判断基準が緩和された。

血液法の改正により、令和 2 年 9 月 1 日から、「科学技術の発展を踏まえた採血等の制限の緩和」「採血業の許可基準の明確化」「採血事業者のガバナンスを強化するための措置」が施行された。

## Ⅱ 鹿児島県の血液事業の沿革

年月日	事項
昭和 39. 10. 16	鹿児島県血液対策推進協議会設置
40. 1. 25	化血研鹿児島血液銀行内に血液センターを併設し献血業務を開始
40. 2. 10	献血バス運行開始
42. 1. 31	血液センター 郡元三丁目に移転
44. 6. 9	献血者 10 万人達成
44. 11. 8	鹿児島県学生献血推進協議会結成
45. 6. 8	県立大島病院及び県立鹿屋病院に出張所を開設
48. 6. 7	鹿児島県 Rh（－）友の会発足
48. 7. 11	第 9 回献血運動推進全国大会を日赤名誉総裁常陸宮妃殿下の御臨席を得て県文化センターにて開催
49. 4. 1	血液代金自己負担金給付制度開始
50. 12. 20	血液成分製剤の製造開始
52. 11. 24	血液センター 鴨池新町に新築移転
53. 7. 16	献血者 50 万人達成
55. 4. 1	血液センターに血液低比重検査を委託（昭和 60 年度まで）
55. 8. 31	県立鹿屋病院内の鹿屋出張所を廃止
55. 9. 30	県立大島病院内の名瀬出張所を廃止
56. 4. 1	生化学検査結果を全献血者に通知
57. 3. 31	年間の献血率が初めて全国平均を上回る
58. 9. 21	献血者 100 万人達成
58. 10. 1	血漿分画センターに分画用原料血漿の送付開始
59. 7. 23	血漿分画製剤「日赤アルブミン」の供給開始
61. 2. 1	鹿児島市に「献血ルーム天文館」を開設
61. 2. 17	ATL 抗体検査開始
61. 3. 31	血液代金自己負担金給付制度廃止
61. 4. 1	400mL 献血開始
61. 5. 17	串木野市で献血バスにより 1 日の最高献血者 1,483 人を達成
61. 7. 16	成分献血開始
61. 9. 1	400mL 及び成分献血者へ「献血健康手帳」の交付と血球計数検査通知
61. 10. 23	AIDS 抗体検査開始
62. 2. 28	鹿児島県献血者登録制度推進委員会設置
62. 4. 1	鹿児島県薬剤師会に「血液教育事業」を委託
61. 12. 1	HBs 陽性者へ検査結果の通知開始
平成 元. 1. 17	「献血ルーム天文館」献血者 10 万人達成
元. 12. 27	HCV 抗体及び HBc 抗体の検査開始
2. 9. 7	献血者 200 万人達成

年 月 日	事 項
4. 5. 6	赤血球 MAP の供給開始
4. 8. 1	HCV 抗体陽性者への検査結果の告知を開始
4. 8. 6	九州一周学生献血キャラバン隊鹿児島から出発
4. 11. 7	南日本放送主催「目指せ、1107 献血」で1日の総献血者1,500人を達成
5. 5. 29	鹿児島県学生献血推進協議会結成
5. 11. 24	3日間にわたり、県内一周（甕島を除く）学生キャラバンを実施
7. 7. 1	安全性確保対策として新しい問診票による受付開始
8. 3. 2	「献血ルーム天文館」開設10周年リフレッシュオープン
10. 7. 1	放射線照射血供給開始
10. 12. 14	献血者300万人達成
11. 4. 1	HTLV-I 抗体検査陽性献血者への結果通知開始
11. 9. 11	核酸増幅（NAT）検査の導入
12. 8. 27	血液センターリニューアルオープン
13. 6. 1	血液センター「エビオラリー」開始
13. 8. 20	第11回九州一周学生献血キャラバン隊鹿児島から出発
14. 2. 1	Eメール・携帯電話献血登録制度開始
14. 10. 4	献血ルーム天文館献血者50万人達成
14. 10. 29	第4回献血推進運動中央連絡協議会に幹事県として出席（東京）
14. 12. 6	鹿児島県議会議員団による初回献血実施
15. 7. 8	奄美大島地区緊急時供血者登録制度発足（名瀬市（現「奄美市」））
17. 4. 15	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）対策の献血制限措置の実施に伴い、血液製剤の供給が滞るおそれがあることから、「鹿児島県献血推進本部」を設置
18. 7. 1	献血ルーム天文館リニューアルオープン
18. 10. 1	血液センター「献血カード」導入
19. 1. 16	全血採血由来血液製剤の保存前白血球除去開始
19. 2. 1	採血時初流血除去開始
19. 8. 22	九州ブロック学生献血推進サミット in 鹿児島をサンエールかごしまにて開催
19. 12. 5	九州血液センター竣工（福岡県久留米市）
20. 1. 1	九州血液センターへ検査業務を集約
20. 3. 31	鹿児島県赤十字血液センターにおける医薬品製造業を廃止
20. 4. 1	九州血液センターへ製剤業務を集約
20. 4. 1	「かもいけの血液センター」を「献血プラザかもいけクロス」と名称を変更。
21. 5. 22	平成21年度血液関係九州ブロック会議開催（鹿児島東急イン）
21. 7. 1	「献血プラザかもいけクロス」が全面改装され、リニューアルオープン
21. 10. 27	第11回献血推進運動中央連絡協議会に幹事県として出席（東京）
21. 11. 28	第1回鹿児島県合同輸血療法委員会開催（県庁講堂）
22. 6. 1	屋久島町緊急時供血者登録制度発足

22. 11. 27	「献血プラザかもいけクロス」の2階部分が改装され、「ホリスティックヘルスプラザかごしま」がオープン
23. 7. 8	種子島緊急時供血者登録制度発足
23. 7. 30	血液センター「けんけつ応援隊」発足
23. 9. 1	血液センター鹿屋出張所を開設
23. 12. 1	血液センター川内出張所を開設
24. 4. 1	九州ブロック血液センターへ経理業務等を集約（日本赤十字社が広域運営体制を導入）
25. 1. 25	「～献血ありがとう～いのちをつなぐ友の会」発会
26. 5. 28	献血受付システムの完全電子化（ペーパーレス）
27. 2. 14	血液センター創立 50 周年式典挙行
28. 2. 1	「献血ルーム・天文館」開設 30 周年
28. 7. 1	「献血プラザかもいけクロス」, 「献血ルーム・天文館」の開所日が変更
28. 9. 10	九州ブロック学生献血推進協議会統一イベントを鹿児島市民文化ホール第一にて開催
29. 5. 9	平成 29 年度血液関係九州ブロック会議を本県で開催（鹿児島東急 REI ホテル）
29. 11. 10	第 19 回献血推進運動中央連絡協議会に幹事県として出席（東京）
30. 3. 31	阿久根市及び奄美市の血液製剤備蓄所の閉鎖
31. 3. 31	西之表市の血液製剤備蓄所の閉鎖
令和 2. 10. 1	献血の事前検査の採血が、静脈採血から指先穿刺へ変更

### Ⅲ 令和2年度の血液事業の実績

令和2年度中の献血者は、65,015人、(200mL献血者273人、400mL献血者46,377人、成分献血者18,365人)となり、前年度に比べ426人増加(対前年度比100.7%)した。献血種類別では、400mL献血者は1,238人減少、200mL献血者は39人減少、成分献血は1,703人増加した。全献血者のうち400mL献血者は71.3%(前年度73.7%)、200mL献血者は0.4%(前年度0.5%)、成分献血は28.2%(前年度25.8%)を占めた。

一方、輸血用血液製剤の供給状況は、200mL献血製剤が841本(対前年比78.9%)、400mL献血製剤が57,242本(対前年比95.3%)、成分献血製剤が13,785本(対前年比107.4%)であった。

#### 1 主な活動内容

##### (1) 献血思想の普及、献血推進運動の実施

###### ア 献血推進団体等の表彰

令和2年7月、献血運動の推進に積極的に協力し、他の模範となる功績があったと認められた本県の2団体に表彰状が、6団体に感謝状がそれぞれ厚生労働大臣から贈呈された。

また、令和2年8月、献血推進運動の推進に積極的に協力し、他の模範となった6団体及び200回以上献血した個人20名に対して知事の感謝状と記念品をそれぞれ贈呈した。

一方、各保健所においては、地域における献血推進に功績のあった7団体に対して保健所長感謝状がそれぞれ贈呈された。

###### イ 市町村及び保健所献血推進主管課長及び担当者会議の開催

例年6月上旬に、鹿児島市において、県及び県赤十字血液センター共催で市町村・保健所献血推進主管課長及び担当者会議を開催し、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」、「献血者数の推移」、「県献血推進計画」の説明を行い、目標達成に向けて協力を求めていたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。

###### ウ はたちの献血街頭キャンペーンの実施

例年「はたちの献血」キャンペーン月間内の1月上旬に、鹿児島市天文館にて、鹿児島城山ライオンズクラブ等の主催による献血を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から街頭キャンペーンは中止となった。

また、ポスターによる啓発を実施した。

###### エ バレンタイン献血

令和3年2月14日、イオンモール鹿児島において、鹿児島県学生献血推進協議会の学生等が若年層を中心に広く県民に献血の協力を呼びかけるとともに、献血を実施した。

###### オ 愛の血液助け合い運動の実施

例年8月に街頭キャンペーンを実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。

ポスターを掲示するほか、啓発資材として例年作成しているリーフレットの代わりに、献血協力者への記念品としてエコバックを作成して配布し、広く県民に献血運動への参加と献血への協力を求めた。

###### カ アロハ献血

令和2年8月4日～8月6日、指宿市内の23会場において、献血を呼びかけ献血を実施した。

キ 「楽しく学ぼうキッズ献血」(後援)

例年 7 月に県赤十字血液センターにおいて、小学生(高学年)を対象とした「楽しく学ぼうキッズ献血」を開催し、血液に対する話題提供、献血模擬体験、所内各部門の見学等を通じて献血の重要性や血液センターの役割について理解を深めてもらっていたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。

ク 全国学生クリスマス献血キャンペーン 2020

令和 2 年 12 月に鹿児島市(志学館大学、鹿児島大学、鹿児島国際大学、イオンモール鹿児島)で、鹿児島県学生献血推進協議会の大学生等が若年層を中心に地域住民の献血に対する理解を深め、協力を求めるためキャンペーンを実施した。

(2) 若年層の献血者確保

ア 血液教育事業の実施

昭和 62 年度から、県薬剤師会に委託し実施している献血可能年齢を間近にした中学生及びその他希望する学校の生徒を対象とした血液教育事業を通じて、血液に関する正しい知識と重要性を啓発した。

実施校数 150 校(令和 2 年度)

イ 鹿児島県学生献血推進協議会の育成及び活動の支援

若者に対する献血啓発方法等について協議した。

ウ 献血出前講座等

血液センターが主体となり、高校生をはじめ小学校から専門学校を対象に献血セミナーを実施したほか、中学生を対象とした職場体験学習の受入を実施するなどして、献血についての正しい知識の理解と普及に努めた。

(3) 献血組織の育成

ア 県血液対策推進協議会の開催

令和 3 年 2 月、第 61 回県血液対策推進協議会を書面開催し、「令和元年度血液事業実績」、「令和 3 年度鹿児島県献血推進計画(案)」について示した。

イ 市町村献血推進協議会の開催状況

13 市町で開催され、県献血推進計画等に基づき、献血協力事業所の増加、住民に対する献血思想の普及方策、献血受入体制の強化等について協議が行われた。

ウ 市町村献血担当者会議の開催

令和 2 年 12 月～令和 3 年 1 月、各保健所において、所轄市町村に令和 2 年度の献血状況と令和 3 年度の「月別・地域別献血計画(案)」を説明し、目標達成に向けて協力を求めた。

エ ライオンズクラブ献血推進セミナー

令和 2 年 10 月 30 日、鹿児島市において開催されたライオンズクラブ献血推進セミナーで、献血への取組の事例発表や「県献血推進計画」等の説明を行い、事業所献血の推進に努めた。

(4) 複数回献血クラブの普及啓発

献血会場や各種広報媒体等を活用し、複数回献血協力者の確保に努めた。

登録者数：14,583 人(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(5) 離島における緊急時供血者登録制度

日本赤十字社が製造した献血による血液を確保することが困難となった場合、緊急避難的な方法として、必要な血液を迅速に確保することを目的に、平成 15 年 7 月に「奄美大島地区緊急時供血者登録制度連絡協議会」、平成 22 年 6 月に「屋久島町緊急時供血者登録制度連絡協議会」、平成 23 年 7 月には「種子島緊急時供血者登録制度連絡協議会」が発足し、同登録制度を運用している。

令和 2 年 6 月、「令和 2 年度奄美大島地区緊急時供血者登録制度連絡協議会」（書面開催）に参加し、供血者の登録状況や供血登録者の確保方策について協議した。

(6) 輸血用血液製剤の使用適正化

例年 2 月に、医療関係者を対象とした「鹿児島県合同輸血療法懇話会」を開催し、医療施設における輸血実施状況に関する発表等を通じて血液製剤の使用適正化に努めているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。

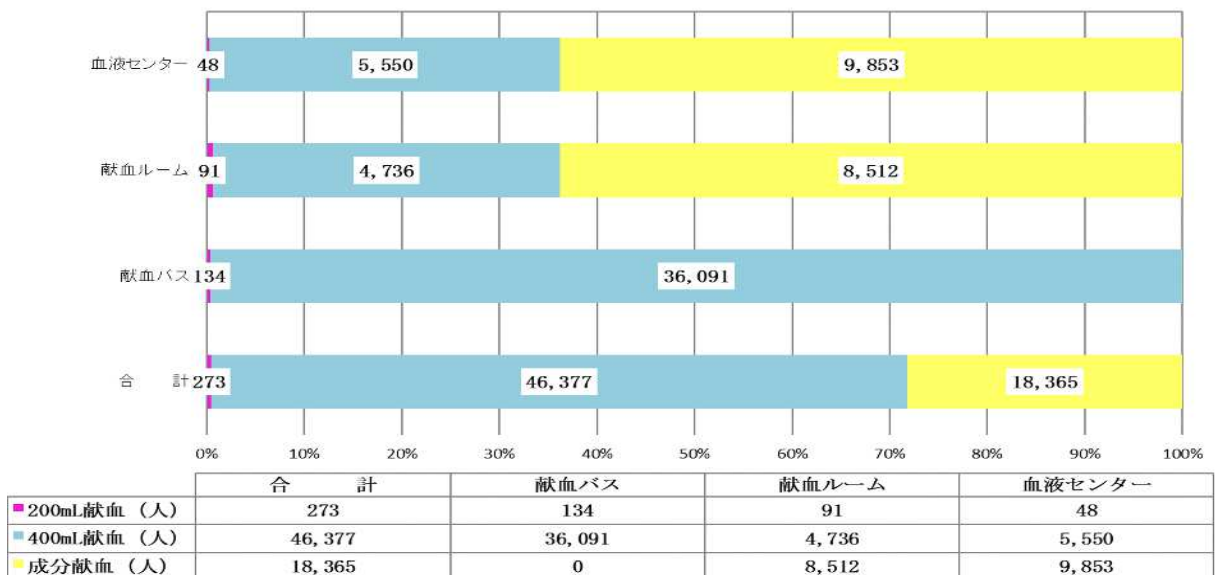


## 2 献血の状況

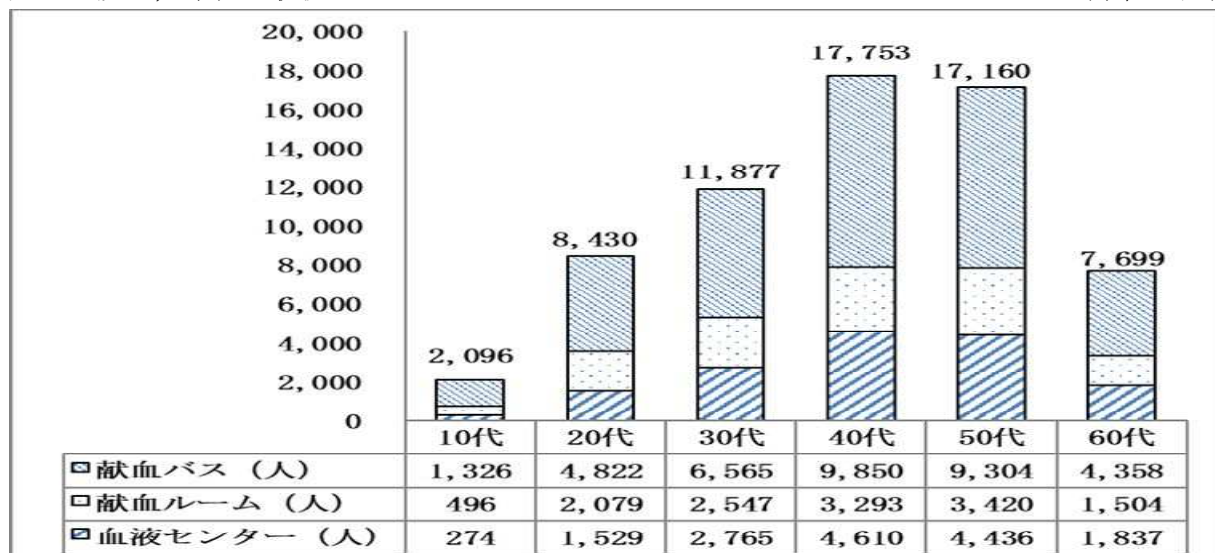
(1) 献血種類別，受付者，献血者状況，献血できなかった人の数 (単位：人)

種別	区分	受付者数			献血できなかった人の数			献血者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
200mL献血		53	372	425	12	140	152	41	232	273
400mL献血		36,842	14,904	51,746	2,118	3,251	5,369	34,724	11,653	46,377
成分献血	血小板	6,679	819	7,498	487	477	964	6,192	342	6,534
	血漿	8,307	3,980	12,287	145	311	456	8,162	3,669	11,831
	計	14,986	4,799	19,785	632	788	1,420	14,354	4,011	18,365
合計		51,881	20,075	71,956	2,762	4,179	6,941	49,119	15,896	65,015

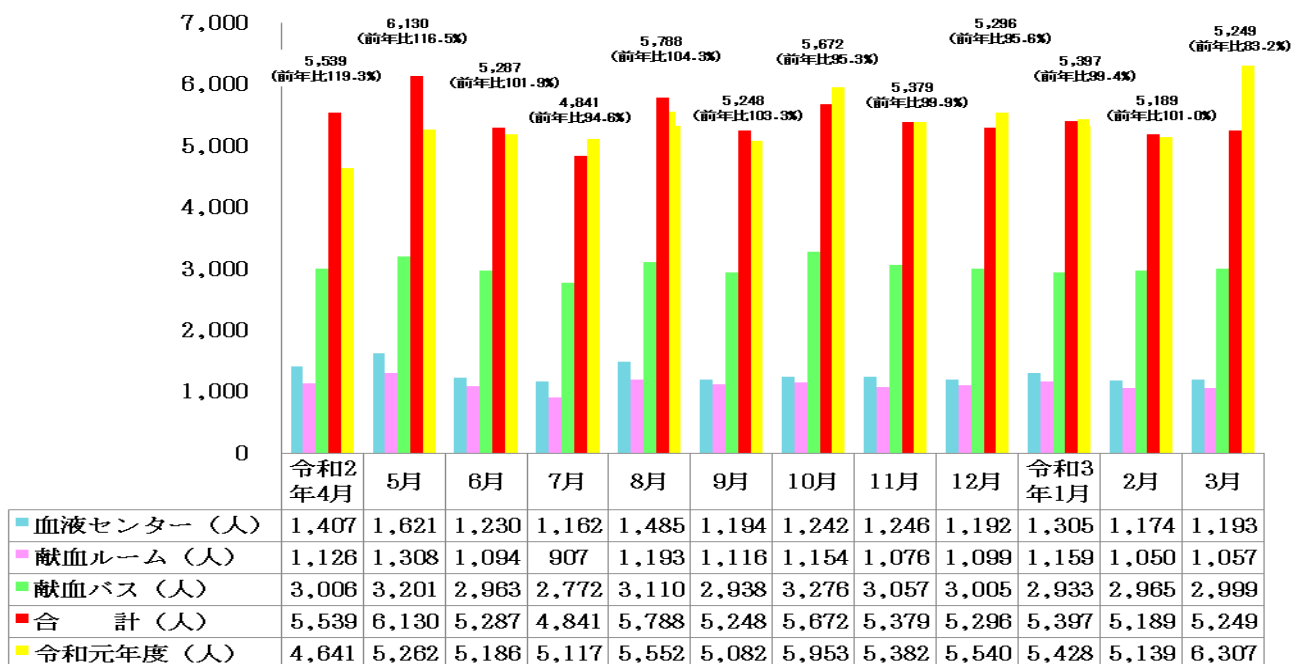
(2) 献血施設別，献血種類別状況



(3) 献血施設別，年代別状況 (単位：人)

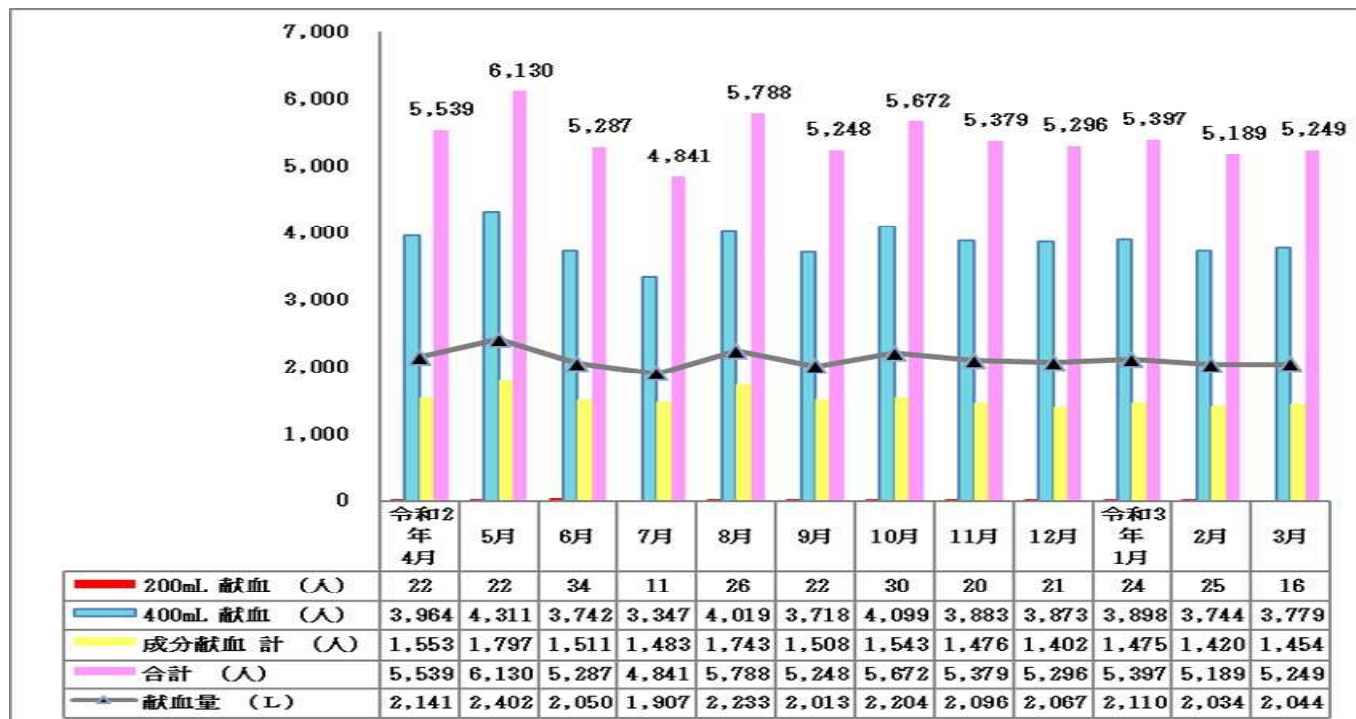


(4) 月別、献血施設別状況



	血液センター(人)	献血ルーム(人)	献血バス(人)	合計(人)
合計(令和2年度)	15,451	13,339	36,225	65,015
(令和元年度)	12,747	13,828	38,014	64,589
対前年度比(%)	121.2	96.5	95.3	100.7

(5) 月別、献血種類別状況

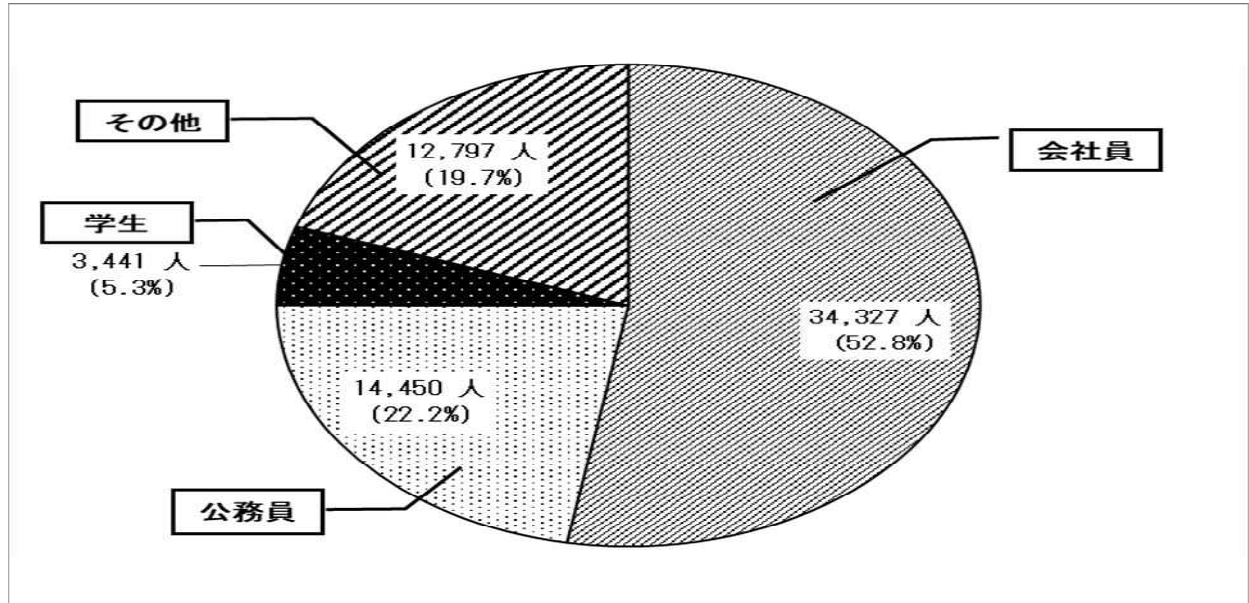


	200mL献血(人)	400mL(人)	成分献血			合計(人)	献血量(L)
			PC(人)	PPP(人)	計(人)		
合計	273	46,377	6,534	11,831	18,365	65,015	25,301
(令和元年度)	312	47,615	8,389	8,273	16,662	64,589	24,625
対前年比(%)	87.5	97.4	77.9	143.0	110.2	100.7	102.7

(注) PC：血小板成分献血，PPP：血漿成分献血

## (6) 職業別状況

(単位：人)



## (7) 高校生献血の状況

事 項		年 度				
		平成28	29	30	令和元	2
学 校 総 数 (A)		89	89	89	89	89
生 徒 総 数 (人) (B)		45,280	45,014	44,607	43,651	42,624
献 血 実 施 校 数 (C)		19	19	18	18	9
献 血 実 施 回 数 (D)		23	23	21	20	9
献 血 者 数	学 校 内 (人) (E)	964	948	829	832	315
	学 校 外 (人) (F)	346	362	295	232	378
	合 計 (人) (G)	1,310	1,310	1,124	1,064	693
献 血 率 (%) (G/B)		2.9	2.9	2.5	2.4	1.6
実 施 校 割 合 (%) (C/A)		21.3	21.3	20.2	20.2	10.1
1 回 当 り 献 血 者 数 (人) (E/D)		42	41	39	42	35

(注) 学校総数, 生徒総数は、『令和2年度学校基本統計(学校基本調査の結果)』より

## (8) 離島における緊急時供血者登録制度の登録者数

令和3年3月31日現在

地区名	血液型				計
	A型	O型	B型	AB型	
奄美大島地区	264 (11)	239 (13)	116 (12)	48 (2)	667 (38)
屋久島地区	81 (0)	76 (0)	58 (1)	17 (0)	232 (1)
種子島地区	166 (1)	72 (0)	97 (3)	32 (1)	367 (5)

( ) : 登録者のうちRh-の登録者数

(9) 献血できなかった人・血液検査不合格者の状況

献血受付者数	
71,956人	男 51,881人(72.1%) 女 20,075人(27.9%)

前年度実績 73,201人  
(対前年度比 98.3%)

献血できなかった人数	
6,941人(9.6%)	(男性 39.8%, 女性 60.2%)

( )内は、献血受付者数に対する割合

●内訳 (単位:人)

項目 \ 性別	男性	女性	計	割合
血色素不足	564	2,507	3,071	44.2%
その他	2,198	1,672	3,870	55.8%
計	2,762	4,179	6,941	100.0%
割合	39.8%	60.2%	100.0%	

注) その他・・・血圧, 服薬, 問診など

献血者数	
65,015人(A)	男 49,119人 (75.6%) 女 15,896人 (24.4%)

前年度実績64,589人  
(対前年度比100.7%)

献血者内訳 (単位:人)			
項目 \ 施設	血液センター	献血ルーム	献血バス
200mL	48	91	134
400mL	5,550	4,736	36,091
成分	9,853	8,512	—
計	15,451	13,339	36,225

●献血者内訳	
・200mL 献血	273人 (0.4%)
・400mL 献血	46,377人 (71.3%)
・成分献血	18,365人 (28.3%)
合計	65,015人 (100.0%)

製品検査	
------	--

検査不合格者数	
1,281人(2.0%)	献血者数に対する比

●検査不合格者内訳	
・H B s 抗原	19人 (0.0%)
・H B c 抗体	219人 (0.3%)
・H C V 抗体	51人 (0.1%)
・肝機能	546人 (0.8%)
・梅毒	155人 (0.2%)
・不規則抗体	47人 (0.1%)
・その他	274人 (0.4%)
延人数	1,281人 (2.0%)

( )内は献血者数(A)に対する割合。  
スクリーニング検査(+)を不合格としていますが、真の陽性数を表すものではありません。(確定にはさらに精度の高い検査を要します。)

※「検査不合格者の内訳」は、重複する場合があるため、必ずしも合計「不合格者数」に一致しません。

製剤	
----	--

血液供給	
------	--

輸血に使用

原料血漿	
------	--

アルブミン製剤  
免疫グロブリン製剤  
血液凝固第Ⅷ因子製剤

ア 献血できなかつた人

区分	年度	受付		適格		不適格				
		A 人	B 人	B/A(%)	比重不足C		その他D		計 E	
					人	C/A(%)	人	D/A(%)	人	E/A(%)
男	29	50,724	46,977	92.6	873	1.7	2,874	5.7	3,747	7.4
	30	50,925	47,319	92.9	821	1.6	2,785	5.5	3,606	7.1
	R01	53,003	49,484	93.4	655	1.2	2,864	5.4	3,519	6.6
	R02	51,881	49,119	94.7	564	1.1	2,198	4.2	2,762	5.3
女	29	20,191	14,461	71.6	3,320	16.4	2,410	11.9	5,730	28.4
	30	20,096	14,521	72.3	3,313	16.5	2,262	11.3	5,575	27.7
	R01	20,198	15,105	74.8	2,999	14.8	2,094	10.4	5,093	25.2
	R02	20,075	15,896	79.2	2,507	12.5	1,672	8.3	4,179	20.8
計	29	70,915	61,438	86.6	4,193	5.9	5,284	7.5	9,477	13.4
	30	71,021	61,840	87.1	4,134	5.8	5,047	7.1	9,181	12.9
	R01	73,201	64,589	88.2	3,654	5.0	4,958	6.8	8,612	11.8
	R02	71,956	65,015	90.4	3,071	4.3	3,870	5.4	6,941	9.6

イ 血液検査不合格者の状況

年度別	区分	献血者数	不合格者数		検査不合格の内訳													
					梅毒		HBs抗原		HBc抗体		HCV抗体		肝機能		不規則抗体		その他	
					比率%	比率%	比率%	比率%	比率%	比率%	比率%	比率%	比率%	比率%	比率%			
28	鹿児島	60,663	1,096	1.8	64	0.1	12	0.0	318	0.5	13	0.0	392	0.6	52	0.1	275	0.5
	全国	4,829,172	67,310	1.4	4,597	0.1	1,167	0.0	14,601	0.3	1,047	0.0	30,771	0.6	3,430	0.1	14,248	0.3
29	鹿児島	61,438	1,064	1.7	60	0.1	19	0.0	235	0.4	7	0.0	429	0.7	57	0.1	302	0.5
	全国	4,732,141	70,727	1.5	4,648	0.1	822	0.0	12,462	0.3	1,097	0.0	33,752	0.7	3,282	0.1	16,990	0.4
30	鹿児島	61,840	1,027	1.7	52	0.1	10	0.0	215	0.3	9	0.0	492	0.8	51	0.1	220	0.4
	全国	4,735,944	69,574	1.5	4,640	0.1	706	0.0	10,768	0.2	1,033	0.0	37,336	0.8	3,013	0.1	14,101	0.3
R01	鹿児島	64,589	1,485	2.3	138	0.2	41	0.1	351	0.5	77	0.1	551	0.9	42	0.1	329	0.5
	全国	4,926,488	94,435	1.9	10,801	0.2	2,427	0.0	15,973	0.3	4,831	0.1	39,559	0.8	2,600	0.1	20,600	0.4
R02	鹿児島	65,015	1,281	2.0	155	0.2	19	0.0	219	0.3	51	0.1	546	0.8	47	0.1	274	0.4
	全国	5,037,920	95,934	1.9	12,014	0.2	1,479	0.0	11,807	0.2	3,112	0.1	45,837	0.9	2,975	0.1	20,926	0.4

(注) 「比率」は、献血者数に対する割合である。

「検査不合格者の内訳」は、重複する場合があるため、必ずしも合計「不合格者数」に一致しない。

血液型の亜型、HTLV-1抗体等は、「その他」に含む。

HBc抗体については、平成24年8月6日から判定基準が変更となったため増加している。

(単位：本)

(10) 血液製剤種類別供給数の状況

製剤別	種別	令和2年度				令和元年度				
		200mL 献血製剤		400mL 献血製剤		200mL 献血製剤		400mL 献血製剤		合計
		成分	献血製剤	成分	献血製剤	成分	献血製剤	成分	献血製剤	
全血	全血製剤									0
照射全血製剤										0
赤血球	赤血球-LR		953				850			850
洗淨赤血球	洗淨赤血球									0
合成血	合成血									0
血液製剤	照射赤血球-LR	630	46,954			675	47,304			47,979
照射洗淨赤血球	照射洗淨赤血球		3				7			7
照射凍赤血球	照射凍赤血球		5							0
照射合成血	照射合成血									0
新鮮凍結血漿	新鮮凍結血漿	211	9,327		2,298	381	10,236		2,014	12,631
照射濃厚血小板(1~20単位)	照射濃厚血小板(1~20単位)				11,451				10,760	10,760
照射洗淨血小板(10単位)	照射洗淨血小板(10単位)				1				29	29
照射洗淨血小板HLA(10単位)	照射洗淨血小板HLA(10単位)				1					0
照射濃厚血小板HLA(10~20単位)	照射濃厚血小板HLA(10~20単位)				34				35	35
総供給数	供給数	841	57,242		13,785	1,056	58,397		12,838	72,291

## (11) 保健所ブロック別市町村別献血状況

(単位：人)

保健所	市町村	献 血 内 訳			合 計	16～69歳人口 (令和2年10月1日)	献血率 %
		200mL	400mL	成 分			
指 宿 市	指 宿 市	1	913		914	22,428	4.1
	計	1	913		914	22,428	4.1
	学 校				0		
	合 計	1	913		914	44,856	2.0
加 世 田	枕 崎 市		376		376	11,622	3.2
	南 さ つ ま 市		725		725	18,442	3.9
	南 九 州 市		723		723	19,020	3.8
	計	0	1,824		1,824	49,084	3.7
	学 校	8	97		105		
	合 計	8	1,921		1,929	49,084	3.9
伊 集 院	日 置 市	3	1,283		1,286	27,959	4.6
	いちき串木野市	2	630		632	16,171	3.9
	計	5	1,913		1,918	44,130	4.3
	学 校	3	47		50		
	合 計	8	1,960		1,968	44,130	4.5
川 薩	薩 摩 川 内 市		2,915		2,915	55,634	5.2
	さ つ ま 町	2	642		644	11,288	5.7
	計	2	3,557		3,559	66,922	5.3
	学 校				0		
	合 計	2	3,557		3,559	66,922	5.3
出 水	阿 久 根 市		530		530	10,726	4.9
	出 水 市	1	1,049		1,050	30,827	3.4
	長 島 町		163		163	5,571	2.9
	計	1	1,742		1,743	47,124	3.7
	学 校	1	28		29		
	合 計	2	1,770		1,772	47,124	3.8
大 口	伊 佐 市	1	731		732	13,597	5.4
	計	1	731		732	13,597	5.4
	学 校				0		
	合 計	1	731		732	13,597	5.4
始 良	霧 島 市	6	4,068		4,074	77,089	5.3
	始 良 市	8	2,274		2,282	46,129	4.9
	湧 水 町		193		193	5,028	3.8
	計	14	6,535		6,549	128,246	5.1
	学 校	4	116		120		
	合 計	18	6,651		6,669	128,246	5.2
志 布 志	曾 於 市		578		578	18,888	3.1
	志 布 志 市	1	529		530	16,929	3.1
	大 崎 町	2	202		204	7,194	2.8
	計	3	1,309		1,312	43,011	3.1
	学 校				0		
	合 計	3	1,309		1,312	43,011	3.1

保健所	市町村	献 血 内 訳			合 計	16～69歳人口 (令和2年10月1日)	献血率 %
		200mL	400mL	成 分			
鹿屋	鹿屋市	3	2,487		2,490	61,037	4.1
	垂水市		210		210	7,850	2.7
	東串良町		272		272	3,477	7.8
	錦江町		121		121	3,665	3.3
	南大隅町		126		126	3,334	3.8
	肝付町		359		359	7,821	4.6
	計	3	3,575		3,578	87,184	4.1
	学校	1	24		25		
	合計	4	3,599		3,603	87,184	4.1
西之表	西之表市	1	446		447	8,578	5.2
	中種子町		237		237	4,233	5.6
	南種子町		60		60	3,207	1.9
	計	1	743		744	16,018	4.6
	学校				0		
	合計	1	743		744	16,018	4.6
屋久島	屋久島町		199		199	6,990	2.8
	計	0	199		199	6,990	2.8
	学校	2	14		16		
	合計	2	213		215	6,990	3.1
名瀬	奄美市	2	783		785	25,427	3.1
	大和村				0	—	0.0
	宇検村				0	—	0.0
	瀬戸内町		251		251	5,010	5.0
	龍郷町		203		203	3,415	5.9
	計	2	1,237		1,239	33,852	3.7
	学校				0		
	合計	2	1,237		1,239	33,852	3.7
徳之島	徳之島町		136		136	6,050	2.2
	天城町		89		89	3,202	2.8
	伊仙町		41		41	3,363	1.2
	和泊町				0	—	0.0
	知名町				0	—	0.0
	計	0	266		266	12,615	2.1
	学校	1	25		26		
	合計	1	291		292	12,615	2.3
鹿児島	鹿児島市	31	10,445		10,476	356,862	2.9
	計	31	10,445	0	10,476	356,862	2.9
	学校	50	751		801		
	合計	81	11,196	0	11,277	356,862	3.2
献血バス		134	36,091		36,225		
	(内)学校合計	70	1,102		1,172		
血液センター		48	5,550	9,853	15,451		
献血ルーム		91	4,736	8,512	13,339		
総計		273	46,377	18,365	65,015	950,491	6.8

- (参考) 1 鹿児島県の総人口(令和2年度:1,588,256人)に対する献血率は4.1%  
2 献血可能人口は、従来15～69歳を記載していたが、平成22年版から16～69歳とした。  
3 人口は、鹿児島県推計人口(令和2年10月1日現在)による。  
三島村、十島村等献血未実施の市町村の人口は含んでいない。



## IV 令和3年度鹿児島県献血推進計画

### 第1 目的

本計画は、「鹿児島県血液対策事業実施要綱」第5条第1項及び第2項に基づき、令和3年度の献血により確保すべき血液の目標量，献血者数並びにその確保に向けての施策を定めるとともに，県，市町村及び県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）の役割を明確にしたものである。

### 第2 計画の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 第3 必要血液予測量

#### 1 県内医療機関供給計画数

【赤血球製剤】 200mL 献血：700本，400mL 献血：47,685本

【血小板製剤】 11,025本

【血漿製剤】 13,070本

#### 2 原料血漿確保目標量 16,937 L

### 第4 献血により確保すべき献血者数

医療機関への輸血用血液製剤の安定供給を効率的かつ合理的に行うとともに，輸血用血液製剤の期限切れを減少させ有効活用を図ることを目的として，これまでの都道府県単位による体制からブロック単位による広域的な体制に移行することとなった。

九州ブロックにおける需給計画については，地域センターの策定する需要見込みと採血計画を基礎として，九州ブロックセンターが地域センターの実情等に配慮した採血の役割分担等の調整を踏まえて策定する。

本県における令和3年度の採血量は，血液センターと協議の結果，次のとおりとする。

#### 1 採血区分別目標

採 血 区 分	献血者数（人）	
全血献血	200mL献血	260
	400mL献血	47,460
	計	47,720
成分献血	血 小 板	7,869
	血 漿	11,231
	計	19,100
合 計	66,820	

#### 2 保健所別目標献血者数

別紙のとおり

### 第5 目標量を確保するために必要な措置

#### 1 鹿児島県血液対策推進協議会の開催

血液対策事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進について協議するため，協議会を開催する。

## 2 献血思想の普及啓発及び献血推進運動の実施

キャンペーン及び広報媒体等を通じて広く県民に献血思想の普及啓発を行う。

### (1) 献血功労者の表彰

- ・知事感謝状
- ・保健所長表彰

### (2) 啓発資材の作成及び各種広報媒体による広報活動

- ・献血啓発用リーフレット・ポスター等の作成
- ・テレビ，ラジオ，新聞，SNS（インターネット）等を利用した広報活動等
- ・県政かわら版，市町村広報誌等を活用した普及啓発
- ・県ホームページによる広報（献血に関する情報の掲載）
- ・献血ありがとう～いのちをつなぐ友の会～による広報活動

### (3) 街頭キャンペーンの実施

- ・「愛の血液助け合い運動」（7月），「はたちの献血」（1月）など

### (4) 市町村及び保健所献血推進主管課長及び担当者会議等の実施

### (5) 「第57回献血運動推進全国大会」の開催

献血運動を全国的な国民運動として推進するため，「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として，献血運動推進全国大会を開催し，広く県民に対して献血や血液製剤に関する一層の理解と協力を呼びかける。

## 3 若年層の献血者確保に関する事項

### (1) 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発

- ・血液教育事業の実施  
（公社）鹿児島県薬剤師会に委託し，県内の中学生及びその他希望する学校の生徒等を対象に，学校薬剤師によるビデオ，リーフレット等の媒体を使用した血液教育（教科外活動）を行う。（実施予定校 150 校）
- ・採血基準改正に伴う高校生献血の強化  
高校生を対象とした出前講座の実施，保護者・教職員を含めた高校献血の実施
- ・大学及び専門学校の学生に対して，献血への理解を高める働きかけを行う。
- ・親子が献血に触れ合う機会の確保（キッズ献血等）

### (2) 鹿児島県学生献血推進協議会の育成強化

同協議会に未加入の大学・専門学校に働きかけ，加入を促進させることにより，大学生等の献血者の増加を図る。

## 4 献血推進組織の育成及び事業所（企業）献血の推進に関する事項

本県では，献血推進協議会等の各種献血推進組織が献血推進の中核的役割を果たしていることから，各種地域献血推進組織の育成及び活性化に努める。

また，事業所（企業）における献血を促進するため，地域の献血推進活動を展開するにあたり，企業との連携強化を図る。

### (1) 市町村献血推進協議会

### (2) 各種民間献血推進団体の育成

### (3) 事業所（企業）における集団献血の推進

## 5 複数回献血協力者確保に関する事項

各種地域献血組織及び事業所並びに献血現場に赴き，「複数回献血者クラブ」の

普及啓発及び登録推進を行う。

## 6 献血できなかった人への対策に関する事項

献血会場において、医師、看護師等が連携して献血できなかった人に食生活改善の指導等を行い、次回献血への協力を推進する。

## 7 血液製剤の使用適正化の推進に関する事項

医療機関における血液製剤の使用適正化を推進し、血液製剤の安定供給を図る。

- (1) 鹿児島県合同輸血療法懇話会の開催
- (2) 医療法等に基づく立ち入り検査等を通じた指導

# 第6 関係者の役割

## 1 県

### (1) くらし保健福祉部薬務課

薬務課は、市町村、血液センターと連携し、街頭キャンペーンや広報媒体等を活用して献血の必要性について広く県民に普及啓発を行うなど、鹿児島県献血推進計画の各種施策を円滑に実施するための措置を講ずるとともに、血液センターの献血受入計画の実施に協力を行う。

### (2) 保健所

保健所は、鹿児島県献血推進計画の施策を推進するため、管内市町村、血液センターの協力を得て、以下の事業を実施する。

- ・献血功労者の表彰（保健所長表彰）
- ・管内市町村の「月別・地域別献血計画」の策定
- ・地域における献血思想の普及啓発
- ・管内市町村献血推進協議会の育成指導
- ・「複数回献血者クラブ」の普及啓発及び登録促進
- ・市町村献血イベントへの協力支援
- ・事業所等への訪問による献血協力依頼（市町村、血液センターへの協力）
- ・その他市町村との連絡調整

## 2 市町村

市町村は、地域の実情に応じて保健所、血液センターの協力を得て、以下の事業を実施する。

- ・「月別・地域別献血計画」の策定
- ・市町村献血推進協議会の開催
- ・地域における献血思想の普及啓発  
(例示：広報誌、広報車、有線放送の活用、イベントの開催など)
- ・事業所等への訪問による献血協力依頼（保健所、血液センターへの協力）
- ・血液センターの献血受入れの協力（例示：会場の確保、住民への広報など）

## 3 血液センター

血液センターは、鹿児島県献血推進計画に基づき受入計画を策定し、受入目標を達成するための措置を講ずるとともに、県及び市町村が行う第6の1及び2の取組に積極的に協力する。

## 第7 その他献血推進に関する重要事項

### 災害時等における献血の確保等

- ・県及び市町村は、血液センターと連携して災害時等における血液が的確に確保されるよう、各種広報媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに血液が円滑に現場に供給されるよう必要な措置を講ずる。
- ・採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、県及び市町村は、血液センターの取組みを支援する。

## 令和3年度保健所別目標献血者数

(単位：人)

種類別 保健所	200mL	400mL	成分	合計	備考
指 宿	1	878		879	
加 世 田	1	1,994		1,995	
伊 集 院	1	1,566		1,567	三島村, 十島村を除く。
川 薩	1	3,110		3,111	
出 水	1	1,546		1,547	
大 口	1	628		629	
始 良	1	4,774		4,775	
志 布 志	1	1,456		1,457	
鹿 屋	1	3,388		3,389	
西 之 表	1	708		709	
屋 久 島	1	241		242	
名 瀬	1	909		910	喜界町を除く。
徳 之 島	1	212		213	与論町を除く。
鹿 児 島 市	2	12,578		12,580	
学 校	130	2,170		2,300	
献血バス小計	145	36,158	0	36,303	
献血ルーム	91	5,099			
血液センター	24	6,203			
合 計	260	47,460			

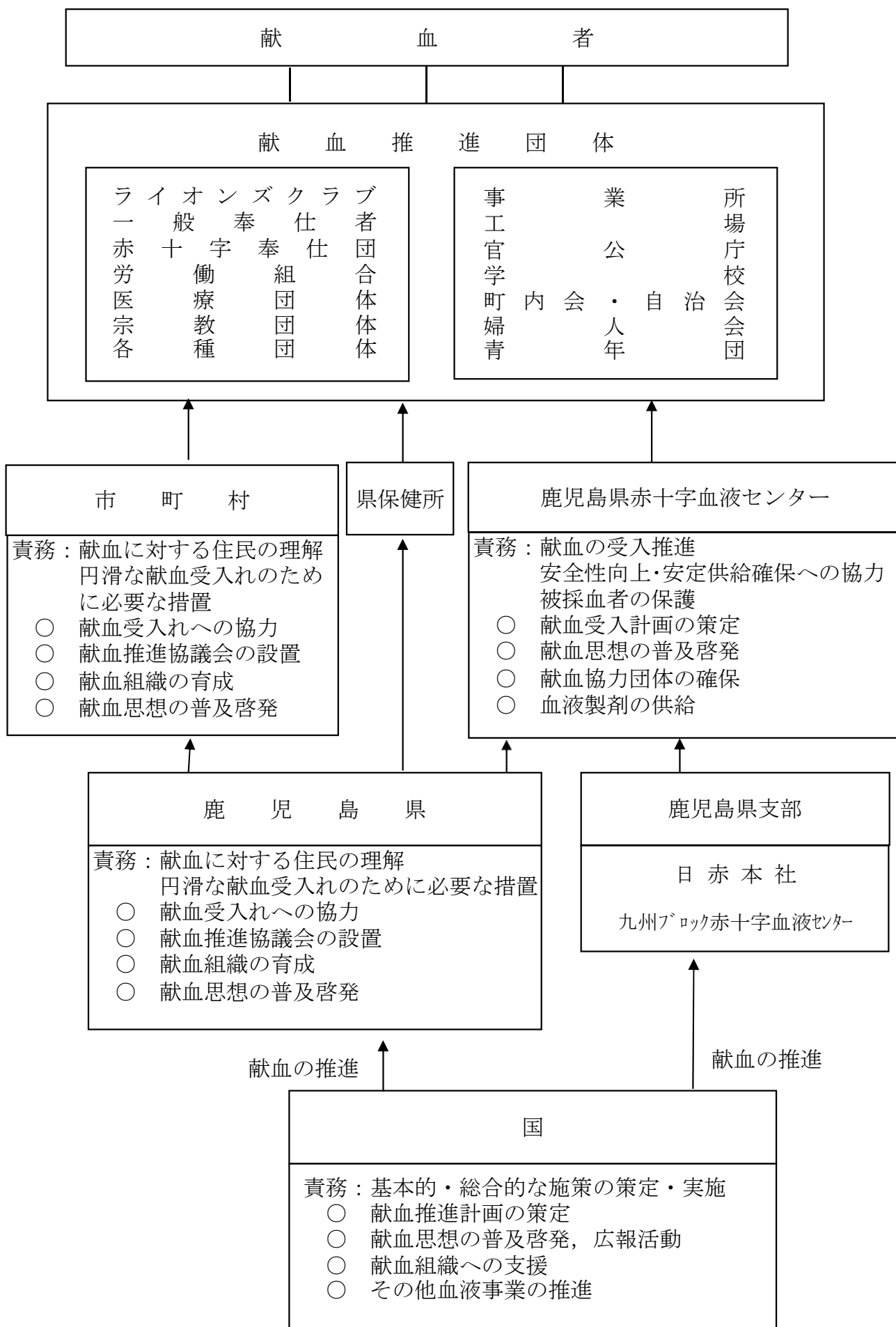


# 参 考 资 料





# 1 献 血 組 織 図



## 2 鹿児島県血液対策事業実施要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「法」という。）」第3条の基本理念に基づくとともに、国が定めた「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。）」に沿って本県における血液対策事業の推進に関し、基本的な考え方を定め、県、市町村、採血事業者(県赤十字血液センター、以下「血液センター」という。)及び医療関係者の責務を明確にし、並びに血液対策事業の基本となる事項を定めることにより、血液対策事業を総合的かつ計画的に推進し、もって安全な血液の安定供給の確保、適正使用の推進及び公正かつ透明な実施体制の確保を図ることを目的とする。

### (基本的な考え方)

- 第2条** 県、市町村、血液センターは、協力して献血の必要性について広く県民に理解を求め、献血推進運動を展開する。
- 2 今後、献血可能人口が減少することが予測されることから、若年層の献血への理解を深めるための普及・啓発を行うとともに、献血受入事業所及び協力団体の拡大並びに育成に努める。
  - 3 血液製剤の適正使用について、医療関係者の理解と協力が得られるよう一層の啓発を行う。
  - 4 血液対策事業の推進について、公正かつ透明な実施体制を確保することに努める。

### (関係者の責務)

- 第3条** 県は、毎年度、鹿児島県献血推進計画（以下「献血推進計画」という。）を作成し、かつ実施するため、市町村、血液センターと協力して広報や献血組織の育成等を行うとともに、血液センターの献血受入計画の実施が確保できるよう協力を行う。
- 2 市町村は、献血に関する住民の理解を深めるため、県及び血液センターと協力して普及啓発等を実施するとともに、血液センターによる献血の受入が円滑に推進されるよう協力を行う。
  - 3 血液センターは、県と協議の上、献血受入計画の策定並びに受入体制を整備し、献血の受入に関する目標を達成するための措置を講ずるとともに、県及び市町村が行う献血推進の取組に積極的に協力する。
  - 4 医療関係者は、血液製剤が人の血液に由来する有限で貴重なものであること及び感染のリスク等について特段の注意を払い、適切かつ適正な使用に努める。

### (鹿児島県血液対策推進協議会)

- 第4条** 県は、血液対策事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県血液対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

### (献血推進計画の策定)

- 第5条** 県は、法第10条の4に基づき、国の基本方針及び献血推進計画に従い、血液センターによる献血の受入が円滑に実施されるよう、協議会の意見を聴き、毎年度、翌年度の献血推進計画を策定する。
- 2 献血推進計画は以下の事項を含むものとする。
    - (1) 献血により確保すべき血液の目標量及び目標献血者数
    - (2) 目標量を確保するために必要な措置
    - (3) 関係者の役割
    - (4) その他献血推進に関する重要事項

**(献血推進計画の国への提出)**

**第6条** 県は、献血推進計画を策定したときは、これを遅滞なく、厚生労働大臣に提出する。

**(献血推進計画の変更)**

**第7条** 県は、献血推進計画を変更しようとするときは、協議会の意見を聴き、変更したときは、これを遅滞なく、厚生労働大臣に提出する。

**(献血推進計画の確認及び評価)**

**第8条** 献血推進計画の進捗状況については、協議会が確認及び評価を行う。

**(献血推進計画の公表)**

**第9条** 県は、献血推進計画を策定したとき又は変更したとき、及び協議会の評価の結果について、下記の方法により公表する。

- (1) 県公報への登載
- (2) 県広報誌等の活用
- (3) 県ホームページへの掲載
- (4) 報道機関への発表

**(適正使用の推進)**

**第10条** 県は、医療機関における血液製剤の適正使用を推進するため、血液センターと協力し、国が示した「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」等の普及を図る。

**(血液備蓄所の充実等)**

**第11条** 県は、各地域の血液製剤の使用状況等を把握しながら、血液センターと連携して備蓄体制の整備を図る。

**(災害時等における献血の確保等)**

**第12条** 県及び市町村は、血液センターと連携して災害時等における血液が的確に確保されるよう、各種広報媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

**(要綱の見直し)**

**第13条** 県は、基本方針の変更があったとき、又は本県における血液事業を取り巻く状況の変化があったときは、協議会の意見を聴いて、要綱を見直さなければならない。

**(附則)**

**第1条**

この要綱は平成16年 4月 1日から実施する。

**(附則)**

**第1条**

この要綱は平成30年 4月 2日から実施する。

### 3 鹿児島県血液対策推進協議会要綱

#### (設置)

第1 本県に於ける血液対策事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県血液対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (事業)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議し、これを推進する。

- (1) 血液の重要性と献血に対する正しい理解と認識を深めるため、積極的な広報に関すること。
- (2) 「鹿児島県血液対策事業実施要綱」に関する事項。
- (3) 「鹿児島県献血推進計画」に関する事項。
- (4) 血液製剤の適正使用の推進に関する事項。
- (5) その他、本県の血液対策事業に関し必要と認められる事項。

#### (組織)

第3 協議会は委員35人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体を代表するもの
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他適当と認められる者

3 委員が出席できないときは、その職務を代行し得るものを代理者として出席させることができる。

#### (任期)

第4 委員の任期は2年とし、関係行政機関の中から任命された委員の任期は、その行政機関の職にある期間とする。

ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要のつど会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところとする。

5 議長は、委員として議決に加わることができる。

(書面による協議)

第7 会長はやむを得ない理由により会議を開く暇がないと認めるとき、又は書面による協議をもって足りると認めたときは、議案の概要を記載した書類を委員に回付し、その意見を徴し、又は賛否を問いその結果をもって協議会の議決にかえることができる。

(小委員会)

第8 協議会に、必要に応じて特別な事項を協議するための小委員会を置くことができる。  
2 小委員会の委員は、委員の中から会長が選任する。  
3 小委員会の経過及び結果については、協議会に報告しなければならない。  
4 前項の規定にかかわらず、小委員会において決議した事項のうち急を要する等特に必要と認めた時は、随時会長に報告することができる。  
5 そのほか小委員会の運営に関し必要な事項は、協議会要綱及び運営要領の関係条項を準用する。

(庶務)

第9 協議会の庶務は、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課で処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和39年10月16日から実施する。
- 2 この要綱の実施に伴い、財務に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和40年3月31日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和41年11月26日から実施する。  
ただし、この要綱実施以前に任命された委員の任期は、昭和42年1月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和42年6月29日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年1月31日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年10月24日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年12月12日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年11月19日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から実施する。

## 4 鹿児島県血液対策推進協議会運営要領

### (要領の運用)

**第1条** 鹿児島県血液対策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営については、協議会要綱に定めるもののほかこの要領に定めるところによる。

### (会長及び副会長の選定)

**第2条** 要綱第5に規定する会長及び副会長の互選は、委員の過半数が出席し無記名投票の方法で選定する。

2 出席委員に異議がないときは、指名推薦によって選定することができる。

### (協議会の招集)

**第3条** 会長は協議会を招集しようとするときはあらかじめ日時、場所及び協議事項その他必要な事項を知事と協議の上委員に通知しなければならない。

ただし、緊急を要する場合においてはこの限りではない。

### (議事録の作成)

**第4条** 会長は会議の概要を記録し、会長及び出席委員1名とともに、これを署名押印しなければならない。

附 則

この要領は、昭和39年12月8日から実施する。

附 則

この要領は、昭和40年2月3日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年11月19日から実施する。

## 5 鹿児島県献血者登録制度推進委員会設置要綱

### (設 置)

**第1条** 県における200mL・400mL献血，成分献血及び緊急時における献血登録者の確保を図るとともに，手術等に必要な新鮮血液等の血液製剤を安定的に供給しうる体制を確立するため，鹿児島県血液対策推進協議会の下に鹿児島県献血者登録制度推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (業 務)

**第2条** 委員会は，次に掲げる業務を行う。  
(1) 献血者登録制度推進委員の推薦  
(2) 献血登録者の目標数の設定  
(3) 献血登録者の確保方策の審議  
(4) その他献血者登録制度推進に関すること

### (組 織)

**第3条** 委員会の委員は，6名以上とし，次に掲げる関係機関の中から鹿児島県血液対策推進協議会会長が委嘱する。  
(1) 医師会，医療機関団体  
(2) 市長会，町村会及び市町村献血推進委員会  
(3) 商工会，経営者協会及び事業所  
(4) 労働組合，健康保険関係団体  
(5) 婦人団体，青年団体  
(6) 報道機関  
(7) 関係行政機関

### (任 期)

**第4条** 委員の任期は2年とし，再任を妨げない。  
2 欠員補充によって委嘱された者の任期は，前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によってこれを定める  
2 委員長は会務を統括し，会議を主宰する。  
3 副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職を代理する。

### (会 議)

**第6条** 委員会は，必要のつど委員長が招集する。

### (幹 事)

**第7条** 委員会には幹事を置き，関係行政機関及び鹿児島県血液センター職員のうちから委員長が委嘱する。  
2 幹事は，委員長の命を受け，委員会の所掌事務について委員を補佐する。

### (庶 務)

**第8条** 委員会の庶務は，鹿児島県保健福祉部薬務課で処理する。

### (補 則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定めるものとする。

### 附 則

1 この要綱は，昭和62年2月18日から実施する。

## 6 鹿児島県献血者登録制度推進員事務取扱要領

### (設 置)

第1条 県における200mL・400mL献血，成分献血及び緊急時における献血登録者の確保を図るとともに，手術等に必要な新鮮血液等の血液製剤を安定的に供給しうる体制を確立するため，鹿児島県献血者登録制度推進員（以下「推進員」という。）を置く。

### (推進員の委嘱)

第2条 推進員は，鹿児島県血液対策推進協議会会長が委嘱する。

2 推進員は，県，市町村職員及び保健所職員並びに民間にあつて広く社会の実情に通じ，人格円満で，献血事業の推進に熱意と活動力のある者をもって充てる。

### (任 期)

第3条 推進員の任期は，2年とし，再任を妨げない。

2 欠員補充によって委嘱された者の任期は，前任者の残任期間とすること。

### (業 務)

第4条 推進員の業務は，次のとおりとする。

- (1) 本事業推進のためのリーフレットを活用し，工場，事務所，労働組合等の職員組織，町内会，青年会議所等各種地域組織及び献血現場に赴き，200mL・400mL献血，成分献血の推進普及並びに献血登録者を確保すること。
- (2) 献血登録者の申込書を取りまとめ，鹿児島県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）に送付すること。
- (3) 血液センターの発行する血液登録者証の送付を受け，献血登録者に配布すること。
- (4) 献血者登録制度推進員等打合せ会に出席すること。
- (5) その他献血者登録制度推進に関すること。
- (6) 推進員は，その業務に関して，鹿児島県献血者登録制度推進委員会の委員長の指示を受けること。

### (費 用)

第5条 推進員の会議及び研修等に要する費用弁償は，予算の範囲において，血液センターが負担すること。

### 附 則

この要領は，昭和62年2月18日から実施する。



## 7 鹿児島県献血推進本部設置要綱

### (目的)

**第1条** 血液製剤による変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）等の伝播防止のための献血制限等において、県民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来さないよう、関係課の協力の下、献血者の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図るため鹿児島県献血推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (業務)

**第2条** 本部は、次に掲げる事項について協議する。  
(1) 県民に対する献血思想の普及啓発に関すること。  
(2) 企業・官公庁等の集団献血の実施に関すること。  
(3) 学校等における献血の実施に関すること。  
(4) 医療機関における血液製剤の適正使用の推進に関すること。  
(5) その他必要と認める事項

### (構成)

**第3条** 本部は、次に掲げる者をもって構成する。  
(1) 本部長   くらし保健福祉部長  
(2) 副本部長  くらし保健福祉部次長（技術）  
(3) 本部員  総務部人事課長  
          県民生活局生活・文化課長  
          企画部企画課長  
          PR・観光戦略部かごしまPR課長  
          環境林務部環境林務課長  
          くらし保健福祉部保健医療福祉課長  
          くらし保健福祉部薬務課長  
          商工労働水産部商工政策課長  
          農政部農政課長  
          土木部監理課長  
          危機管理局危機管理防災課長  
          国体・全国障害者スポーツ大会局総務企画課長  
          出納局会計課長  
          教育庁総務福利課長  
          警察本部警務部厚生課長  
          県立病院局県立病院課長

### (職務)

**第4条** 本部長は、本部の業務を総括する。  
2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。  
3 本部員は、会議に出席し、本部会議の決定に従い、献血推進に係る事務の推進を図る。

### (会議)

**第5条** 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。  
2 本部員が会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

### (庶務)

**第6条** 本部の庶務は、くらし保健福祉部薬務課において処理する。

### (補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### (設置日)

平成17年4月15日（金）

### 附 則

この要綱は、平成19年2月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月2日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成30年7月31日から実施する。

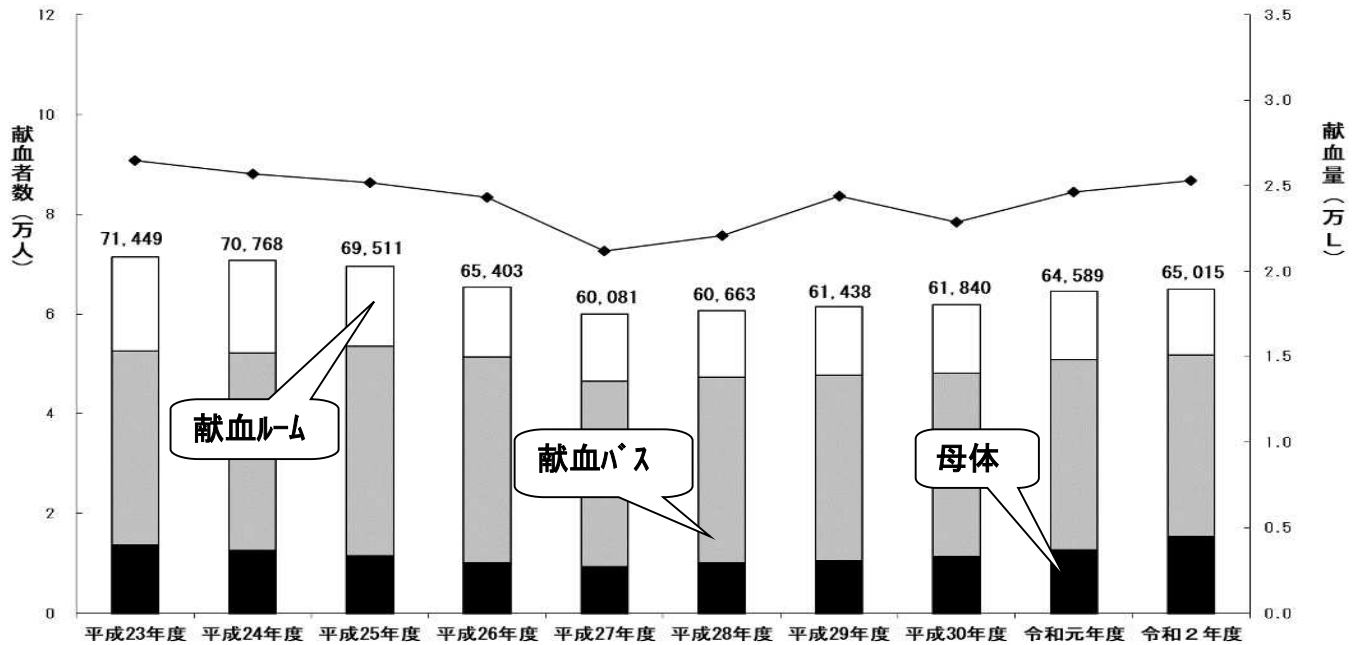
## 8 市町村献血推進協議会の設立状況

○：現在設置されている協議会

設置年月日	献血推進協議会名	設置年月日	献血推進協議会名
昭和41年5月26日	加世田市献血推進連絡協議会	昭和43年4月1日	○南種子町献血推進協議会
9月6日	出水市献血推進対策協議会		(現名称：南種子町献血推進 対策協議会)
9月7日	高尾野町献血推進連絡協議会		田代町献血推進対策協議会
9月9日	枕崎市献血推進連絡協議会	4月13日	
9月13日	垂水市献血推進連絡協議会	5月9日	○中種子町献血推進対策協議会
9月16日	川辺町献血推進連絡協議会		(現名称：中種子町献血推進 協議会)
9月19日	知覧町献血推進連絡協議会		
9月20日	伊集院町献血推進連絡協議会	5月19日	○西之表市献血推進対策協議会
9月27日	○指宿市献血推進連絡協議会	7月24日	有明町献血推進対策協議会
10月19日	笠沙町献血推進連絡協議会	7月27日	末吉町献血推進対策協議会
10月25日	坊津町献血推進連絡協議会	10月7日	松山町献血対策推進協議会
10月26日	大浦町献血推進連絡協議会	10月11日	宇検村献血推進対策協議会
11月1日	串木野市献血推進連絡協議会	11月8日	瀬戸内町献血推進対策協議会
11月4日	内之浦町献血推進連絡協議会	11月11日	東町献血推進対策協議会
11月7日	阿久根市献血推進対策協議会	11月26日	長島町献血推進協議会
11月7日	吹上町献血推進連絡協議会	44年1月1日	龍郷町献血推進協議会
12月13日	横川町献血推進対策協議会	1月27日	大和村献血推進協議会
12月20日	志布志町献血推進対策協議会	2月25日	喜界町献血推進対策協議会
42年1月9日	穎娃町献血推進連絡協議会	3月28日	溝辺町献血推進連絡協議会
1月22日	東市来町血液対策推進協議会	3月28日	開聞町献血推進対策協議会
1月24日	隼人町健康づくり推進協議会	4月7日	野田町献血推進連絡協議会
1月31日	牧園町献血推進対策協議会	5月13日	高山町献血推進対策協議会
3月7日	大口市献血推進対策協議会	10月1日	山川町献血推進対策協議会
4月13日	大根占町献血推進協議会	45年10月14日	○鹿児島市献血推進対策協議会
4月18日	佐多町献血推進対策協議会	57年10月1日	伊仙町献血推進協議会
6月15日	○東串良町献血推進協議会	10月20日	○天城町献血推進協議会
7月15日	吉松町献血推進対策協議会	10月27日	徳之島町献血推進協議会
8月31日	加治木町献血推進対策協議会	平成4年11月12日	○知名町献血推進協議会
9月11日	宮之城町献血推進連絡協議会	11月13日	○和泊町献血推進協議会
9月18日	市来町献血推進対策協議会	5年5月29日	○鹿児島県学生献血推進協議会
9月20日	国分市献血推進対策協議会	17年3月1日	○薩摩川内市献血推進連絡協議 会
9月22日	始良町献血推進対策協議会		
10月4日	根占町献血推進協議会	18年1月1日	○鹿屋市献血推進協議会
10月16日	日吉町献血推進協議会	18年3月20日	○奄美市献血推進協議会
10月16日	蒲生町献血推進対策協議会	19年10月1日	○屋久島町献血推進対策協議会
10月27日	栗野町献血推進協議会	22年7月7日	○始良市献血推進対策協議会
10月20日	福山町献血推進協議会	25年8月25日	○南さつま市献血推進協議会
10月24日	大崎町献血推進対策協議会		
12月16日	菱刈町献血推進協議会		
43年1月10日	鶴田町献血推進連絡協議会		
2月1日	金峰町献血推進連絡協議会		
2月29日	大隅町献血推進対策協議会		
3月1日	薩摩町献血推進対策協議会		
3月25日	霧島町献血推進対策協議会		
3月27日	財部町献血推進対策協議会		

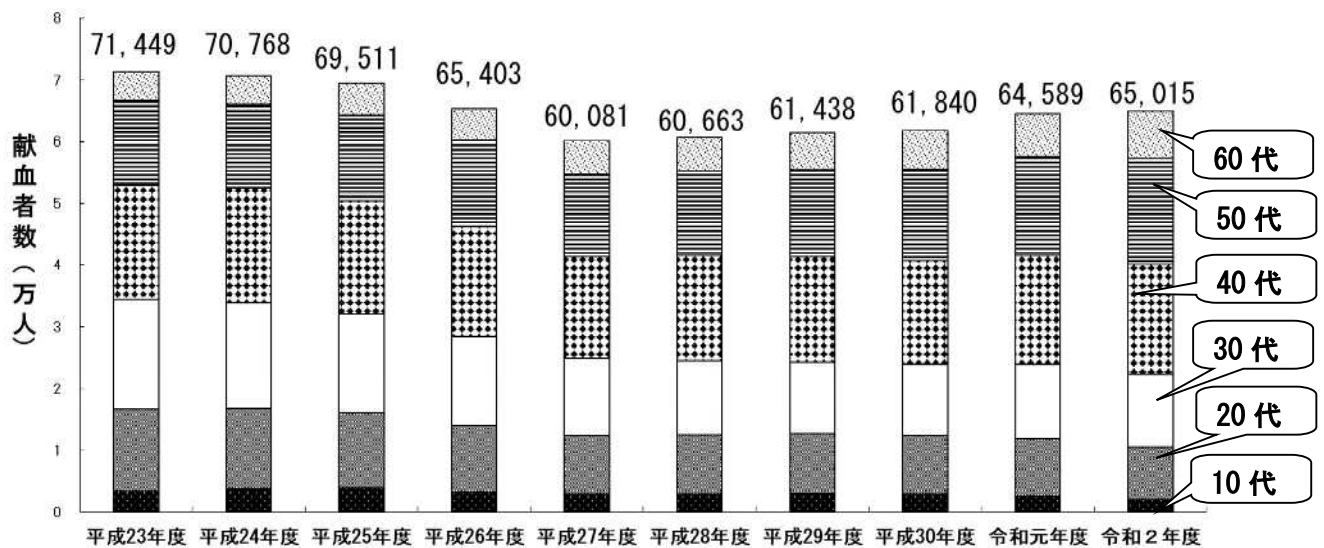
## 9 本県の献血状況の推移

### (1) 施設別献血者数及び献血量



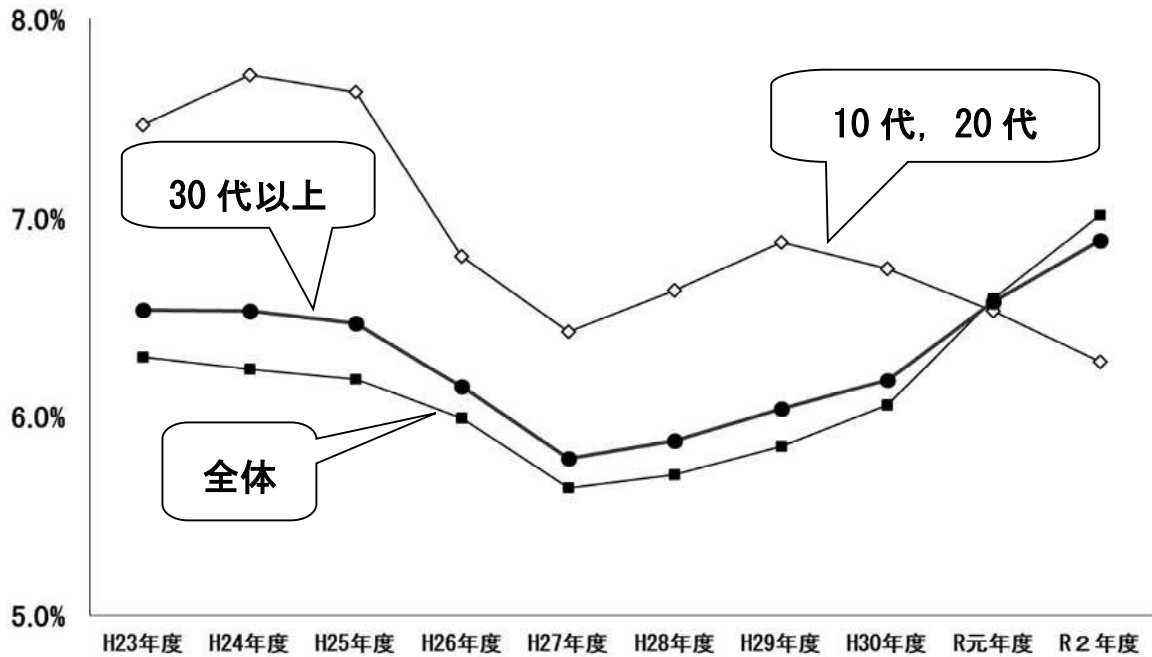
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
母体(人)	13,642	12,520	11,461	10,167	9,335	10,119	10,547	11,350	12,747	15,451
バス(人)	38,806	39,611	41,941	41,175	37,153	37,129	37,173	36,653	38,014	36,225
ルーム(人)	19,001	18,637	16,109	14,061	13,593	13,415	13,718	13,837	13,828	13,339
献血量(L)	26,487	25,695	24,346	24,346	21,203	22,092	24,398	22,859	24,626	25,301

### (2) 年代別献血者数



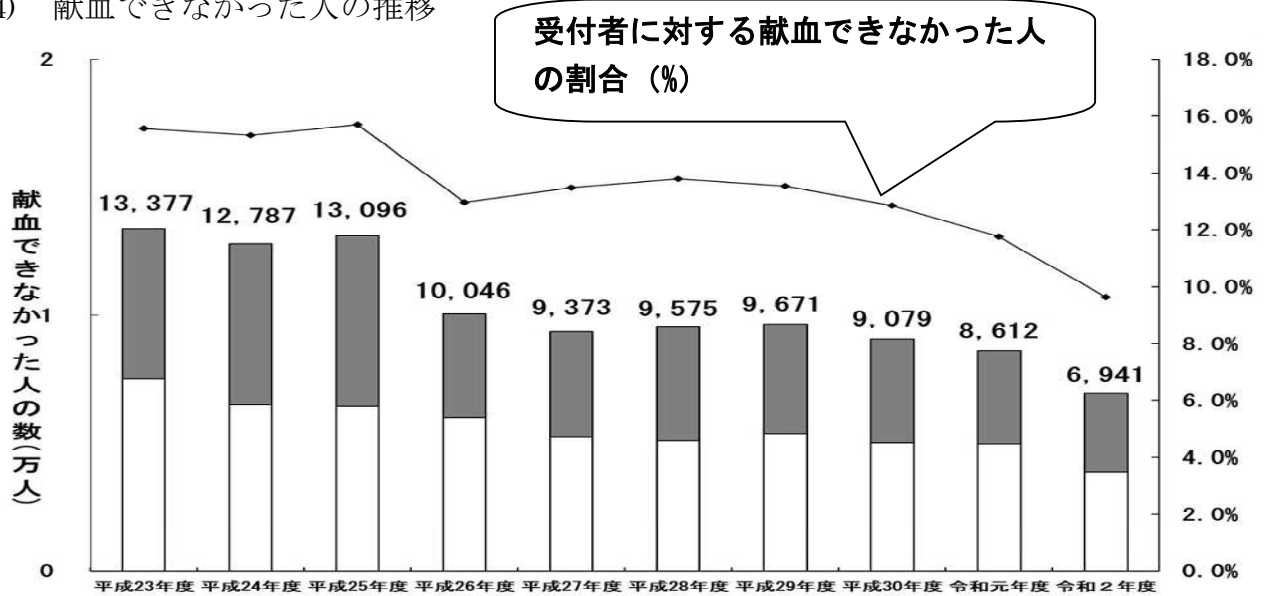
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
16～19(人)	3,446	3,881	3,962	3,334	2,948	2,980	3,088	2,945	2,681	2,096
20～29(人)	13,226	12,879	12,172	10,662	9,399	9,524	9,615	9,363	9,080	8,430
30～39(人)	17,728	17,137	15,838	14,375	12,535	11,977	11,549	11,598	12,140	11,877
40～49(人)	18,503	18,547	18,442	17,827	16,499	17,067	17,129	16,802	17,650	17,753
50～59(人)	13,805	13,611	13,967	14,013	13,341	13,617	14,077	14,868	16,133	17,160
60～69(人)	4,741	4,713	5,130	5,192	5,359	5,498	5,980	6,264	6,905	7,699

(3) 年代別の献血可能人口に対する献血率



	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
16～20代	7.6%	7.8%	7.7%	7.3%	6.4%	6.5%	6.8%	6.7%	6.5%	6.3%
30代以上	6.4%	6.2%	6.3%	6.1%	5.6%	5.6%	5.8%	5.9%	6.6%	7.0%
全体	6.6%	6.5%	6.5%	6.3%	5.8%	5.8%	6.0%	6.0%	6.6%	6.9%

(4) 献血できなかった人の推移



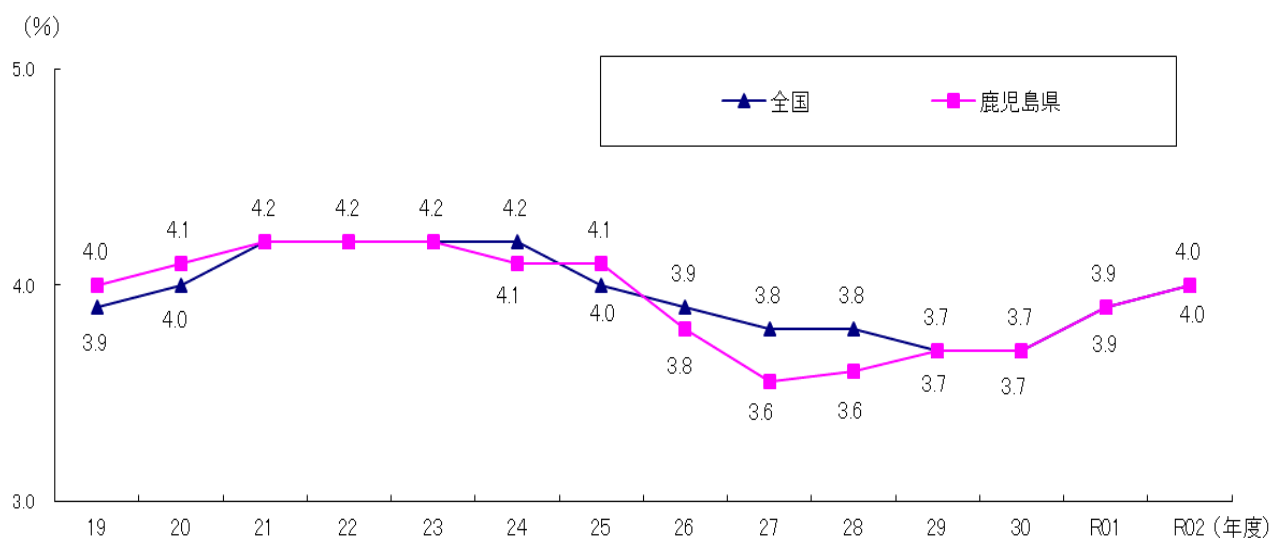
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
血色素不足(人)	5,860	6,306	6,675	4,028	4,150	4,496	4,291	4,081	3,654	3,071
その他(人)	7,517	6,481	6,421	6,018	5,223	5,079	5,380	4,998	4,958	3,870
献血不適格者の割合	15.6%	15.3%	15.7%	13.0%	13.5%	13.8%	13.5%	12.9%	11.8%	9.6%

## 10 全国と本県の献血状況（年度版）

### (1) 対全国献血者数・献血率の推移（年度）

年度	全 国			鹿 児 島 県		
	献血者数	対前年伸び率	献血率	献血者数	対前年伸び率	献血率
	(人)	(%)	(%)	(人)	(%)	(%)
平成19年度	4,955,954	—	3.9	69,741	100.9	4.0
20	5,137,612	103.7	4.0	71,226	102.1	4.1
21	5,303,431	103.2	4.2	73,438	103.1	4.2
22	5,329,676	100.5	4.2	72,084	98.2	4.2
23	5,250,866	98.5	4.2	71,449	99.1	4.2
24	5,249,728	100.0	4.2	70,768	99.0	4.1
25	5,156,325	98.2	4.0	69,511	98.2	4.1
26	4,990,460	96.8	3.9	65,403	94.1	3.8
27	4,883,587	97.9	3.8	60,081	91.9	3.6
28	4,829,172	98.9	3.8	60,663	101.0	3.6
29	4,732,141	98.0	3.7	61,438	101.3	3.7
30	4,735,944	100.1	3.7	61,840	100.7	3.7
令和元年度	4,926,488	104.0	3.9	64,589	104.4	3.9
2	5,037,920	102.3	4.0	65,015	100.7	4.0

### (2) 献血率の推移（年度）



(注) 献血率＝献血者数÷人口（『住民基本台帳人口』による全国及び鹿児島県の総人口）









## 14 血液教育事業の実績

事業の委託先:公益社団法人 鹿児島県薬剤師会

年 度	予定校数	実施学校数	対象生徒数(人)	達成率(%)	予算額(円)
平成 2	279	279	29,716	100	3,813,000
3	269	269	29,448	100	3,820,000
4	263	263	28,805	100	3,820,000
5	264	264	27,427	100	3,819,000
6	259	259	28,400	100	3,877,000
7	263	263	27,151	100	3,452,000
8	261	261	24,455	100	3,458,000
9	255	255	26,531	100	3,531,150
10	258	258	26,944	100	3,604,125
11	255	255	25,065	100	3,598,665
12	254	254	24,649	100	3,640,665
13	254	254	23,215	100	3,651,900
14	247	247	21,976	100	3,651,900
15	223	223	20,073	100	3,651,900
16	223	223	18,748	100	3,651,900
17	200	200	17,769	100	1,819,000
18	200	200	16,784	100	1,487,000
19	200	200	16,680	100	1,487,000
20	200	200	16,382	100	1,485,000
21	200	200	16,851	100	1,485,000
22	200	200	16,660	100	1,453,000
23	200	200	15,377	100	1,405,000
24	150	150	13,879	100	1,182,000
25	150	151	13,946	101	1,182,000
26	150	151	12,627	101	1,193,000
27	150	148	12,622	99	1,193,000
28	150	144	11,784	96	1,193,000
29	150	144	12,646	96	1,193,000
30	150	151	12,721	101	1,193,000
令和元	150	156	11,520	104	1,193,000
2	150	150	12,965	100	1,201,000
計	6,577	6,572	613,816	100	76,385,205

## 15 令和元年度～令和2年度の厚生労働省通知

(令和元年度)

- 令和元年9月30日付け薬生発0930第7号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について
- 令和2年3月25日付け薬生発0325第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について
- 令和2年3月31日付け薬生発0331第28号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」の一部改正について
- 令和2年3月31日付け薬生発0331第31号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
「輸血療法の実施に関する指針」の一部改正について

(令和2年度)

- 令和2年8月27日付け薬生発0827第7号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第25条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第2の1(1)及び2(1)に規定する問診等について
- 令和3年1月22日付け薬生発0122第9号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について
- 令和3年3月31日付け薬生総発0331第1号、薬生血発0331第2号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課長通知  
緊急時の輸血に用いる血液製剤を融通する場合の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の考え方及び地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について

# 16 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

昭和31年6月25日

法律第160号

## 目次

第一章	総則（第一条—第八条）
第二章	基本方針等（第九条—第十一条）
第三章	採血（第十二条—第二十五条）
第四章	血液製剤の安定供給（第二十六条—第二十八条）
第五章	雑則（第二十九条—第三十二条）
第六章	罰則（第三十三条—第四十条）
	附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進のために必要な措置を講ずるとともに、人の血液の利用の適正及び献血者等の保護を図るために必要な規制を行うことにより、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律で「血液製剤」とは、人体から採取された血液を原料として製造される医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品をいう。以下同じ。）であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

2 この法律で「献血者等」とは、献血をする者その他の被採血者をいう。

3 この法律で「採血事業者」とは、人体から採血することについて第十三条第一項の許可を受けた者をいう。

4 この法律で「製造販売業者」、「製造業者」又は「販売業者」とは、それぞれ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者若しくは同法第二十三条の二十第一項の再生医療等製品（同法に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可を受けた者、同法第十三条第一項の医薬品の製造業の許可を受けた者若しくは同法第二十三条の二十二第一項の再生医療等製品の製造業の許可を受けた者又は同法第二十四条第一項の医薬品の販売業の許可を受けた者をいう。

### （基本理念）

第三条 血液製剤は、その原料である血液の特性にかんがみ、その安全性の向上に常に配慮して、製造され、供給され、又は使用されなければならない。

2 血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。以下同じ。）が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない。

3 血液製剤は、献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること、及びその原料である血液の特性にかんがみ、適正に使用されなければならない。

4 国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。

### （国の責務）

第四条 国は、基本理念にのっとり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 国は、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるように、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発、血液製剤の適正な使用の推進に関する施策の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(採血事業者の責務)

第六条 採血事業者は、基本理念にのっとり、献血の受入れを推進し、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に協力するとともに、献血者等の保護に努めなければならない。

(原料血漿の製造業者等の責務)

第七条 原料血漿（国内で献血により得られる人血漿であつて血液製剤の原料となるものをいう。以下同じ。）の製造業者並びに血液製剤の製造販売業者、製造業者及び販売業者は、基本理念にのっとり、安全な血液製剤の安定的かつ適切な供給並びにその安全性の向上に寄与する技術の開発並びに情報の収集及び提供に努めなければならない。

(医療関係者の責務)

第八条 医師その他の医療関係者は、基本理念にのっとり、血液製剤の適正な使用に努めるとともに、血液製剤の安全性に関する情報の収集及び提供に努めなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向
  - 二 血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。）についての中期的な需給の見通し
  - 三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項
  - 四 献血の推進に関する事項
  - 五 血液製剤の製造及び供給に関する事項
  - 六 血液製剤の安全性の向上に関する事項
  - 七 血液製剤の適正な使用に関する事項
  - 八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。
- 5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(献血推進計画)

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

- 2 献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
  - 二 献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
  - 三 その他献血の推進に関する重要事項
- 3 採血事業者及び血液製剤（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に

届け出なければならない。

- 4 前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。
- 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。
- 6 都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

#### （献血受入計画）

第十一条 採血事業者は、基本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、都道府県の区域を単位として、翌年度の献血の受入れに関する計画（以下「献血受入計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 2 献血受入計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該年度に献血により受け入れる血液の目標量
  - 二 献血をする者の募集その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
  - 三 その他献血の受入れに関する重要事項
- 3 採血事業者は、献血受入計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の意見を聴かなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。
- 5 採血事業者は、第一項の認可を受けた献血受入計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。
- 7 都道府県及び市町村は、献血推進計画に基づき、第一項又は第五項の認可を受けた献血受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。

### 第三章 採血

#### （採血等の制限）

第十二条 次に掲げる物を製造する者がその原料とし、又は採血事業者若しくは病院若しくは診療所の開設者が次に掲げる物の原料とする目的で採血する場合を除いては、何人も、業として、人体から採血してはならない。ただし、治療行為として、又は輸血、医学的検査若しくは学術研究のための血液を得る目的で採血する場合は、この限りでない。

- 一 血液製剤
  - 二 医薬品（血液製剤を除く。）、医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医療機器をいう。次号において同じ。）又は再生医療等製品
  - 三 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の研究開発において試験に用いる物その他の医療の質又は保健衛生の向上に資する物として厚生労働省令で定める物
- 2 何人も、業として、人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料として、前項各号に掲げる物以外の物を製造してはならない。ただし、血液製剤の製造に伴って副次的に得られた物又は厚生労働省令で定めるところによりその本来の用途に適しないか若しくは適しなくなつたとされる血液製剤を原料とする場合は、この限りでない。

#### （業として行う採血の許可）

第十三条 血液製剤の原料とする目的で、業として、人体から採血しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみの原料とする目的で採血しようとするときは、この限りでない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可を与えてはならない。

- 一 第二十二條第一項に規定する採血の業務の管理及び構造設備に関する基準に従つて採血を適正に行うに足りる能力を有するものであること。
  - 二 献血者等につき、第二十五條第一項に規定する健康診断を行うために必要な措置を講じていること。
  - 三 第二十五條第二項に規定する採血が健康上有害であると認められる者からの採血を防止するために必要な措置を講じていること。
  - 四 他の採血事業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の採血事業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとするものでないこと。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようとする者が前項各号のいずれにも適合していると認める場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。
- 一 血液製剤又は原料血漿の供給が既に需要を満たしていると認めるとき。
  - 二 申請者が採取しようとする血液の供給源となる地域において、その者が必要とする量の血液の供給を受けることが著しく困難であると認めるとき。
  - 三 申請者が営利を目的として採血しようとする者であるとき。
  - 四 申請者が第二十三條の規定による許可の取消しの処分又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十五條第一項の規定による医薬品の製造業の許可の取消しの処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過していないとき。
  - 五 申請者が法人である場合において、その業務を行う役員のうち前号の規定に該当する者があるとき。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。
- 5 採血事業者は、厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 厚生労働大臣は、第一項の許可をし、又は前項の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

#### (事業の休廃止)

- 第十四条 採血事業者は、その許可に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。ただし、当該事業の休止又は廃止によつて著しく公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。
- 3 前条第六項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

#### (採血事業者に対する指示)

- 第十五条 厚生労働大臣は、献血者等の保護及び血液の利用の適正を期するため必要があると認めるときは、採血事業者に対して、採取する血液の量その他の事項に関し必要な指示をすることができる。

#### (有料での採血等の禁止)

- 第十六条 何人も、有料で、人体から採血し、又は人の血液の提供のあつせんをしてはならない。

#### (業務規程)

- 第十七条 採血事業者は、採血及びこれに附帯する業務（以下「採血関係業務」という。）に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。
- 3 採血事業者は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務規程を公表しなければならない。

#### (事業計画等)

- 第十八条 採血事業者は、採血関係業務に関し、毎事業年度の開始前に、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(事業報告書等)

第十九条 採血事業者は、採血関係業務に関し、毎事業年度の経過後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

(改善命令)

第二十条 厚生労働大臣は、採血関係業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、採血事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(採血責任者等の設置)

第二十一条 採血事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、採血所（採血を行う場所をいい、採血の用に供する車両を含む。以下同じ。）ごとに、採血の業務を管理する採血責任者を置かなければならない。

- 2 採血事業者は、二以上の採血所を開設したときは、採血責任者の設置、採血責任者に対する採血の指図その他採血の業務を統括管理させるために、採血統括者を置かなければならない。
- 3 採血責任者及び採血統括者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

(採血所の管理等)

第二十二条 採血事業者は、厚生労働省令で定める採血の業務の管理及び構造設備に関する基準に適合した採血所において、採血しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、採血所が前項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、採血事業者に対し、その採血の業務の管理若しくは構造設備の改善を命じ、又はそれらの改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十三条 厚生労働大臣は、採血事業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第十五条の規定による指示に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、採血事業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして採血事業者の事務所、採血所その他の場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定による立入り、検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(採血者の義務)

第二十五条 血液製剤の原料たる血液又は輸血のための血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、あらかじめ献血者等につき、厚生労働省令で定める方法による健康診断を行わなければならない。

- 2 前項の採血者は、厚生労働省令で定めるところにより貧血者、年少者、妊娠中の者その他の採血が健康上有害であると認められる者から採血してはならない。
- 3 第十二条第一項第二号及び第三号に掲げる物の原料たる血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、献血者等に対し採取した血液の用途その他採血に関し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得ることその他の厚生労働省令で定める措置の実施を確保しなければならない。

## 第四章 血液製剤の安定供給

(需給計画)

第二十六条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含み、厚生労働省令

で定める血液製剤を除く。以下この条及び次条において同じ。)の安定供給に関する計画(以下「需給計画」という。)を定めるものとする。

- 2 需給計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量
  - 二 当該年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標
  - 三 当該年度に確保されるべき原料血漿の量の目標
  - 四 当該年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標
  - 五 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項
- 3 原料血漿の製造業者及び血液製剤の製造販売業者等(製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。)は、需給計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において供給すると見込まれる原料血漿の量、製造し又は輸入すると見込まれる血液製剤の量その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 需給計画の作成に当たっては、原料血漿は、医療上の必要性が高いと認められる種類の血液製剤の製造に対し、優先的に供給されるよう配慮しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、需給計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。
- 6 厚生労働大臣は、需給計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 7 原料血漿の製造業者及び血液製剤の製造販売業者等は、原料血漿の供給又は血液製剤の製造若しくは輸入に当たっては、需給計画を尊重しなければならない。

(実績報告等)

- 第二十七条 原料血漿の製造業者は、厚生労働省令で定めるところにより、原料血漿の供給の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 2 血液製剤の製造販売業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、血液製剤の製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。
  - 3 厚生労働大臣は、前二項の規定により報告された実績が需給計画に照らし著しく適正を欠くと認めるときは、当該報告を行つた原料血漿の製造業者又は血液製剤の製造販売業者等に対し、需給計画を尊重して原料血漿を供給し、又は血液製剤を製造し、若しくは輸入すべきことを勧告することができる。
  - 4 厚生労働大臣は、毎年度、需給計画の実施状況について、薬事・食品衛生審議会に報告するものとする。

(原料血漿の製造業者による原料血漿の供給)

第二十八条 原料血漿の製造業者は、血液製剤について医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の承認を受けた製造販売業者、当該製造販売業者から委託を受けた製造業者その他厚生労働省令で定める者以外の者に原料血漿を供給してはならない。

## 第五章 雑則

(採血事業者等の情報提供)

- 第二十九条 次の各号に掲げる者は、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、それぞれ当該各号に定める情報を、血液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。
- 一 血液製剤の原料たる血液を採取した採血事業者 当該血液の安全性に関する必要な情報
  - 二 血液製剤の原料たる原料血漿を製造した製造業者 当該原料血漿の安全性に関する必要な情報
  - 三 血液製剤を製造した製造業者 当該血液製剤の安全性に関する必要な情報
- 2 採血事業者は、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、その採取した血液の安全性に関する必要な情報を、他の採血事業者に提供しなければならない。

(薬事・食品衛生審議会への報告)

第三十条 厚生労働大臣は、毎年度、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の二十四第一項に規定する生物由来製品(血液製剤に限る。)の評価に係る報告について薬事・食品衛



生審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(業として行う採血と医業)

第三十一条 業として人体から採血することは、医療及び歯科医療以外の目的で行われる場合であつても、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十七条に規定する医業に該当するものとする。

(事務の区分)

第三十二条 第二十四条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## 第六章 罰則

第三十三条 第十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条 第十二条又は第十三条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 第二十二条第二項又は第二十三条の規定による業務停止の処分に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十六条 第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十七条 第二十条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十八条 第二十五条第一項の採血者(その者が法人である場合にあつては、その役員)及びその職員並びにこれらの者であつた者が、採血の業務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは第五項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

# 17 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための 基本的な方針（基本方針）

平成三十一年二月二十八日  
厚生労働省告示第四十九号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)第九条第三項の規定に基づき、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成二十五年厚生労働省告示第二百四十七号)の全部を次のように改正したので、同条第五項の規定により告示する。

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針我が国の血液事業については、昭和三十九年の閣議決定、昭和六十年八月の血液事業検討委員会の中間報告等において、全ての血液製剤を国内献血により確保することとされた。しかし、血液製剤(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。)のうち、血漿分画製剤の一部の製剤については、未だ全てを外国からの血液に依存している。このような現状を踏まえ、血液製剤の安定的な供給が確保され、かつ、国内自給の確保が推進されるよう、一層の取組を進めることが必要である。

また、我が国は、過去に血液凝固因子製剤によるヒト免疫不全ウイルス(以下「HIV」という。)感染という深甚な苦難を経験しており、これを教訓として、今後重大な健康被害が生じないよう、血液製剤の安全性を向上するための施策を進めることが必要である。

本方針は、これらの経緯等を踏まえ、法第九条第一項の規定に基づき定める血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針であり、今後の血液事業の方向性を示すものである。血液事業は、本方針、本方針に基づき国が定める献血推進計画及び需給計画、都道府県が定める都道府県献血推進計画並びに採血事業者が定める献血受入計画に基づいて一体的に進められることが必要である。

本方針は、血液事業を取り巻く状況の変化等に的確に対応する必要があることなどから、法第九条第三項の規定に基づき、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

## 第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

### 一 基本的な考え方

血液製剤は献血により得られる血液を原料とする貴重なものであるということについて、まず国民の十分な理解を得ることが必要である。

国、地方公共団体(都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。))、採血事業者、血液製剤の製造販売業者等(製造販売業者、製造業者及び販売業者をいう。以下同じ。)、医療関係者などの血液事業に関わる者(以下「国等」という。))は、法第四条から第八条までの規定に基づき課せられた責務を確実に果たすとともに、法第三条に掲げられた基本理念の実現に向け、以下の事項を踏まえて、各般の取組を進めることが必要である。

#### 1 安全性の向上

血液製剤は、人の血液を原料としているため、感染症の発生のリスクを有する。科学技術の進歩によって、病原体の発見、その検査法や不活化・除去技術の開発・導入等が可能となり、当該リスクは著しく低減してきているが、完全には排除されておらず、近年でも血液製剤を介した感染症の発生は報告されている。一方で、血液製剤は、医療の領域に多くの成果をもたらすものである。このため、常に最新の科学的知見に基づき、血液の採取から製造、供給、使用に至るまで、安全性の確保及びその向上に向けた不断の努力が必要である。

前述のとおり、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤による HIV 感染という深甚な苦難を経験しており、より一層の安全確保対策の充実が求められている。こうしたことを踏まえ、血液製剤については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)に基づき、その安全性の確保を図ってきており、国は、引き続き、同法第六十八条の十並びに第六十八条の二十四及び法第二十九条の規定に基づき、副作用等の報告及び感染症定期報告の状況を踏まえた保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な安全対策を迅速かつ的確に講ずるとともに、常にその実効性が検証されるような体制によって、血液事業を運営していくこととする。

#### 2 国内自給及び安定供給の確保

国は、倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造され、外国からの血液に依存しなくても済む体制の構築に取り組むこととする。

また、中期的な需給見通しに基づき、貴重な血液製剤を献血により確保し、医療需要に応じて過不足なく安定的に供給する必要がある。特に、血漿分画製剤については、近年、一部の製品で医療需要が増加していることから、医療需要を過不足なく満たすため、供給量の見通しを踏まえた検討を行った上で、毎年度、需給計画に反映することにより、安定的な供給の確保を図ることとする。

### 3 適正使用の推進

医療関係者は、血液製剤が献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること及び原料である血液が感染症のリスクを完全には排除できないという特性があることに鑑み、血液製剤の使用を患者に真に必要な場合に限るなど、血液製剤の適正な使用を一層推進する必要がある。

また、国は、血液製剤の適切かつ適正な使用を更に促進するための方策を講ずることとする。

### 4 公正の確保及び透明性の向上

血液事業を安定的に運営するためには、国民一人一人が、献血に由来する血液製剤を用いた医療が提供されることによって生命と健康が守られているということを理解し、積極的に献血に協力することが重要である。

このため、国等は、献血者の善意に応え、国民の理解と血液事業への参加が得られるよう、国民に対し、献血の推進、血液製剤の安全性や供給の状況、適正使用の推進等の血液事業に係る施策及び血液製剤を用いた医療に関する分かりやすい情報の積極的な提供に努めることが必要である。

こうした取組により、血液事業の公正かつ透明な運営を確保することとする。

## 二 国等の責務

国等には、法第四条から第八条までの規定により、次のような責務が課されている。

- 1 国は、基本理念にのっとり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。また、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるように、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発、血液製剤の適正な使用の推進に関する施策の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 採血事業者は、基本理念にのっとり、献血の受入れを推進し、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に協力するとともに、献血者等の保護に努めなければならない。
- 4 血液製剤の製造販売業者等は、基本理念にのっとり、安全な血液製剤の安定的かつ適切な供給並びにその安全性の向上に寄与する技術の開発並びに情報の収集及び提供に努めなければならない。
- 5 医療関係者は、基本理念にのっとり、血液製剤の適正な使用に努めるとともに、血液製剤の安全性に関する情報の収集及び提供に努めなければならない。

## 第二 血液製剤及び血液製剤代替医薬品等についての中期的な需給の見通し

血液製剤及び血液製剤代替医薬品等(用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であって、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則(昭和三十一年厚生省令第二十二号。以下「規則」という。))第二条各号に掲げるものをいう。以下同じ。)(以下「血液製剤等」という。))の需給動向を勘案しつつ、それらの中期的な需給の見通しとして、平成三十五年度までの今後五年間の状況について、次のとおり考察する。

### 一 輸血用血液製剤

輸血用血液製剤は、昭和四十九年以降、全て国内献血で賄われている。直近五年間でみると、需要は僅かに減少傾向となっている。今後は、輸血用血液製剤を多く使用する高齢者の人口が増加するものの、腹腔鏡下内視鏡手術など出血量を抑えた医療技術の進歩等により、この傾向が続くものと予測しているが、引き続き、国、採血事業者及び製造販売業者は需要を注視するとともに、製造販売業者は我が国の医療需要に応じた供給を確保する必要がある。

### 二 血漿分画製剤

免疫グロブリン製剤の需要は、直近五年間でみると増加傾向にある。また、製造販売業者において効能又は効果を拡大する開発が進められており、これが実現した場合には更に需要が増加することが見込まれることから、今後の需要を注視する必要がある。また、アルブミン製剤の需要は直近五年間では減少傾向にあり、血液凝固第Ⅷ因子製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤(複合体製剤を除く。)の需要は、直近五年間では横ばい傾向となっている。いずれも需要に見合う供給が見込まれるが、引き続き、我が国の医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

### 三 血液製剤代替医薬品等

血液凝固第Ⅷ因子製剤、血液凝固第Ⅸ因子製剤等については、血液製剤代替医薬品等として、遺伝子組換え製剤が供給されており、引き続き、我が国の医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

## 第三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

### 一 国内自給のための献血量の確保

#### 1 輸血用血液製剤

国、地方公共団体及び採血事業者は、第二に示した血液製剤についての中期的な需給の見通しを踏まえ、第四に示すとおり、計画的な献血の推進に努め、輸血用血液製剤の国内自給の確保のために必要な献血量を確保することが求められる。

今後も、効率的な献血の受入れや献血者の確保のための取組に加え、輸血用血液製剤の適正使用の推進により、引き続き、医療需要に応じた国内献血による輸血用血液製剤の供給を確保する必要がある。

#### 2 血漿分画製剤

血漿分画製剤についても、第二に示したとおり、中期的に需要の増加が見込まれることも踏まえ、輸血用血液製剤と同様に、国内自給の確保のために必要な献血量を確保することが求められる。

一方、第五に示すとおり、血漿分画製剤の連産工程の中で生じる国内献血由来の中間原料については、これまで利用されずに廃棄されていたものもある。国、採血事業者及び製造販売業者等は、国内の献血により得られた血液が全て有効に利用され、医療需要に応じて、血漿分画製剤として国内に過不足なく供給されるよう、血漿分画製剤の国内自給の確保に向けた製造及び供給のための体制を整備し、血液事業の安定的な運営を通じて、血漿分画製剤の安定供給を確保する必要がある。

このような中期的に需要の増加が見込まれることへの対応や、未利用の中間原料を有効に利用するため、採血事業者及び製造販売業者等は、採血から製造及び供給までに至る全ての段階を通じて、事業の最大限の効率化及び合理化を図る必要がある。

また、採血事業者における平成三十年度の採血体制での原料血漿の最大確保量は約百万リットルであるが、採血事業者が実施又は検討中の原料血漿の新たな確保策により、平成三十五年度までには平成三十年度と同じ献血者数から約二十万リットルの原料血漿を追加して確保できるようになることが見込まれる。一方、平成三十五年度には国内の製造販売業者における原料血漿の需要量は百三十八万リットルに達するとの推計もある。このため、国は、血漿分画製剤を供給する製造販売業者等の協力を得て、国内の医療需要を踏まえた原料血漿の具体的な需要見込量を示すとともに、採血事業者は、原料血漿の新たな確保策の早期実施に加え、我が国の医療需要に応じた原料血漿の更なる確保に取り組んでいく必要がある。

国は、血漿分画製剤の国内自給の確保を推進する。このため、血漿分画製剤の原料を外国からの血液に由来するものから国内献血由来に置き換えることにより国内自給に寄与する方針を有する製造販売業者等に、国内献血由来である血漿分画製剤の原料を配分することを検討する。

また、国内における免疫グロブリン製剤の需要が増加する一方、アルブミン製剤の需要は減少傾向にあり、さらに、組織接着剤の国内自給の減少により、未利用の中間原料が発生する現状にある。このため、国は、これら未利用の中間原料を使用することにより国内自給に寄与する方針を有する製造販売業者等に、当該中間原料を配分することを検討する。

加えて、国は、原料を輸入に依存している特殊免疫グロブリン製剤について、国内での原料血漿の確保に向けた具体的な方策を検討する。

### 二 医療関係者等に対する啓発等

国、地方公共団体、採血事業者及び製造販売業者等は、国内献血由来の血液製剤の意義について、医療関係者及び患者等(患者及びその家族をいう。以下同じ。)に対する啓発に取り組むこととする。

医療関係者は、献血により確保されている血液製剤が貴重なものであることを含め、そのような血液製剤について、患者等への分かりやすい情報提供に努めることが重要である。

また、国は、法の施行から一定期間が経過していること及び一部の血液製剤の国内自給の確保が改善していないことなどから、今一度、献血者、医療関係者、関係学会及び患者等をはじめとする国民に向け、国内自給の現状について情報提供を行うとともに、国内自給の確保の必要性を訴えることとする。

## 第四 献血の推進に関する事項

### 一 献血の普及啓発及び環境整備等

国、地方公共団体、採血事業者、献血推進協議会、民間の献血推進組織等は、本方針及び第四の二の献血推進計画を踏まえ、協力して、相互扶助及び博愛の精神に基づき、献血推進運動を展開する必要がある。また、その際には、献血について国民に正確な情報を伝え、その理解と協力を得る必要がある。

輸血用血液製剤の需要は、第二の一で示したとおり、今後も僅かに減少傾向が見込まれるが、血漿分画製剤の需要は、第二の二で示したとおり、今後は増加が見込まれる。一方、今後の人口動態を考慮すると献血可能人口の減少が見込まれることから、血液製剤の安定供給には引き続き国民一人一人の一層の献血への協力が不可欠であると考えられる。こうした状況に鑑み、献血についての理解を広め、必要な献血者数を確保するため、テレビ、インターネット等の媒体を効果的に用いた献血への複数回の協力を含む普及啓発、集団献血の実施等の献血機会の増加に向けた企業、団体等への働きかけ及び快適な献血ルームなどの環境整備を一層推進する必要がある。

特に、幼少期も含めた若年層に対する献血推進は、将来の献血基盤の確保という観点から非常に重要である。このため、国、地方公共団体及び採血事業者は、学校等と連携して「献血セミナー」や「キッズ献血」を実施するなど、献血に関する正しい知識の普及啓発や、集団献血等の献血に触れ合う機会を積極的に提供する必要がある。

また、献血未経験者については、その理由として「針刺しの痛み」、「不安感」、「恐怖感」などが指摘されており、採血事業者は、これらの軽減に取り組む必要がある。加えて、特に、初回献血時に全血採血を選択する献血者に対しては、全血採血には四百ミリリットル全血採血と二百ミリリットル全血採血があること、規則別表第二(以下「採血基準」という。)を満たしていれば、いずれの採血でも安全であることを必ず説明することとする。また、説明を受けた上で、四百ミリリットル全血採血を選択することに不安がある初回献血者には、二百ミリリットル全血採血を選択してもらうこととする。これにより、初回献血時の不安感の軽減が図られるとともに、今後の継続的な献血に繋がることが期待される。

献血は自発的な行為であり、献血者一人一人の心の充足感が活動の大きな柱となっていることから、継続して献血してもらえ環境整備を図ることが重要である。このため、採血事業者は、医療需要に応じた採血区分の採血への協力依頼を禁止するものではないものの、採血の区分(二百ミリリットル全血採血、四百ミリリットル全血採血又は成分採血)について、献血者の意思を尊重して決定するべきである。

### 二 献血推進計画及び都道府県献血推進計画

厚生労働大臣は、法第十条第一項の規定に基づき、献血により確保すべき血液の目標量、その目標量を確保するための基本的な施策及び献血の推進に関する事項について、毎年度、薬事・食品衛生審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて献血推進計画を策定し、公表する。また、献血推進計画に基づき、国民の献血への理解と協力を得るための教育及び啓発、献血の受入れや献血者の保護に関する採血事業者への協力等を行う。

都道府県は、法第十条第四項の規定により、本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、血液製剤の需給の状況、適正使用の推進状況、人口動態等を考慮して、効果的な都道府県献血推進計画を策定し、公表するよう努める。また、献血に対する住民の理解を深めるための広報、献血推進組織の育成、献血の受入れの円滑な実施等の措置を講ずることが重要である。

市町村は、国及び都道府県とともに献血推進のための所要の措置を講ずることが重要である。

### 三 献血受入計画

採血事業者は、法第十一条第一項の規定により、本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、献血受入計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。当該計画に基づいて事業を実施するに当たっては、献血受入体制を着実に整備し、献血の受入れに関する目標を達成するための措置を講ずることが必要である。例えば、採血時の安全性の確保、事故への対応、献血者の個人情報保護、採血による献血者等の健康被害の補償等、献血者が安心して献血できる環境の整備、採血に際しての血液検査による健康管理サービスの充実及び献血者登録制度による献血者との連携の確保を図ることなどの措置を講ずることが重要である。

また、希少血液の確保に引き続き取り組むことが求められる。

さらに、今後少子化の進展により献血可能人口が減少することから、献血者に配慮した献血受入時間帯を設定するなど、献血者の利便性がより向上するよう、献血受入体制を工夫して整備することが中長期的な課題である。このため、献血者の意見を聴取しながら献血受入体制の整備に向けた方策を検討すべきである。

### 四 献血推進施策の進捗状況等に関する確認及び評価

国及び地方公共団体は、献血推進施策の進捗状況について確認及び評価を行うとともに、採血事業者による献血の受入れの実績についての情報を収集する体制を構築し、必要に応じ、献血推進施策の見直しを行うこととする。

## 五 災害時等における献血者の確保

災害時等において、製造販売業者等の保有する血液製剤(特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤)の在庫が不足する場合には、採血事業者は、国及び地方公共団体と協力し、供給に支障を来すことがないように、献血者の確保について早急な対策を講ずることとする。また、災害時等の対応については、国及び地方公共団体と協力し、あらかじめ対策を検討することとする。

## 六 献血者の安全確保等

国及び採血事業者は、献血をより一層推進するため、献血者の安全確保に努める必要がある。

このため、厚生労働大臣は、法第十五条の規定に基づき、採血事業者に対して、採血する血液の量を指示することとされている。また、採血しようとする者は、法第二十四条第一項の規定に基づき、あらかじめ献血者等につき健康診断を行わなければならない、同条第二項の規定及び採血基準に基づき、貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者から採血してはならないこととされている。

これらに加えて、採血事業者は、採血による健康被害の種類・発生頻度、採血後の注意事項等の献血に関する情報を献血者に周知し、献血後に十分な休憩を取得するよう促すなど、採血による健康被害の未然防止策を実施することとする。

また、献血者に健康被害が生じ、採血事業者が無過失である場合や過失が明らかでない場合には、採血事業者は、別に定めるガイドラインに基づき、迅速に被害補償を行うこととする。

## 第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

### 一 血液製剤の安定供給の確保のための需給計画

輸血用血液製剤については、昭和四十九年以降、全て国内献血により賄われており、引き続き医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

血漿分画製剤については、中期的な需給の見通しを踏まえ、需要動向を適時適切に把握する必要がある。このため、厚生労働大臣は、法第二十五条第一項の規定に基づき血液製剤代替医薬品等を含む血漿分画製剤の需給計画を定め、同条第六項の規定に基づきこれを公表する。

なお、需給計画については、当該血漿分画製剤の需給動向のみならず、血液製剤代替医薬品等の有無や当該血液製剤代替医薬品等の需給動向、新たな治療法の手法の有無等を考慮し、審議会の意見を聴いて定める。

また、血漿分画製剤の製造販売業者等は、製造又は輸入に当たっては、法第二十五条第七項の規定に基づき、需給計画を尊重するとともに、法第二十六条第一項の規定に基づき、その製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。厚生労働大臣は、当該報告が需給計画に照らし著しく適正を欠くと認めるときは、必要に応じ、製造販売業者等に対して需給計画を尊重して製造又は輸入すべきことを勧告する。

### 二 原料血漿の配分

国は、原料血漿の配分に当たっては、必要に応じて採血事業者と協力し、製造販売業者等から個別に翌年度の血漿分画製剤の需給に係る情報を収集する。その上で、製造販売業者等の製造能力及び製造効率を勘案し、安定供給に必要な血漿分画製剤の適正な水準の製造が確保されるよう、審議会での審議を踏まえ、需給計画において採血事業者から製造販売業者等への原料血漿の配分量及び配分する際の標準価格を定めることとする。

採血事業者は、法第二十五条第七項の規定に基づき、原料血漿の配分に当たっては、需給計画を尊重しなければならない。

国は、現に原料血漿が配分されている製造販売業者等に加え、新たに原料血漿の配分を希望し、これを原料に国内に血漿分画製剤を供給しようとする製造販売業者等に対し、審議会が法の目的及び基本理念を踏まえて決定する配分ルールに従って配分することとする。この場合、外国に製造所を有する製造販売業者等も配分の対象となり得る。

### 三 供給危機が発生した場合の対応

国は、災害等の場合には、血液製剤の供給に支障を来すことがないように、血液製剤(特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤)について、製造販売業者等に在庫状況等を確認し、その結果を踏まえ、広域的な対応が必要と判断した場合には、製造販売業者等による供給を支援する。また、平時より一定程度の在庫確保を要請するとともに、緊急時には代替製剤の増産を要請することにより、その安定供給を確保することとする。

これらの対応に加えて、国は、血漿分画製剤の安定供給の観点から、代替製剤がなく、一つの製造販売業者から単独で供給されている場合、その状況を解消するため、同じ効能を有する製品が複数の製造販売業者から供給される体制を確保するよう努める必要がある。

都道府県は、災害等が発生した場合の血液製剤(特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤)の供給体制等について、

製造販売業者等と協議し、防災計画に盛り込むなど、平時から災害に備えた対応を行う必要がある。

製造販売業者等は、災害等の場合の緊急的な対応を常に考慮しながら、安定的な供給を確保する必要がある。このため、緊急時の製造や供給に関するマニュアルの整備や訓練、災害に備えた設備の整備などを実施することにより、緊急的な対応が可能な体制を構築しておく必要がある。

#### 四 血漿分画製剤の輸出等

今まで廃棄されていた連産工程の中で生じる国内献血由来の中間原料を活用した血漿分画製剤の輸出など、献血血液の有効活用及び海外の患者のアンメット・メディカル・ニーズに資することを目的とした血漿分画製剤の輸出については、国内の血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲で行うものとする。そのため、厚生労働大臣は、需給計画において当該年度に輸出すると見込まれる血漿分画製剤の種類及び量を定めることとし、血漿分画製剤の製造販売業者等は、法第二十五条第三項の規定に基づき、需給計画の作成に資するよう、翌年度に輸出すると見込まれる血漿分画製剤の種類及び量を厚生労働大臣に届け出ることとする。

### 第六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

#### 一 安全性の向上のための取組

生物由来製品については、その感染のリスク等を踏まえ、原材料の採取及び製造から市販後に至る各段階において、一般の医薬品等における各種基準に加え、医薬品医療機器等法の第十二章生物由来製品の特例の規定に基づき、以下に掲げる基準等が定められている。このため、血液製剤については、これらの基準等を柱として、他の医薬品等と比べてより慎重な管理を行うなど、一層の安全性の確保が求められている。

- 1 保健衛生上の観点から定める原料等及び品質等に関する基準(生物由来原料基準(平成十五年厚生労働省告示第二百十号)及び生物学的製剤基準(平成十六年厚生労働省告示第百五十五号))
- 2 構造設備、製造管理及び品質管理の方法について、その特性に応じた基準(薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号)第八条、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令百七十九号)第二十八条)
- 3 直接の容器又は直接の被包等において、感染のリスク等を有することから適正に使用すべき医薬品等であることを明らかにするため、安全性の確保に関し必要な表示を行うこと(医薬品医療機器等法第六十八条の十七)。
- 4 病原体の混入が判明した場合に遡及調査を速やかに講ずることを可能とするため、製造販売業者、販売業者及び医療関係者は必要な事項について記録を作成し、保存すること(医薬品医療機器等法第六十八条の二十二)。また、製造業者は、特定生物由来製品について、遡及調査のために必要な量を、他の医薬品等と比べてより長期間、適切に保存すること(医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第二十八条)。
- 5 生物由来製品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、その製造販売をし、又は承認を受けた生物由来製品又は当該生物由来製品の原料による感染症に関する最新の知見に基づき当該生物由来製品を評価し、その成果について、厚生労働大臣に感染症定期報告を行わなければならないこと(医薬品医療機器等法第六十八条の二十四第一項)。
- 6 厚生労働大臣は、感染症定期報告に係る情報の整理又は調査を行った上で、当該感染症定期報告の状況について審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずること(医薬品医療機器等法第六十八条の二十四第二項及び第三項)。特に、血液製剤については、これらの措置に加えて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置を講ずること(法第二十九条)。
- 7 医療関係者は、特定生物由来製品の有効性及び安全性その他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者等に対し、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めること(医薬品医療機器等法第六十八条の二十一)。

以上の基準等とともに、血液製剤の一層の安全性の確保を図るため、国、地方公共団体及び採血事業者は、献血者に対し、検査を目的とした献血を行わないよう、あらかじめ周知徹底することとする。また、採血事業者は、血液製剤を介して感染症等が発生するリスクをできる限り排除するために、献血時における問診の充実を図るなど血液製剤の安全性の向上に協力することとする。さらに、医療関係者は、血液製剤の使用に当たっては、原則として患者等より同意を得ることとする。

#### 二 適切かつ迅速な安全対策の実施

採血事業者は、法第二十八条の規定に基づき、採取した血液を原料として製造された血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、当該血液に関する必要な情報を、当該血液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。

製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、医薬品医療機器等法第六十八条の九第一項の規定に基づき、血液製剤の使用によって保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあることを知ったときは、これを防止するために必要な措置を速やかに講じなければならない。医療関係者及び販売業者等は、同条第二項の規定に基づき、製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者が行うこれらの必要な措置の実施に協力するよう努めなければならない。

製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、医薬品医療機器等法第六十八条の十第一項の規定に基づき、医療関係者は同条第二項の規定に基づき、血液製剤の使用によるものと疑われる副作用、感染症の発生等を知ったときは、その旨について、厚生労働大臣に速やかに報告(以下「副作用等報告」という。)を行わなければならない。なお、製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、副作用等報告に際して遡及調査を行う必要がある。

厚生労働大臣は、製造販売業者に対して、医薬品医療機器等法第六十九条第四項の規定に基づき、血液製剤の使用によるものと疑われる感染症の発生等の原因の調査を求め、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、同法第六十九条の三の規定に基づく血液製剤の販売等の一時停止、同法第七十条第一項及び第二項の規定に基づく血液製剤の回収等並びに同法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づく品質管理等の方法の改善の措置等の措置を採るべきことを命ずる。

厚生労働大臣は、審議会において、その委員等と感染症定期報告、副作用等報告による血液製剤の安全性に関する情報を遅滞なく共有するとともに、国民及び医療関係者に対し適切かつ迅速に情報を公開し、提供することとする。情報の提供に当たっては、患者等に対する不利益や偏見、差別に配慮することとする。

国は、安全対策を実施するための体制について、製造販売業者等、採血事業者及び医療関係者の協力を得て、感染症に関する情報、安全技術の開発動向、海外の制度等を参照しながら、必要に応じて検討することとする。

### 三 安全性の向上のための技術の開発促進及び早期導入

製造販売業者等は、病原体の不活化・除去技術の向上、より高感度かつ高精度の検査方法の開発等を通じ、より安全性の高い血液製剤の開発等に努めることが必要である。

また、国は、血液製剤の安全性の向上に係る技術に関する情報を収集し、技術開発を支援し、採血事業者、製造販売業者及び製造業者がそれらの技術を早期導入するように指導することとする。

### 四 自己血輸血の取扱い

輸血用血液製剤により感染症、免疫学的副作用等が発生するリスクは、完全には否定できない。このため、院内での実施管理体制が適正に確立されている場合には、自己血輸血が推奨されており、国は、血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針において、自己血輸血の取扱いを医療機関に示しており、医療関係者は、当該指針に沿って適切に行う必要がある。

また、自己血輸血を除き、院内血輸血は、安全性の問題等があることから、原則として行うべきではない。

## 第七 血液製剤の適正な使用に関する事項

### 一 血液製剤の適正使用のための各種指針の普及等

国は、血液製剤の使用適正化及び輸血療法の適正化を図るために策定した各種指針の改定を適宜行うとともに、その普及を図る。また、医療関係者に対する教育等を通じて、血液製剤の適正使用を働きかけていく。さらに、医療機関における血液製剤の使用状況について定期的に調査を行い、適正使用の推進のための効果的な方法を検討し、必要に応じて、適正使用の推進のための方策を講ずる。

国及び都道府県は、医療機関において血液製剤を用いた輸血療法が適正になされるよう、輸血療法委員会及び輸血部門の設置並びに責任医師及び担当技師の配置を働きかける。

### 二 医療機関における取組

医療関係者は、医療機関における血液製剤の管理体制を整備し、その使用状況を把握するとともに、血液製剤の特徴を十分に理解し、患者に真に必要な場合に限り血液製剤を使用するなど、適正使用に努める。

また、患者等に対し、血液製剤の有効性及び安全性その他当該製品の適正使用のために必要な事項に関して適切かつ十分な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、血液製剤の使用に当たっては、原則として患者等より同意を得ることとする。



## 第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

### 一 血液製剤代替医薬品等に関する事項

血液製剤代替医薬品等の製造及び供給は、血液製剤の需給動向に重要な影響を与えるため、第五に示したとおり、計画的に行うこととしている。

安全対策については、第六に示した医薬品医療機器等法等に基づく規制が適用される。なお、患者等への説明又は記録の保存等についても、必要に応じ、特定生物由来製品と同様に行うことが求められる。

また、血液製剤代替医薬品等の使用に当たっては、原則として患者等より同意を得ることとする。

### 二 血液製剤の表示

投与される血液製剤の原料の由来に係る患者等の知る権利を確保するため、製造販売業者等は、医薬品医療機器等法第六十八条の十七の規定に基づき、直接の容器又は直接の被包に、採血国及び献血又は非献血の区別を表示しなくてはならない。また、医療関係者が患者等に対し、できる限りこれらの説明をしやすくなるよう、国、製造販売業者等及び医療関係者は、例えば、血漿分画製剤の説明文を用意したり、その説明に薬剤師等を活用したりするなど、環境整備を進める必要がある。

### 三 血液製剤等の研究開発の推進

既存の血液製剤等よりも優れた安全性及び有効性を有するものの製品化が進むよう、国は、製造販売業者等における血液製剤等の研究開発を支援する。例えば、抗血液凝固第IXa/X因子ヒト化二重特異性モノクローナル抗体のように、作用が長時間持続することが期待でき、また、皮下注射が可能になるといった患者の利便性に資する医薬品の開発が期待される。

また、抗凝固因子を低下させることで生体内での凝固因子と抗凝固因子とを平衡化することにより、血友病の治療を行う医薬品の臨床試験が進み、インヒビターの有無にかかわらず、皮下注射により治療を行うことが期待されており、国は、臨床試験の状況を注視していく。

国は、学会等からの要望を受け、国内では承認されていない血液製剤等や効能又は効果について、薬物療法に関する医学的・薬学的な学識経験を有する者で構成する検討会議において、諸外国での承認状況や科学的な根拠に基づき検討を行う。その上で、製造販売業者への開発要請等を通じて、開発の推進を促す。

なお、輸血用血液製剤と代替性がある医薬品又は再生医療等製品の研究開発については、平成三十年九月に厚生科学審議会でiPS細胞由来の血小板を用いた自己輸血の臨床研究の実施計画が了承されており、国として、研究の実施状況を注視していく。

### 四 血液製剤等の価格等

#### 1 輸血用血液製剤

輸血用血液製剤に係る血液事業は、原料の採血から製剤の検査、製造、供給に至るまで、現在は唯一の採血事業者かつ製造販売業者でもある事業者が実施しており、競争原理が働いていない。このため、当該事業者は、血液事業の運営に支障を来さないことを前提として、輸血用血液製剤を供給するまでの各工程で無駄がないかなどを検証し、コスト削減に努めることにより、少しでも安価な製剤を供給できるよう努力をする必要がある。

#### 2 原料血漿

採血事業者及び製造業者は、血液事業の運営に支障を来さないことを前提として、原料血漿を供給するまでの各工程で無駄がないかなどを検証し、コスト削減に努めることにより、少しでも安価な原料血漿を供給できるよう努力をする必要がある。

また、国は、需給計画の策定時における原料血漿の標準価格(以下「標準価格」という。)の計算方式の改善、原料血漿の配分量及び標準価格の複数年契約化等による標準価格の在り方そのものの見直しなどについて、採血事業者及び血漿分画製剤の製造販売業者等の協力を得て検討を行う。

#### 3 血漿分画製剤

多くの血漿分画製剤(血液製剤代替医薬品等を含む。以下同じ。)は、薬価収載されて以降三十年を超えて医療現場に安定的に供給され、我が国の医療に貢献している一方、薬価が下落し続けている状況にある。加えて、我が国の血漿分画製剤の需要に応じた血漿成分採血比率の上昇による原料血漿の価格の上昇又は為替レートの変動による原料価格の上昇などにより、血漿分画製剤の製造販売業者の収益が強く圧迫されていることが懸念される。

安定供給が求められる血漿分画製剤の供給が、採算性の低下によって支障を来さないよう、十分配慮することが必要である。

国、製造販売業者、卸売販売業者、医療機関及び薬局は、医療に不可欠な血漿分画製剤の価値に見合った価格設定により、単品単価による取引を推進する必要がある。

## 五 コンプライアンスの強化

血液製剤等の製造販売業者等は、コンプライアンス行動規範について見直し、必要に応じ改定等の措置を講ずることにより、効果的・継続的にコンプライアンス体制の強化を推進していくことが必要である。

## 六 複数の採血事業者を想定した血液事業の在り方

国は、国内自給及び安定供給の確保、献血者の健康保護、献血者が採血事業者を選択できる選択権の確保等を念頭に、審議会及び製造販売業者等の関係者の意見を聴いて、新たな採血事業者の参入環境を整備していく必要がある。

## 18 献血功労者名簿

### (1) 厚生労働大臣表彰状

年 度	団 体 名
平成2年度 (1団体)	株式会社南日本放送
平成3年度 (1団体)	株式会社山形屋
平成4年度 (1団体)	西之表市献血推進協議会
平成5年度 (1団体)	学校法人時任学園鹿児島商工高等学校
平成6年度 (2団体)	鹿屋市献血推進協議会                      川内市献血推進協議会
平成7年度 (2団体)	出水市献血推進協議会                      学校法人神村学園
平成8年度 (2団体)	加世田市献血推進連絡協議会              中越パルプ工業株式会社川内工場
平成9年度 (2団体)	株式会社九州電力鹿児島支店              東市来町献血対策推進協議会
平成10年度 (2団体)	東串良町献血推進協議会                      株式会社鹿児島銀行
平成11年度 (2団体)	隼人町健康づくり推進協議会              南九州畜産興業株式会社
平成12年度 (2団体)	鹿児島県建設業協会加治木支部              佐多町献血推進対策協議会
平成13年度 (2団体)	国分市健康増進協議会                      学校法人川島学園鹿児島実業高等学校
平成14年度 (2団体)	枕崎市献血推進協議会                      鹿児島信用金庫協会
平成15年度 (2団体)	吹上町献血推進連絡協議会                      鹿児島城山ライオンズクラブ
平成16年度 (2団体)	内之浦町献血推進連絡協議会                      県立加世田常潤高等学校
平成17年度 (2団体)	陸上自衛隊国分駐屯地                      社団法人川内青年会議所
平成18年度 (2団体)	蒲生町献血推進対策協議会                      川辺町献血推進連絡協議会
平成19年度 (2団体)	中種子町献血推進協議会                      屋久町献血推進対策協議会
平成20年度 (2団体)	京セラ株式会社鹿児島川内工場              京セラ労働組合国分支部
平成21年度 (2団体)	鹿児島県立加治木工業高等学校生徒会 学校法人希望が丘学園 鳳凰高等学校
平成22年度 (2団体)	南種子町献血推進対策協議会 学校法人原田学園 鹿児島情報高校
平成23年度 (2団体)	プリマム株式会社 鹿児島工場 九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社
平成24年度 (2団体)	ライオンズクラブ国際協会337-D地区第2R4Z加世田ライオンズクラブ 海上自衛隊 鹿屋航空基地

年 度	団 体 名
平成25年度 (2団体)	学校法人都築教育学園 第一工業大学 JX 日鉱日石 石油基地株式会社
平成26年度 (2団体)	N T T労働組合 九州総支部 鹿児島分会 公益社団法人串木野青年会議所
平成27年度 (2団体)	学校法人 津曲学園 鹿児島国際大学 鹿児島県消防学校
平成28年度 (2団体)	奄美市献血推進協議会 学校法人日章学園 鹿児島城西高等学校
平成29年度 (3団体)	学校法人川島学園れいめい高等学校 株式会社加根又本店 鹿児島県農業協同組合中央会
平成30年度 (2団体)	鹿児島県立屋久島高等学校 南九州日野自動車株式会社
令和元年度 (3団体)	学校法人志學館学園 鹿児島女子短期大学 北さつま農業協同組合 学校法人川島学園 鹿児島工学院専門学校
令和2年度 (2団体)	マルイ農業協同組合 山形屋商事株式会社

(2) 厚生労働大臣感謝状

年 度	団 体 名
昭和41年度 (2団体)	加世田市献血推進連絡協議会 株式会社南日本放送
昭和42年度 (3団体)	出水市献血推進対策協議会 鹿児島県生命保険協会 佐多町献血推進対策協議会
昭和43年度 (3団体)	鹿屋市献血推進協議会 株式会社山形屋 川内市献血推進連絡協議会
昭和44年度 (3団体)	内之浦町献血推進連絡協議会 学校法人川島学園鹿児島実業高等学校 九州電力株式会社鹿児島支店
昭和45年度 (3団体)	東市来町血液対策推進協議会 県立串木野高等学校 県立薩南工業高等学校
昭和46年度 (3団体)	吹上町献血推進連絡協議会 牧園町中津川校区婦人会 郡山町献血推進対策協議会
昭和47年度 (3団体)	伊集院町献血推進連絡協議会 県立隼人工業高等学校 入来町献血推進連絡協議会
昭和48年度 (4団体) (1個人)	隼人町献血推進対策協議会 県立市来農芸高等学校 蒲生町献血推進対策協議会 学校法人神村学園串木野女子高等学校 大坪金雄 (肝属郡佐多町伊座敷)
昭和49年度 (3団体)	国分市献血推進対策協議会 学校法人坂元学園 枕崎市献血推進連絡協議会 九州学院大学附属高等学校
昭和50年度 (3団体)	高尾野町献血推進連絡協議会 学校法人時任学園鹿児島商工高等学校 松元町献血推進協議会
昭和51年度 (3団体)	東串良町献血推進連絡協議会 県立加世田農業高等学校 鹿児島信用金庫
昭和52年度 (3団体)	川辺町献血推進連絡協議会 学校法人鹿児島純心女子学園 プリマハム株式会社鹿児島工場 鹿児島純心女子高等学校
昭和53年度 (3団体)	大根占町献血推進協議会 県立串良商業高等学校 中越パルプ工業株式会社川内工場
昭和54年度 (3団体)	西之表市献血推進対策協議会 学校法人実践学園 株式会社鹿児島銀行 鹿児島実践女子高等学校
昭和55年度 (4団体)	市来町献血推進対策協議会 陸上自衛隊国分駐屯地 県立栗野工業高等学校 中種子町献血推進協議会

年 度	団 体 名	
昭和56年度 (3団体)	牧園町献血推進対策協議会 県立入来商業高等学校	南九州畜産興業株式会社
昭和57年度 (8団体)	串木野市献血推進連絡協議会 根占町献血推進協議会 屋久町献血推進対策協議会 県立鹿児島水産高等学校	県立加治木工業高等学校 学校法人出水学園高等学校 鹿児島鉄道管理局鹿児島車輛管理所 鹿児島日本電気株式会社
昭和58年度 (8団体)	南種子町血液推進対策協議会 末吉町献血推進対策協議会 樋脇町献血推進対策協議会 県立野田女子高等学校	県立種子島実業高等学校 県立穎娃高等学校 社団法人鹿児島県建設業協会加治木支部 鹿児島相互信用金庫
昭和59年度 (7団体)	野田町献血推進協議会 上屋久町献血推進対策協議会 松山町献血推進協議会 ライオンズクラブ国際協会加世田クラブ	財団法人川内青年会議所 学校法人津曲学園鹿児島高等学校 県立中種子高等学校
昭和60年度 (6団体)	東郷町献血推進対策協議会 喜入町献血推進連絡協議会 知覧町献血推進連絡協議会	県立伊佐農林高等学校 川内純心女子高等学校 県立国分高等学校
昭和61年度 (8団体)	溝辺町献血推進対策協議会 志布志町献血推進対策協議会 指宿市献血推進連絡協議会 金峰町献血推進対策協議会	鹿屋中央高等学校 加世田女子高等学校 県立大口高等学校 鹿児島県消防学校
昭和62年度 (8団体)	海上自衛隊鹿屋航空基地 鹿児島電子工業高等学校 県立宮之城高等学校 県立鹿児島東高等学校	日吉町献血推進協議会 横川町献血推進対策協議会 大口市献血推進連絡協議会 加治木町献血推進対策協議会
昭和63年度 (8団体)	宮之城町献血推進連絡協議会 阿久根市献血推進対策協議会 大浦町献血推進連絡協議会 大隅町献血推進対策協議会	県立南種子高等学校 第一工業大学 鹿児島ラ・サール高等学校 川内職業訓練短期大学校
平成元年度 (8団体)	高山町献血推進協議会 有明町献血推進対策協議会 栗野町献血推進協議会 吉松町献血推進対策協議会	大口明光学園高等学校 県立種子島高等学校 県立加世田高等学校 日本石油基地株式会社
平成2年度 (8団体)	坊津町献血推進連絡協議会 鶴田町献血推進連絡協議会 吾平町献血推進協議会 霧島町献血推進対策協議会	県立指宿高等学校 県立阿久根農業高等学校 学校法人鹿児島学園加治木女子高等学校 全国電気通信労働組合鹿児島県支部
平成3年度 (8団体)	祁答院町献血推進連絡協議会 東町献血推進対策協議会 長島町献血推進対策協議会 県立枕崎高等学校	学校法人川島学園れいめい高等学校 鹿児島経済大学 社団法人串木野青年会議所 有限会社天文館薬局
平成4年度 (9団体)	輝北町献血推進対策協議会 福山町献血推進協議会 田代町献血推進協議会 県立笠沙高等学校 鹿児島城西高等学校	県立屋久島高等学校 京セラ株式会社鹿児島川内工場 京セラ労働組合同国支部 鹿屋ライオネスクラブ

年 度	団 体 名	
平成5年度 (8団体)	始良町献血推進対策協議会 薩摩町献血推進連絡協議会 大崎町献血対策推進協議会 県立宮之城農業高等学校	鹿児島市立鹿児島女子高等学校 株式会社加根又本店 ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社 指宿市立西指宿中学校PTA
平成6年度 (9団体)	串良町献血推進対策協議会 菱刈町献血推進協議会 笠沙町献血推進連絡協議会 鹿児島女子短期大学 学校法人赤塚学園ビジネス専門学校	鹿児島農業協同組合連合会 鹿児島日野自動車株式会社 鹿児島貯金事務センター 鹿児島城山ライオンズクラブ
平成7年度 (9団体)	財部町献血推進対策協議会 桜島町献血推進協議会 垂水市献血推進連絡協議会 山川町献血推進連絡協議会 鹿児島工科専門学校	九州旅客鉄道株式会社鹿児島車輛所 さつま農業協同組合 鹿児島市交通局 加世田ライオンズクラブ
平成8年度 (8団体)	吉田町献血推進対策協議会 穎娃町献血推進連絡協議会 開聞町献血推進連絡協議会 国立鹿児島工業高等専門学校	新鹿児島いすゞモーター株式会社 鹿児島松下電子株式会社 株式会社サンコー電機 社団法人鹿屋青年会議所
平成9年度 (9団体)	全電通鹿児島県支部川内分会 マルイ農業協同組合 医療法人仁心会松下病院 山形屋商事株式会社 社団法人新大隅青年会議所	株式会社タイヨー 県立鹿屋高等技術専門学校 末吉ライオンズクラブ 紫原五丁目商工会
平成10年度 (9団体)	株式会社日本計器鹿児島製作所 社団法人枕崎青年会議所 株式会社九州富士通エレクトロニクス ソニー国分株式会社 屋久島電工株式会社	名瀬市献血推進協議会 鹿児島歯科学院専門学校 セイカ食品株式会社 鹿児島市立谷山小学校PTA
平成11年度 (8団体)	出水市立病院 医療法人尚人会阿多准看護学院 大島運輸株式会社 鹿児島市立鹿児島商業高等学校	県立甲南高等学校 薩摩酒造株式会社 薩摩マツダ株式会社 日本特殊陶業株式会社
平成12年度 (8団体)	医療法人三州会大勝病院 尾崎商事株式会社志布志工場 県立農業大学校 国際ロータリー第2730地区宮之城ロータリークラブ ライオンズクラブ国際協会337-D地区第2R5Z阿久根ライオンズクラブ	学校法人津曲学園鹿児島短期大学 九州電力株式会社川内原子力発電所 学校法人川島学園尚志館高等学校
平成13年度 (8団体)	徳之島町献血推進協議会 ライオンズクラブ国際協会337-D地区第2R2Z鹿児島谷山ライオンズクラブ アルバック鹿児島工業団地 財団法人昭和会今給黎総合病院 指宿アロハ会	志學館大学 鹿児島建設業協会川内支部 鹿児島市立吉野小学校PTA
平成14年度 (8団体)	瀬戸内町献血対策推進協議会 県立鹿児島南高等学校 学校法人時任学園樟南第二高等学校 ライオンズクラブ国際協会337-D地区第2R5Z出水ライオンズクラブ 鹿児島市立宇宿小学校PTA	社団法人鹿児島共済会南風病院 済生会川内病院 薩摩マツダ株式会社

年 度	団 体 名
平成15年度 (8団体)	鹿児島県美容専門学校 鹿児島トヨタ自動車株式会社 川内店 KCS鹿児島情報専門学校 鹿児島市水道局 社団法人鹿児島県精神衛生協会横山病院 株式会社南日本新聞社 笠利町血液対策推進協議会 医療法人愛誠会 昭南病院
平成16年度 (8団体)	横川町献血推進対策協議会 日本ガス株式会社 県立古仁屋高等学校 日本銀行鹿児島支店 ネッツトヨタ鹿児島株式会社 鹿児島市立西陵小学校PTA 医療法人仁心会福山病院 鹿児島総合卸商業団地協同組合
平成17年度 (7団体)	鹿児島市献血推進対策協議会 隼人町立医師会医療センター 県立大島工業高等学校 株式会社JA食肉かごしま南薩工場 九州電力株式会社鹿屋営業所 株式会社老舗恵命堂 いわさきホテルズ株式会社指宿いわさきホテル
平成18年度 (8団体)	県立德之島高等学校 鹿児島県警察本部 株式会社指宿白水館 株式会社協栄 株式会社マイカル九州始良サティ ライオンズクラブ国際協会337-D地区第2R7Z大隅ライオンズクラブ ライオンズクラブ国際協会337-D地区第2R4Z川内ライオンズクラブ 川内ライオン支部 ライオンズクラブ国際協会337-D地区第2R4Z宮之城ライオンズクラブ
平成19年度 (7団体)	医療法人卓翔会市比野記念病院 岩崎産業株式会社 大口電子株式会社 鹿児島県立大島高等学校 加治木町立柁城小学校PTA 株式会社九電工鹿児島支店 ライオンズクラブ国際協会337-D地区第2R第6Z国分隼人ライオンズクラブ
平成20年度 (7団体)	龍郷町献血対策推進協議会 医療法人柏葉会水間病院 鹿児島県協同トラックターミナル株式会社 種子屋久農業協同組合 鹿児島市立川上小学校PTA 加治木町商工会 鹿児島トヨタ自動車株式会社
平成21年度 (8団体)	宇検村献血推進対策協議会 ヤマト電子株式会社 医療法人社団社会福祉法人隼仁会 トヨタカローラ鹿児島株式会社 鹿児島空港ビルディング株式会社 社団法人鹿児島県建築協会 さつま川内農業協同組合 国際ロータリー第2730地区かのや東ロータリークラブ
平成22年度 (8団体)	南九州市立穎娃准看護学校 鹿児島県立吹上高等技術専門学校 国際ロータリー第2730地区串良ロータリークラブ 株式会社九州新城 株式会社NEOMAX鹿児島 知名町献血推進協議会 鹿児島県立沖永良部高等学校 和泊町献血推進協議会
平成23年度 (7団体)	陸上自衛隊川内駐屯地 いぶすき農業協同組合 国際ロータリー第2730地区大口ロータリークラブ 薩摩川内市消防局 京セラ株式会社鹿児島隼人工場 鹿児島県建設業協会鹿屋支部青年部会 ライオンズクラブ国際協会337-D地区鹿児島R5Z串木野ライオンズクラブ
平成24年度 (7団体)	鹿児島県立大島北高等学校 鹿児島市立紫原小学校PTA あいら農業協同組合 栗野統括支店 医療法人玉昌会 加治木温泉病院 住友金属鉱山株式会社 菱刈鉱山 志布志畜産株式会社 鹿児島市管工事協同組合
平成25年度 (7団体)	学校法人南学園鹿児島医療福祉専門学校 鹿児島県建設業青年部会出水支部 鹿児島南ライオンズクラブ 加治木産業株式会社 株式会社植村組川内支店 松元機工株式会社 南西糖業株式会社徳之島事業本部徳和瀬工場

年 度	団 体 名
平成26年度 (7団体)	天城町献血推進協議会 鹿児島市立原良小学校PTA 株式会社九州タブチ 鹿児島南警察署 伊仙町献血推進協議会 川辺ライオンズクラブ 医療法人吉祥会吉井中央病院
平成27年度 (7団体)	医療法人財団浩誠会 霧島杉安病院 大口酒造株式会社 医療法人静和会ファミリーHP薩摩 南日本くみあい飼料株式会社 谷山工場 医療法人青仁会 池田病院 鹿児島刑務所 鹿児島市立西陵中学校PTA
平成28年度 (6団体)	鹿児島県建設業協会宮之城支部 北さつま農業協同組合伊佐総合支所 西部電設株式会社鹿児島支店加治木営業所 株式会社指宿フェニックスホテル 航空自衛隊沖永良部島分屯基地 南日本酪農協同株式会社鹿屋工場
平成29年度 (8団体)	九州化工株式会社 そお鹿児島農業協同組合 ライオンズクラブ国際協会337-D地区鹿児島R. 6Z伊佐ライオンズクラブ 株式会社クリモト 霧島市消防局 鹿児島部品株式会社 アロン電機株式会社 株式会社指宿ロイヤルホテル
平成30年度 (8団体)	国際ロータリー第2730地区 きもつきロータリークラブ 九州電力株式会社 川内発電所 医療法人 恵明会 整形外科松元病院 西之表ショッピングセンター 南さつま農業協同組合 株式会社 丸榮 指宿シーサイドホテル株式会社 垂水市立医療センター垂水中央病院
令和元年度 (7団体)	鹿児島三菱自動車販売株式会社 南日本くみあい飼料株式会社志布志工場 志布志石油備蓄株式会社志布志事業所 国分中央ロータリークラブ 出水郡医師会広域医療センター 薩摩酒造株式会社 穎娃蒸留所 国分ロータリークラブ
令和2年度 (6団体)	医療法人徳州会 沖永良部徳州会病院 株式会社サクラクレパス 鹿児島工場 医療法人至誠会 中村温泉病院 独立行政法人国立病院機構 南九州病院 伊佐市医師会立准看護学校 医療法人共生会

(3) 知事感謝状

ア 献血推進功労者（敬称略）

年 度	団 体 名
昭和41年度 (1団体)	株式会社南日本放送
昭和44年度 (4団体) (3名)	東市来町血液対策推進協議会，県立串木野高等学校，中越パルプ工業株式会社 川内工場 県立薩南工業高等学校 大坪金雄（佐多町住民課長），児玉卓治（薬局開設者），森下政好（鹿児島大学理学部学生）
昭和45年度 (5団体) (2名)	吹上町献血推進連絡協議会，鹿児島鉄道管理局川内保線区，郡山町献血推進対策協議会 牧園町中津川校区婦人会，国立鹿児島病院 吉永明治（川内市役所勤務），吉村義美（鹿児島トヨペットK. K勤務）
昭和46年度 (13団体) (2名)	牧園町献血推進対策協議会，県立隼人工業高等学校，市来町献血対策推進協議会 県立串良商業高等学校，入来町献血推進連絡協議会，学校法人神村学園 串木野女子高等学校 伊集院町献血推進連絡協議会，学校法人実践学園，根占町献血推進協議会 鹿児島実践女子高等学校，県立市来農芸高等学校，鹿児島学生献血推進会 県立栗野工業高等学校，株式会社鹿児島銀行 迫田啓二（建設省川内工事事務所勤務），田中盛夫（医薬品販売業者）
昭和47年度 (7団体) (1名)	隼人町献血推進対策協議会，県立入来商業高等学校，蒲生町献血推進対策協議会 県立種子島実業高等学校，プリマハム株式会社 九州圏事業本部鹿児島工場 川辺町献血推進連絡協議会，学校法人坂元学園 九州学院大学附属高等学校 村岸昭信（入来町役場建設課勤務）



年 度	団 体 名
昭和 48 年度 (7 団体) (2 名)	枕崎市献血推進連絡協議会, 学校法人時任学園 鹿児島商工高等学校 国分市献血推進対策協議会, 県立加治木工業高等学校, 松元町献血推進協議会 陸上自衛隊国分駐屯地業務隊, 県立穎娃高等学校 野崎 瞭 (鹿児島市下伊敷町), 大曲満榮 (川内市西方町)
昭和 49 年度 (8 団体)	高尾野町献血推進連絡協議会, 県立加世田農業高等学校, 大根占町献血推進対策協議会 県立野田女子高等学校, 西之表市献血推進対策協議会, 鹿児島信用金庫 学校法人鹿児島純心女子学園 鹿児島純心女子高等学校, 南九州畜産興業株式会社
昭和 50 年度 (10 団体)	東串良町献血推進連絡協議会, 鹿児島日本電気株式会社, 屋久町献血推進対策協議会 京都セラミック鹿児島川内工場, 串木野市献血推進連絡協議会, 中種子町献血推進協議会 学校法人津曲学園 鹿児島高等学校, 学校法人出水学園高等学校, 県立伊佐農林高等学校 鹿児島鉄道管理局車輛管理所
昭和 51 年度 (10 団体)	阿久根市献血推進対策協議会, 県立伊集院高等学校, 上屋久町献血推進対策協議会 県立鹿児島水産高等学校, 末吉町献血推進対策協議会, 県立国分高等学校 樋脇町献血推進対策協議会, 南種子町献血推進対策協議会 学校法人川内純心女子学園 川内純心女子高等学校, 立正校成会鹿児島教会青年部
昭和 52 年度 (12 団体)	東郷町献血推進対策協議会, 山佐産業株式会社, 坊津町献血推進連絡協議会 鹿児島県消防学校, 鶴田町献血推進連絡協議会, 県立大口高等学校, 県立吹上高等学校 野田町献血推進協議会, 喜入町献血推進連絡協議会, 学校法人前田学園 鹿屋商業高等学校 社団法人鹿児島県建設業協会 加治木支部, 県立中種子高等学校
昭和 53 年度 (10 団体)	金峰町献血推進対策協議会, 国際ライオンズ加世田クラブ, 宮之城町献血推進連絡協議会 大口市献血推進連絡協議会, 知覧町献血推進連絡協議会, 国分市立国分実業高等学校 志布志町献血推進対策協議会, 県立宮之城高等学校, 鹿児島相互信用金庫 学校法人大口明光学園 大口明光学園高等学校
昭和 54 年度 (12 団体)	指宿市献血推進連絡協議会, 県立鹿児島東高等学校, 日吉町献血推進協議会 学校法人希望ヶ丘学園, 溝辺町献血推進対策協議会, 加世田女子高等学校 松山町献血推進協議会, 県立種子島高等学校, 高山町献血推進協議会, 県立南種子高等学校 川内青年会議所, 県立指宿高等学校, 海上自衛隊鹿屋航空基地
昭和 55 年度 (13 団体)	加治木町献血推進対策協議会, 薩南ゲーゼル工業株式会社, 吾平町献血推進協議会 県立阿久根農業高等学校, 横川町献血推進対策協議会, 県立笠沙高等学校, 鹿児島経済大学 大隅町献血推進対策協議会, 県立鹿屋農業高等学校, 始良町献血推進対策協議会 学校法人ラ・サール学園高等学校, 県立出水工業高等学校, 川内総合高等職業訓練校
昭和 56 年度 (11 団体)	栗野町献血推進協議会, 全国電気通信労働組合鹿児島県支部, 大浦町献血推進連絡協議会 県立宮之城農業高等学校, 長島町献血推進対策協議会, 県立加世田高等学校 有明町献血推進対策協議会, 鹿児島電子工業高等学校, 新光糖業株式会社種子島本部 県立末吉高等学校, 鹿児島女子短期大学
昭和 57 年度 (12 団体) (1 名)	霧島町献血推進対策協議会, 株式会社マーモ製作所, 吉松町献血推進対策協議会 県立長島高等学校, 輝北町献血推進対策協議会, 県立枕崎高等学校 薩摩町献血推進連絡協議会, 県立錦江湾高等学校, 九州学院大学, 県立屋久島高等学校 日本石油基地株式会社 喜入基地, 学校法人城西学園 鹿児島城西高等学校 平田富二郎 (川内市向田町)
昭和 58 年度 (12 団体)	福山町献血推進協議会, 新鹿児島いすゞモーター株式会社, 田代町献血推進協議会 学校法人鹿児島学園 加治木女子高等学校, 祁答院町献血推進連絡協議会, 県立出水高等学校 大崎町献血推進対策協議会, 県立山川高等学校, 学校法人津曲学園 鹿児島短期大学 鹿児島県農業協同組合連合会, 県立有明高等学校, 学校法人川島学園 川内実業高等学校

昭和 59 年度 (15 団体)	串良町献血推進対策協議会, 鹿児島市立鹿児島女子高等学校, 東町献血推進対策協議会 県立鹿屋工業高等学校, 財部町献血推進対策協議会, 県立川辺高等学校 笠沙町献血推進連絡協議会, 指宿市立指宿商業高等学校, 菱刈町献血推進協議会 県立南大隅高等学校田代分校, 鹿屋青年会議所, 学校法人川島学園 志布志実業高等学校 鹿屋専修職業訓練校, 県立東郷高等学校, 全通鹿児島地方貯金支部
昭和 60 年度 (15 団体)	桜島町献血推進対策協議会, 京セラ株式会社鹿児島国分工場, 吉田町献血推進対策協議会 鹿児島市立鹿児島商業高等学校, 垂水市献血推進連絡協議会, 出水市立出水商業高等学校 鹿児島城山ライオンズクラブ, 県立牧園高等学校, 株式会社加根又本店, 県立岩川高等学校 九州電力株式会社鹿児島支店, 県立蒲生高等学校, さつま農業協同組合, 県立高山高等学校 社団法人串木野青年会議所
昭和 61 年度 (15 団体)	鹿児島市交通局, 加世田青年会議所, 山形屋商事株式会社, 県立鹿児島西高等学校 鹿児島日産自動車株式会社, 県立加治木高等学校, トヨタオート鹿児島株式会社 県立志布志高等学校, 鹿児島日野自動車株式会社, 鹿屋市立鹿屋女子高等学校 日本楽器製造株式会社鹿児島工場, 県立川内商工高等学校, 医療法人仁心会松下病院 県立阿久根高等学校, 西指宿中学校 P T A
昭和 62 年度 (13 団体) (2 名)	山川町献血推進連絡協議会, 県立鹿屋高等学校, 穎娃町献血推進連絡協議会 株式会社玉里自動車学校, 開聞町献血推進連絡協議会, 国立療養所霧島病院 県立甲陵高等学校, 鹿児島松下電子株式会社, 県立鹿児島工業高等学校 株式会社サンコー電機, 県立財部高等学校, 加世田ライオンズクラブ, 県立川内高等学校 清藤陽一(知覧町役場), 塚田 平(隼人町役場)
昭和63年度 (14団体) (1名)	県立甲南高等学校, 薩摩マツダ株式会社, 県立福山高等学校, 末吉ライオンズクラブ 県立南大隅高等学校佐多分校, 南九州食品株式会社霧島事業所, 県立農業大学校 株式会社日本計器鹿児島製作所, 鹿児島歯科学院専門学校, 鹿児島工科専門学校 全国電気通信労働組合鹿児島支部川内分会, 赤塚ビジネス専門学校, マルイ農業協同組合 株式会社タイヨー 牧 ナツエ
平成元年度 (15団体)	県立南大隅高等学校, 九州電気工事株式会社鹿児島支店, 鹿児島純心女子短期大学 県立垂水高等学校, 出水市立病院, 鹿児島工業高等専門学校, 屋久島電工株式会社 ソニー国分セミコンダクタ株式会社, 紫原五丁目商工会, 新大隅青年会議所 鹿児島市水道局, 薩摩酒造株式会社, 鹿児島税務署, 株式会社九州富士通エレクトロニクス セイカ食品株式会社
平成 2 年度 (14 団体) (1 名)	県立鶴丸高等学校, 谷山小学校 P T A, 県立樋脇高等学校, 有限会社天文館薬局 鹿児島県畜産試験場, 阿多准看護学院, 医療法人三州会大勝病院, 大島運輸株式会社 鹿児島トヨタ自動車株式会社川内支店, 鹿児島県農業協同組合連合会 日本特殊陶業株式会社鹿児島宮之城工場, 鹿屋ライオネスクラブ 鹿児島日産モーター株式会社, 尾崎商事株式会社志布志工場 西村三男(末吉町役場)
平成 3 年度 (15 団体)	鹿児島市立鹿児島玉龍高等学校, 宇宿小学校 P T A, 株式会社鹿児島くみあい食肉南薩工場 鹿児島女子大学, 合資会社山口長生堂薬局, 九州電力株式会社川内原子力発電所 社団法人枕崎青年会議所, 宮之城ロータリークラブ, 株式会社南日本新聞社 アルバック鹿児島工業団地, 財団法人昭和会今給黎総合病院, 医療法人愛誠会昭南病院 社団法人鹿児島精神衛生協会横山病院, 鹿児島市立吉野小学校 P T A 九州旅客鉄道株式会社鹿児島運転所

平成4年度 (15団体)	県立鹿児島南高等学校, 鹿児島総合卸商業団地協同組合, 社団法人鹿児島共済南風病院 学校法人時任学園徳之島商工高等学校, 株式会社測紙, 指宿観光ホテル, 済生会川内病院 加世田市農業協同組合, 鹿児島谷山ライオンズクラブ, 宇宿町連合町内会 阿久根ライオンズクラブ, 名瀬市献血対策推進協議会, 高千穂電気株式会社吉松工場 徳之島町献血対策推進協議会, 運輸省第四港湾建設局志布志港工事事務所
平成5年度 (15団体)	県立古仁屋高等学校, 社団法人鹿児島青年会議所, 県美容学校, 日本銀行鹿児島支店 指宿アロハ会, 日本ガス株式会社, 建設業協会川内支部, 医療法人慈圭会八反丸病院 出水ライオンズクラブ, 鹿児島市立西陵小学校PTA, 医療法人仁心会福山病院 瀬戸内町献血対策推進協議会, 九州電力株式会社鹿児島支店鹿屋営業所 笠利町献血対策推進協議会, 有限会社老舗恵命堂屋久島製薬工場
平成6年度 (15団体)	県立徳之島高等学校, 理喜ニット株式会社鹿児島工場, 九州電子計算機専門学校鹿児島校 大口電子株式会社, 指宿白水館, 鹿児島東急ホテル, 株式会社協栄, 河井脳神経外科病院 株式会社桑木組, 鹿児島県警察本部, 株式会社伊地知種鶏場宮之城工場, 有限会社松山産業 川内ライオネスクラブ, 加治木町立柁城小学校PTA, 宇検村献血対策推進協議会
平成7年度 (15団体)	県立徳之島農業高等学校, 鹿児島産機団地協同組合, 指宿市立丹波小学校PTA 南九州産業団地協同組合, 市比野記念病院, 岩崎産業株式会社, ヤマト電子株式会社 宮之城ライオンズクラブ, 医療法人柏葉会 水間病院, 大隅ライオンズクラブ 有限会社エビスヤサンシティリブレ店, 鹿児島市献血推進協議会, 屋久島農業協同組合 龍郷町献血対策推進協議会, 鹿児島県共同トラックターミナル株式会社
平成8年度 (15団体)	県立大島工業高等学校, 鹿児島トヨタ自動車株式会社, 株式会社野田食鶏 日本たばこ産業株式会社鹿児島支店, 鹿児島空港ビルディング株式会社, 加治木町商工会 鹿児島市立明和小学校PTA, 南西糖業株式会社平土野工場, 医療法人社会福祉法人隼仁会 国分隼人ライオンズクラブ, 曾於郡医師会立病院, 鹿児島市立川上小学校PTA 川内市立隈之城小学校PTA, 住用村献血対策推進協議会, 社団法人鹿児島県薬剤師会
平成9年度 (14団体) (1名)	穎娃町立穎娃准看護婦学校, かのや東ロータリークラブ, 小正醸造株式会社 県立奄美高等学校, 県立吹上高等技術専門校, 株式会社春園組, 社団法人鹿児島県建築協会 種子島地区血液備蓄所 合名会社新星薬局, さつま川内農業協同組合, 加治木産業株式会社 大和村献血対策推進協議会, トヨタカローラ鹿児島株式会社, 株式会社ジャパンファーム 丸屋産業株式会社, 前園 修
平成10年度 (15団体)	株式会社九州新城, 株式会社コスモテック種子島支店, 国立指宿病院附属看護学校 県立大島高等学校, 陸上自衛隊川内駐屯地, 伊仙町献血推進協議会, 天城町献血推進協議会 鹿児島住特電子株式会社, 大口市商工会, 鹿児島市立伊敷小学校PTA 日本電信電話株式会社NTT鹿屋支店, 鹿児島市立錦江台小学校PTA 富田薬品株式会社鹿屋支店, 日本労働組合総連合会・鹿児島県連合会 国際ロータリー第2730地区 串良ロータリークラブ
平成11年度 (15団体)	北薩森林管理署出水事務所, 京セラ株式会社鹿児島隼人工場, いぶすき農業協同組合 大口ロータリークラブ, 社団法人鹿児島県建設業協会 肝属支部青年部会, 川内地区消防組合 県立沖永良部高等学校, 鹿児島市立西紫原小学校PTA, 知名町献血推進協議会 鹿児島高槻電器工業株式会社溝辺工場, 鶴原吉井株式会社大島店 鹿児島三菱自動車販売株式会社, 村屋繊維工業株式会社寿工場 株式会社中園久太郎商店, 元田電子工業株式会社祁答院工場
平成12年度 (15団体)	あいら農業協同組合栗野地区本部, 医療法人玉昌会加治木温泉病院, 志布志畜産株式会社 株式会社植村組川内支店, シーサイドホテル屋久島, 株式会社測上マイクロ喜入事業所 鹿児島県建設業協同組合連合会 青年部出水支部, 住友金属鉱山株式会社菱刈鉱山 県立大島北高等学校, 鹿児島市立南小学校PTA, 山中薬局, 鹿児島市立紫原小学校PTA ライオンズクラブ国際協会串木野クラブ, 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 和泊町献血推進協議会

平成 13 年度 (15 団体)	松元機工株式会社, 南西糖業株式会社徳和瀬工場, 株式会社大和, 鹿児島市管工事協同組合 学校法人南学園鹿児島医療福祉専門学校, 株式会社アステム川内支店, 今別府産業株式会社 医療法人財団浩誠会霧島杉安病院, 株式会社九州タブチ, 鹿児島市立玉江小学校 P T A 蒲生町商工会, 医療法人吉祥会吉井中央病院, 曾於有明町農業協同組合 ライオンズクラブ国際協会 337-D 地区 第 2R2Z 鹿児島南ライオンズクラブ ライオンズクラブ国際協会 337-D 地区 第 2R8Z 垂水ライオンズクラブ
平成 14 年度 (12 団体) (3 名)	富田薬品株式会社南薩営業所, 株式会社健康医学社鹿児島支店, 医療法人青仁会池田病院 中越パッケージ株式会社鹿児島工場, 社会福祉法人愛生会, 九州電力株式会社川内発電所 鹿児島障害者職業能力開発校, 鹿児島市立原良小学校 P T A, 国際ソロプチミスト鹿児島 新エネルギー・産業技術総合開発機構 出水アルコール工場, 鹿児島県鹿児島南警察署 大口酒造協業組合, 上妻 昭夫, 湯通堂 保, 橋崎 一幸
平成 15 年度 (15 団体)	医療法人赤崎会赤崎病院, 霧島いわさきホテル, いぶすき農協喜入支所, 鹿児島刑務所 鹿児島高槻電気工業株式会社 金峰本社工場, ヤヨイ株式会社, 九州トーヨーニット株式会社 川辺ライオンズクラブ, 九州化工株式会社, 医療法人静和会薩摩病院, 徳之島農業協同組合 南日本酪農協同株式会社鹿屋工場, 伊佐農業協同組合, 有限会社高山産業 南日本くみあい飼料株式会社谷山工場
平成 16 年度 (15 団体)	指宿商工会議所, 本坊酒造株式会社津貫工場, いぶすき農業協同組合 西部宮農総合センター アサダメッシュ株式会社鹿児島工場, 鹿児島県建設業協会宮之城支部 ライオンズクラブ国際協会 337-D 地区 第 2R5Z 大口菱刈ライオンズクラブ 丸久(康)建設株式会社, 国分地区消防組合消防本部, 西部電気工業株式会社加治木工場 そお鹿児島農業協同組合, 株式会社野元, 株式会社クリモト, 鹿屋市漁業協同組合 鹿児島市立西陵中学校 P T A, 航空自衛隊第 55 警戒隊沖永良部島分屯基地
平成 17 年度 (15 団体)	株式会社指宿フェニックスホテル, 株式会社指宿ロイヤルホテル, 鹿児島部品株式会社 国際ロータリー第 2730 地区 高山ロータリークラブ, 有限会社ギンザ薬局 鹿児島くみあいチキンフーズ株式会社 知覧工場, 日之出紙器工業株式会社, 株式会社町田建設, 樋脇精工株式会社, 鹿児島県鹿児島西警察署, アロン電機株式会社 鹿児島市立中山小学校 P T A, 社団法人出水郡医師会立阿久根市民病院 スカラー株式会社九州工場 国立大学法人鹿児島大学医学部・歯学部附属病院 霧島リハビリテーションセンター
平成 18 年度 (15 団体)	薩摩酒造株式会社穎娃蒸留所, 株式会社指宿シーサイドホテル, 南さつま農業協同組合本所 南日本くみあい飼料株式会社 志布志工場, 垂水市立医療センター垂水中央病院 医療法人樟南会中郷病院, 医療法人恵明会整形外科松元病院 志布志石油備蓄株式会社 志布志事業所, 国際ロータリー第 2730 地区 国分ロータリークラブ 株式会社丸榮, 協同組合西之表ショッピングセンター, 鹿児島情報ビジネス専門学校 国際ロータリー第 2730 地区 国分中央ロータリークラブ 医療法人徳洲会沖永良部徳洲会病院, 鹿児島市立大明丘小学校 P T A
平成 19 年度 (15 団体)	医療法人至誠会中村温泉病院, 指宿市建設業組合, シチズンセイミツ鹿児島株式会社 株式会社長崎組, 大口伊佐医師会立准看護学校, 独立行政法人国立病院機構南九州病院 株式会社サクラレパス鹿児島工場, 医療法人恒心会小倉記念病院, A コープ宮之浦店 学校法人日章学園奄美看護福祉専門学校, 南西糖業株式会社徳之島事業本部伊仙工場 医療法人共生会, 学校法人原田学園鹿児島ハイテク専門学校, 南国殖産株式会社 ライオンズクラブ国際協会 337-D 地区 第 2R 第 1Z 鹿児島ライオンズクラブ
平成 20 年度 (14 団体)	九州電力株式会社山川発電所, 出水市消防本部, 薩摩川内市立可愛小学校 P T A ライオンズクラブ国際協会 337-D 地区 第 2R3Z 知覧ライオンズクラブ, メテック九州株式会 社, 大口建設業協同組合青年部会, 株式会社エコープ鹿児島 A コープ串木野店, 大黒グループ, 国際ロータリー第 2730 地区 薩摩川内ロータリークラブ, P T A 横山育成会 株式会社新生社印刷, 株式会社クリモト, 屋久島いわさきホテル, 久木田学園看護専門学校

平成 21 年度 (15 団体)	株式会社タイヨー タイヨー枕崎店, 始良郡西部消防組合, 医療法人昭泉会 外科馬場病院 株式会社ヤマウ鹿児島工場, 株式会社宇都組, 肝付町商工会, 薩摩郡医師会病院 鹿児島きもつき農業協同組合, 医療法人クオラ, 株式会社 J A 食肉かごしま鹿屋工場 プラッセだいわ出水店, 医療法人徳洲会屋久島徳洲会病院, 伊佐湧水消防組合 鹿児島市中央卸売市場青果食品協同組合 ライオンズクラブ国際協会 337-D 地区 第 2R3Z 喜入ライオンズクラブ
平成 22 年度 (14 団体)	医療法人慈光会 宮菌病院, 株式会社ホテル京セラ, 南さつま農業協同組合川辺支所 ヤマト運輸株式会社鹿児島主管支店, 株式会社エーコープ鹿児島 A コープ大里店 川内市医師会立市民病院, 大隅肝属地区消防組合, あまみ農業協同組合天城事業本部 鹿児島県薩摩川内警察署, 社会医療法人義順顕彰会 田上病院, 医療法人栄和会 寺田病院, 鎌田建設株式会社, 財団法人慈愛会 今村病院, 株式会社エビハラ
平成 23 年度 (12 団体)	医療法人全隆会 指宿竹元病院, 種子屋久農業協同組合 A コープ尾之間店 医療法人菊野会 菊野病院, かごしま中部農業共済組合 伊佐支所 国土交通省九州地方整備局 川内川河川事務所, J A 鹿児島いづみ 本所, 鹿児島県土地改良事業団体連合会, 鹿児島国際観光株式会社, 九州農政局 鹿児島農政事務所 株式会社エスライン九州, NHK 鹿児島放送局, 照國神社
平成 24 年度 (12 団体)	株式会社タイヨー 指宿店, 大口自動車学校, 社会医療法人鹿児島愛心会 大隅鹿屋病院 プラッセだいわ鹿屋店, 鹿屋商工会議所, 大海酒造株式会社, 株式会社国分隼人衛生公社 学校法人川島学園 鹿児島建設専門学校, 有限会社新興産業, 三和物産株式会社 緑化事業部 鹿屋市上下水道部, 日置市消防本部
平成 25 年度 (14 団体)	医療法人浩然会指宿浩然会病院, 株式会社エーコープ鹿児島 A コープサザウイン店 ライオンズクラブ国際協会 337-D 地区 鹿児島 R4Z 日置中央ライオンズクラブ 山元酒造株式会社, 株式会社イケダパン重富工場, あいら農業協同組合 スターゼンミートプロセッサー株式会社阿久根工場, 株式会社ダイエー鹿児島谷山店 イオン九州株式会社イオン隼人国分店, 株式会社アステム鹿児島営業部 西日本高速道路株式会社 九州支社鹿児島高速道路事務所, 鹿児島中央警察署 国際ロータリー第 2730 地区鹿児島県西部分区 穎娃ロータリークラブ 株式会社岡野エレクトロニクス
平成 26 年度 (6 団体)	薩摩川内市消防団, 博悠会温泉病院, サンキュー隼人店, 旭交通株式会社 南九州酒販株式会社, 鹿児島市タクシー協会
平成 27 年度 (13 団体)	スーパーセンターニシムタ大口店, コープかのや店, 鹿児島県沖永良部警察署 ライオンズクラブ国際協会 337-D 地区 鹿児島 R9Z 鹿屋第一ライオンズクラブ 鹿児島県立串木野養護学校, 国立療養所星塚敬愛園, 社会福祉法人更正会 鹿児島県奄美警察署, 株式会社タテノ 九州工場, 加治木ライオンズクラブ 鹿児島県立宮之城高等技術専門学校, 国際ロータリー第 2730 地区出水ロータリークラブ 株式会社南日本情報処理センター
平成 28 年度 (9 団体)	医療法人秋津会徳田脳神経外科, 医療法人慈和会大口病院, 鹿児島県始良警察署 株式会社大木吹上工場, 株式会社トヨタ車体研究所 九州農政局徳之島用水農業水利事業所, 国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所 曾於農業共済組合, 田苑酒造株式会社
平成 29 年度 (12 団体)	大口酒造株式会社第二蒸溜所, 三井串木野鋳山株式会社, 医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院 社会福祉法人向陽会, リコージャパン株式会社販売事業本部鹿児島支店 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局, 名瀬ライオンズクラブ, 株式会社きたやま, 株式会社鹿屋寿自動車学校, 医療法人松城会, 医療法人明正会今林整形外科病院 医療法人七徳会ザ王病院
平成 30 年度 (6 団体)	南さつま市消防本部, 濱田酒造株式会社, 川内第一ライオンズクラブ, 長島ライオンズクラ ブ, 奄美信用組合, 九州電力株式会社鹿児島配電センター奄美配電事業所

令和元年度 (6団体)	医療法人一誠会三宅病院, 上村石油ガス株式会社, 株式会社タイヨー サンキュー北指宿店, 立神リハビリテーション温泉病院, 市来建設業互助会, 医療法人青雲会
令和2年度 (6団体)	医療法人厚生会 小原病院, 鹿児島トヨペット株式会社 加世田店, 株式会社ヒガシマル 医療法人南州会 南州整形外科病院, サンキュー出水店, 鹿児島県建設業青年部会 奄美支部

イ 30回以上献血者（敬称略）

年 度	団 体 名
昭和50年度 (6名)	桐原 始, 萬年 常夫, 黒木 孝一, 下忠 義二, アンドレ・ラベル, 川原 キミエ
昭和51年度 (8名)	大野 実, 弓削 光雄, 田村 勝, 大曲 満栄, 迫田 啓二, 森山 光昭, 窪 一己, 篠原 貞夫
昭和52年度 (14名)	渡辺 泰敏, 白石 精吉, 上木 康熙, 竹之内 隆, 永田 哲二, 諏訪 勉, 西原 恵一郎 荒川 誠義, 末盛 一二, 栃木 荘次, 藤井 秀明, 橋口 公二郎, 稲留 和夫, 森田 敏夫
昭和53年度 (18名)	牛島 久仁孝, 宇都 数, 徳 勲, 藤井 克彦, 川上 鉄夫, 松山 久志, 森 敏夫, 横原 正明 山野 博美, 実川 朝市, 神園 正夫, 伊地知 郁, 日高 和美, 坂口 怒成, 法元 達 山方 正夫, 篠原 正, 新須 盛蔵
昭和54年度 (19名)	大山 智勇, 塩津 直弘, 竹下 一雄, 立岡 健治, 原園 政志, 森 正美, 山本 進 山本 笑子, 迫田 富二郎, 湯村 勝夫, 大迫 豊昭, 宇都 浩一, 吉川 良長, 加藤 実 上妻 昭夫, 町田 昌義, 久保 真一, 新平 孝一郎, 栢内 正義
昭和55年度 (22名)	米盛 国雄, 芦谷 治, 吉岡 滋, 村山 弘明, 有賀 千代美, 山崎 隆雄, 森田 幸雄 日高 優, 大津 嘉明, 福ヶ迫 順一, 亀川 秀敏, 宮崎 利雄, 後藤 純徳, 糸永 三郎 木場 一男, 田尻 幸昭, 北村 修一, 久永 初雄, 東条 三郎, 宮原 慶太郎, 川越 一郎 當 数哉
昭和56年度 (37名)	野村 厚美, 浜平 賢二, 添田 倫一, 萩原 嘉昭, 帖佐 昭彦, 西ノ原 一郎, 牛鼻 則雄 林 紀幸, 有馬 純, 福元 守, 外山 博, 小松 正博, 宮元 勉, 森 哲郎, 松藤 勝, 永井 斉 山下 昭八, 長井 克己, 脇之園 忠夫, 鮫島 義博, 橋口 康隆, 新村 政信, 坂元 馨 久保 仁義, 黒木 幸夫, 篠原 正道, 栗野 三木広, 大田 一良, 岩崎 幸, 池田 豊 大坪 順子, 是枝 哲郎, 佐野 助一, 塚田 平, 時崎 優, 遠藤 勝, 有吉 忠助
昭和57年度 (54名)	花木 哲朗, 竹下 喬, 魚住 公治, 岩下 紀久雄, 松本 政寿, 馬場 勇, 堀内 辰雄 中村 幸男, 寺田 守男, 池口 和郎, 馬渡 和男, 高崎 まさ, 今吉 宗内, 立山 五男 松岡 フミ子, 久見木 国隆, 濱田 泉, 栢山 正弘, 久留須 孝, 淵之上 博, 山下 孝治 大磯 忠夫, 中原 康人, 石澤 進, 松林 信一, 佐藤 公臣, 内田 敏定, 中村 忠義 船迫 昭夫, 堀之内 照雄, 南竹 一敏, 片野田 正人, 市菌 恒夫, 瀬下 直孝, 塩浦 孝一 藤田 滋, 菊野 健一郎, 瀬戸 優子, 園田 鉄彦, 大迫 昌一, 頼岡 利明, 福元 隆 川村 房夫, 亀沢 キクエ, 前元 七郎, 山本 樹一, 坂元 彦磨, 大野 徳治, 比良 準一 迫 定男, 岩川 潔, 谷川 みよ, 窪園 勝己, 宮島 美智昭
昭和58年度 (78名)	上村 弘生, 黒岩 康臣, 藤崎 恵美子, 杉木 政晴, 畑井田 益美, 鶴迫 勝子, 阿見 勝政 中村 吉伸, 濱田 寛三, 金田 安弘, 徳山 泰男, 中森 次雄, 橋口 淳三, 佐藤 嘉久 小泉 欣一, 古嶋 秀記, 外城戸 ミドリ, 山科 浩二, 増留 光丸, 前田 佳春, 松山 英生 池田 剛, 前原 悦子, 上山 昭男, 平賀 真千枝, 竹下 三隆, 佐別当 実, 岩下 貞利 千葉 智美子, 藤崎 義雄, 田畑 博曼, 高山 慶一, 上村 和広, 野崎 よしの, 内野 英雄 山本 義則, 大重 一美, 河南 勝, 永山 直人, 蓑手 幹夫, 野口 義範, 新原 英郎 今吉 俊郎, 遠矢 善一, 中村 愛子, 小牧 郁生, 小峰 正, 小浜 泉, 川原 勝征, 田村 督 久木田 賢一, 今井 司, 山中 久男, 市前 輝夫, 中内 明一, 沖田 俊郎, 松島 隆一 今西 利夫, 久保 勝輔, 橋本 賢, 岩口 征洋, 根本 久仁緒, 東郷 光行, 川縁 剛 印口 佳徳, 今釜 春良, 久永 哲士, 竹之内 格, 白石 五夫, 堂園 元子, 又木 重俊 宮里 逸郎, 遠矢 一夫, 鶴留 道夫, 寺師 義見, 中島 則秋, 富永 一哉, 下牧 純近

ウ 80回以上献血者（敬称略）

年 度	団 体 名
昭和59年度 (1名)	平山 敏文
昭和60年度 (1名)	西原 恵一郎
昭和61年度 (2名)	篠原 貞夫, 諏訪 勉
昭和62年度 (4名)	柿内 正義, 法元 達, 森 正美, 栃木 荘次
昭和63年度 (10名)	永田 五夫, 永井 齋, 弓削 光雄, 川上 鐵夫, アンドレ・ラベル, 堀内 辰雄, 下園 了 牛島 久仁孝, 藤井 秀明, 安田 学
平成元年度 (17名)	久保 直一, 塚田 平, 別当 千年, 篠原 正, 萩原 嘉昭, 野口 正一, 福元 隆, 新村 芳明 平 哲郎, 柳沢 一宏, 金田 安弘, 肥後 宏, 立山 五男, 青木 英子, 前田 佳春 川原 勝征, 寺田 守男
平成2年度 (33名)	古菌 保守, 赤塚 光一, 高附 兼幸, 柳 睦大, 一瀬 和生, 鮫島 義博, 田島 正昭 上村 和広, 亀川 秀敏, 中村 和郎, 内野 英雄, 大平 祐, 有賀 千代美, 森下 隆之 牧瀬 義弘, 今村 光昭, 土本 彰吾, 日高 和実, 新平 孝一郎, 川辺 博美, 新田 リツ子 久木迫 則男, 今村 満夫, 長崎 浩二, 木場 一男, 末益 一二, 上妻 昭夫, 大山 大宏 福元 勝, 竹ノ内 格, 松元 稔, 大田 一良, 猪俣 重博

エ 200回以上献血者（敬称略）

年 度	団 体 名
平成3年度 (2名)	川原 勝征, 伊藤 信夫
平成4年度 (5名)	柳 睦大, 柳沢 一宏, 永井 齋, 牧瀬 義弘, 内田 祐
平成5年度 (8名)	宮脇 忠幸, 永山 典子, 當 直樹, 坂口 隆徳, 松陰 和彦, 牧菌 次男, 大坪 壽, 橋口 昭
平成6年度 (26名)	鳥越 厚, 石川 修司, 懸高 敏博, 福岡 直人, 井之上 文郎, 肥後 藤三郎, 新川 厚実 森山 智幸, 吉森 幸一, 柳田 泉, 丸山 健一, 兼村 恒男, 尾上 一隆, 佐藤 正明 小牧 逸郎, 岩元 淳一, 津留 哲也, 坂元 実行, 蛭川 常男, 赤崎 純雄, 坂口 孝子 久野 聡, 山之口 敏幸, 平田 宗達, 村田 經字, 中村 智美
平成7年度 (39名)	満吉 巖, 山下 文清, 吉岡 摩美, 井芹 達也, 益田 芳秀, 原田 四郎, 福谷 省吾 岡 紘一, 堀田 甲, 重信 次夫, 松村 仁志, 中野 雅彦, 上野 優二, 和田 昭宏, 小林 等 寺園 譲朗, 谷口 周一, 豊増 浩三, 中西 寛治, 松ヶ角 恒男, 坂野 暢則, 中野町 光徳 小林 芽里, 有川 榮美子, 鮫島 一行, 森山 シヅ子, 末吉 慶子, 池田 光則, 川畑 一行 古野 耕一, 木脇 弘徳, 永里 正一, 小林 喜理雄, 神田 正弘, 今里 楠生, 梅木 隆 東 三郎, 佐武 務, 江戸谷 尚
平成8年度 (7名)	岡元 忠喜, 川崎 良幸, 古別府 隆治, 奥之菌 輝己, 松下 裕一, 木原 節幸, 江口 智
平成9年度 (4名)	加茂田 二郎, 満木 洋, 前野 順明, 林 春美
平成10年度 (18名)	金田 安弘, 時任 秀彦, 田畑 重見, 永田 五夫, 蛭川 スミ子, 辻 慎一郎, 川村 房夫 吉田 澄男, 永里 和洋, 才川 貞昭, 有村 昌盛, 廣田 武郎, 北原 幸雄, 栄 孝司 安田 友子, 大竹 健二, 立山 純夫, 和田 孝
平成11年度 (4名)	江崎 雄司, 河野 和晴, 谷崎 慎司, 上村 高輝
平成12年度 (7名)	木下 博己, 畠中 弘治, 水之浦 均, 久徳 優子, 三重 益, 宮城 光行, 西園 洋一郎



年 度	団 体 名
平成13年度 (6名)	加治屋 貞光, 加治木 仰, 野間 泉洋, 玉利 俊篤, 松下 雅人, 岩元 一郎
平成14年度 (8名)	栴山 龍也, 新山 真由美, 野間 俊夫, 幡田 哲彦, 町田 浩二, 田中 良次, 弓削 清宏 吉丸 浩一
平成15年度 (5名)	和佐 浩教, 松崎 禎昭, 立石 法幸, 福園 哲, 向江 武雄
平成16年度 (5名)	川崎 英彦, 木下 力, 米元 節子, 鯨坂 隆男, 吉留 信二
平成17年度 (10名)	下野 亨, 田平 泰徳, 桐原 恵美子, 佐藤 真奈美, 藪 平一郎, 新塘 浩之, 大山 昇 馬場 忠洋, 山内 三郎, 荒田 智
平成18年度 (9名)	長沼 恵子, 加世田 等未, 福菌 哲志, 笠井 博志, 松ヶ角 美知子, 川畑 正良 小笠原 康彦, 田中 利一, 桑水流 孝行
平成19年度 (6名)	海老原 真一, 伊集院 大助, 長谷川 健一, 坂元 知弘, 山元 五十四, 宮下 彰
平成20年度 (12名)	久米田 恭子, 岡本 豊子, 上窪 重一, 上之園 誠, 岩戸 勲, 隈元 雄次, 林 茂昭 池田 六月, 川下 洋一, 瀧上 哲郎, 原口 賢, 野口 剛
平成21年度 (12名)	加世田 勉, 下野門 健一, 石塚 克郎, 福元 隆, 長崎 広子, 成田 昭浩, 放生會 博樹 中野 英明, 米山 博之, 佐藤 正夫, 東 幸子, 下玉利 稔
平成22年度 (9名)	坂野 博文, 上穂木 理俊, 川畑 良一, 菊川 圭子, 森笹 貴雄, 稲田 政俊, 長野 員隆 立和名 里香, 鳥越 剛
平成23年度 (16名)	川畑 耕作, 北野 琢也, 櫻木 洋信, 中村 正治, 池之上 幸造, 若竹 俊広, 井上 大祐 山下 英志, 伊地知 博史, 要 陽一郎, 木原 昌之, 下青木 恭秀, 立元 裕二, 小菌 義彦 青木 正大, 下野 哲生
平成24年度 (13名)	中園 仁, 湯ノ口 万恵, 白川 賢一, 真方 昭則, 小牧 剛, 馬場 憲次郎, 新門 涼子 尾野 純雄, 井手 俊朗, 八木 俊夫, 上村 裕之, 野崎 祐子, 山元 幸一
平成25年度 (11名)	藏屋 辰謙, 鍋島 昌作, 池田 了, 仮屋 昌利, 大窪 司, 石井 義人, 末吉 弘文 富田 俊高, 藤崎 光吉, 古賀 毅, 川村 太
平成26年度 (21名)	徳丸 政治, 濱田 千代美, 祐名 八十夫, 本村 博人, 川島 康則, 和斉 透, 上山 通広 有菌 凱郎, 大木 将幹, 貴島 英慈, 平吉 忠治, 森本 浩志, 吉川 義弘, 水口 成美 加藤 栄一, 斉藤 友誉, 馬場 啓介, 清水 智, 有川 敏郎, 宮下 広幸, 久保田 勇男
平成27年度 (9名)	古藤 純一, 古城 正喜, 竹下 利彦, 内瀬戸 利文, 久木田 浩次郎, 山本 和宏 野元 善一, 古川 勉, 宮脇 義寛
平成28年度 (11名)	池田 桂子, 岩戸 達哉, 内倉 純二, 内屋 剛, 尾立 源晴, 川畑 義文, 齊藤 一雄 坂口 哲朗, 東郷 勝利, 長岡 忠, 増田 裕幸
平成29年度 (13名)	徳重 高一, 秋月 淳, 押川 国宏, 濱崎 郁朗, 福増 満, 霜田 洋海, 樋脇 敏朗 八木 裕志, 下村 道行, 平田 哲治, 永友 和文, 松元 豊, 松尾 博文
平成30年度 (21名)	仮屋 和寿, 下和田 正治, 西園 芳文, 岳 一孝, 福元 昭博, 宮元 敏昭, 西村 清 味園 和幸, 田畑 亮平, 村田 純一, 山下 紀弘, 宮田 文俊, 四元 基勝, 関 正豪 有田 主税, 今塩屋 悟, 徳永 裕一, 菊永 真逸, 成尾 圭一郎, 河北 篤司, 桑水流 浩
令和元年度 (13名)	堂地 宏幸, 志村 俊幸, 水流 和浩, 大園 哲生, 森 孝義, 原口 謙二郎, 津曲 一哉, 原 ゆみ子, 福山 澄夫, 山本 公一, 小山 浩史, 河野 久幸, 長瀬 徹治
令和2年度 (20名)	是枝 真一, 藤井 勝啓, 白石 邦彦, 小牟禮 伸子, 川野 隆司, 利水 繭子, 迫 雅彦 鎌田 知佳子, 岡村 洋徳, 前田 光浩, 池田 丈二, 柳元 夕貴子, 木屋尾 弘子, 鶴田 誠, 久保 健一, 藤崎 一也, 丸山 成登志, 泉 安明, 田口 正知, 二木 隆至

19 日本赤十字社の主な血液製剤一覧表

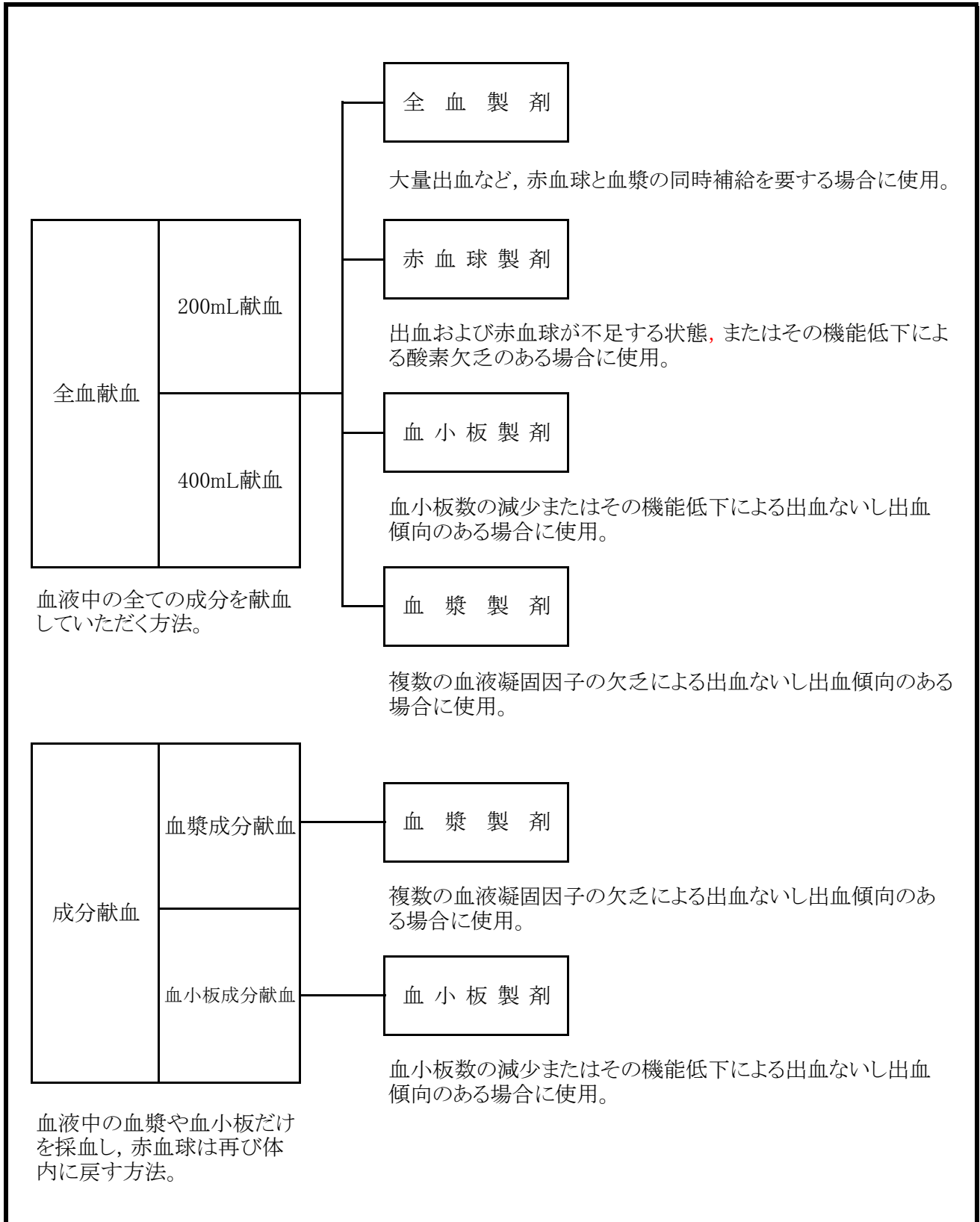
(1) 輸血用血液製剤 製造販売元：日本赤十字社

区分	販売名	略号	包装	薬価(円)	組成・性状(概要)	効能又は効果	有効期間	貯法								
全血製剤	人全血液-LR「日赤」 (人全血液)	WB-LR-1	血液200mLに由来する血液量 1袋	8,350	血液保存液(CPD液)を28mL又は56mL混合したヒト血液200mL又は400mLから白血球の大部分を除去した濃赤色の液剤であり、静置するとき、赤血球の沈層と黄色の液層とに分かれる。液層は脂肪により混濁することがあり、また、ヘモグロビンによる弱い着色を認めることがある。	一般の輸血適応症に用いる	採血後21日間									
		WB-LR-2	血液400mLに由来する血液量 1袋	16,700												
	照射人全血液-LR「日赤」※ (人全血液)	Ir-WB-LR-1	血液200mLに由来する血液量 1袋	9,084												
		Ir-WB-LR-2	血液400mLに由来する血液量 1袋	18,164												
赤血球製剤	赤血球液-LR「日赤」 (人全血液)	RBC-LR-1	血液200mLに由来する血液量 1袋	8,597	血液保存液(CPD液)を28mL又は56mL混合したヒト血液200mL又は400mLから白血球及び血漿の大部分を除去した赤血球層に赤血球保存用添加液(MAP液)をそれぞれ約46mL、約92mL混和した濃赤色の液剤。静置するとき、主として赤血球からなる沈層と無色の液層とに分かれる。液層はヘモグロビンによる着色を認めることがある。	血中赤血球不足又はその機能喪失に適する	採血後21日間									
		RBC-LR-2	血液400mLに由来する血液量 1袋	17,194												
	照射赤血球液-LR「日赤」※ (人全血液)	Ir-RBC-LR-1	血液200mLに由来する血液量 1袋	9,067												
		Ir-RBC-LR-2	血液400mLに由来する血液量 1袋	18,132												
	洗浄赤血球液-LR「日赤」 (洗浄人全血液)	WRC-LR-1	血液200mLに由来する血液量 1袋	9,684					ヒト血液200mL又は400mLから白血球及び血漿の大部分を除去した後、生理食塩液で洗浄した赤血球層に、生理食塩液をそれぞれ約45mL、約90mL加えた濃赤色の液剤。静置するとき、主として赤血球からなる沈層と透明な液層に分かれ、液層はヘモグロビンによる弱い着色を認めることがある。また、上清中のカリウム濃度は、保存に伴い増加することが認められる。	貧血症又は血漿成分などによる副作用を避ける場合の輸血に用いる。	製造後48時間	2~6℃				
		WRC-LR-2	血液400mLに由来する血液量 1袋	19,360												
	照射洗浄赤血球液-LR「日赤」※ (洗浄人全血液)	Ir-WRC-LR-1	血液200mLに由来する血液量 1袋	10,261												
		Ir-WRC-LR-2	血液400mLに由来する血液量 1袋	20,522												
	解冻赤血球液-LR「日赤」 (解冻人赤血球液)	FTRC-LR-1	血液200mLに由来する血液量 1袋	15,965									ヒト血液200mL又は400mLから白血球及び血漿の大部分を除去した赤血球層に凍害保護液を加えて凍結保存したものを解冻後、凍害保護液を洗浄除去し、赤血球保存用添加液(MAP液)をそれぞれ約46mL、約92mL混和した濃赤色の液剤。静置するとき、主として赤血球からなる沈層と透明な液層とに分かれる。液層はヘモグロビンによる着色を認めることがあり、他の赤血球製剤と比べて1/3程度のヘモグロビン量の多いことが認められる。また、上清中のカリウム濃度は、保存に伴い増加することが認められる。	貧血又は赤血球の機能低下に用いる。	製造後4日間	
		FTRC-LR-2	血液400mLに由来する血液量 1袋	31,930												
	照射解冻赤血球液-LR「日赤」※ (解冻人赤血球液)	Ir-FTRC-LR-1	血液200mLに由来する血液量 1袋	16,379												
		Ir-FTRC-LR-2	血液400mLに由来する血液量 1袋	32,757												
合成血液-LR「日赤」	BET-LR-1	血液200mLに由来する赤血球に血漿約60mLを混和した血液量 1袋	13,788	ヒト血液200mL又は400mLから白血球及び血漿の大部分を除去し、洗浄したO型の赤血球層に、白血球の大部分を除去したAB型のヒト血漿を約60mL又は約120mL加えた濃赤色の液剤。静置するとき、赤血球の沈層と黄色の液層とに分かれる。液層は脂肪により混濁することがあり、ヘモグロビンによる弱い着色を認めることがあり、また、上清中のカリウム濃度は、保存に伴い増加することが認められる。	ABO血液型不適合による新生児溶血性疾患に用いる。	製造後48時間										
		BET-LR-2	血液400mLに由来する赤血球に血漿約120mLを混和した血液量 1袋					27,575								
	照射合成血液-LR「日赤」※	Ir-BET-LR-1	血液200mLに由来する赤血球に血漿約60mLを混和した血液量 1袋					14,364								
		Ir-BET-LR-2	血液400mLに由来する赤血球に血漿約120mLを混和した血液量 1袋					28,727								
血漿製剤	新鮮凍結血漿-LR「日赤」J120 (新鮮凍結人血漿)	FFP-LR120	血液200mLに由来する血漿 1袋	9,160	血液保存液(CPD液)を28mL又は56mL混合したヒト血液200mL又は400mLから白血球の大部分を除去し分離した新鮮な血漿を凍結したもので、融解するとき、黄色ないし黄褐色の液剤となり、脂肪により混濁することがある。	血液凝固因子の補充 (1)複合性凝固障害で、出血、出血傾向のある患者又は手術を行う患者 (2)血液凝固因子の減少又は欠乏症における出血時で、特定の血液凝固因子製剤がないか又は血液凝固因子が特定できない場合に用いる。	採血後1年間	-20℃以下								
	新鮮凍結血漿-LR「日赤」J240 (新鮮凍結人血漿)	FFP-LR240	血液400mLに由来する血漿 1袋	18,322												
	新鮮凍結血漿-LR「日赤」J480 (新鮮凍結人血漿)	FFP-LR480	480mL 1袋	24,210												
血小板製剤	濃厚血小板-LR「日赤」 (人血小板濃厚液)	PC-LR1	1単位 約20mL 1袋	7,884	血漿に浮遊した血小板で、血液成分採血により白血球の大部分を除去して採取した黄色ないし黄褐色の液剤。脂肪により混濁することがある。	血小板減少症を伴う疾患に適する。	採血後4日間									
		PC-LR2	1単位 約40mL 1袋	15,868												
		PC-LR5	1単位 約100mL 1袋	40,796												
		PC-LR10	1単位 約200mL 1袋	81,262												
		PC-LR15	1単位 約250mL 1袋	121,881												
		PC-LR20	1単位 約250mL 1袋	162,510												
	照射濃厚血小板-LR「日赤」※ (人血小板濃厚液)	Ir-PC-LR1	1単位 約20mL 1袋	8,060												
		Ir-PC-LR2	1単位 約40mL 1袋	16,119												
		Ir-PC-LR5	1単位 約100mL 1袋	41,038												
		Ir-PC-LR10	1単位 約200mL 1袋	81,744												
		Ir-PC-LR15	1単位 約250mL 1袋	122,604												
		Ir-PC-LR20	1単位 約250mL 1袋	163,471												
	濃厚血小板HLA-LR「日赤」 (人血小板濃厚液)	PC-HLA-LR-10	10単位 約200mL 1袋	97,438					血漿に浮遊した血小板で、患者のHLA型に適合する(供血者のリンパ球と患者の血清との交差試験に適合する)献血者から血液成分採血により白血球の大部分を除去して採取した黄色ないし黄褐色の液剤。脂肪により混濁することがある。	血小板減少症を伴う疾患で、抗HLA抗体を有するため通常の血小板製剤では効果がみられない場合に適する。	20~24℃ 要・振とう					
		PC-HLA-LR-15	10単位 約250mL 1袋	146,157												
		PC-HLA-LR-20	10単位 約250mL 1袋	194,875												
		Ir-PC-HLA-LR-10	10単位 約200mL 1袋	98,193												
		Ir-PC-HLA-LR-15	10単位 約250mL 1袋	147,103												
		Ir-PC-HLA-LR-20	10単位 約250mL 1袋	195,822												
照射洗浄血小板-LR「日赤」※ (人血小板濃厚液)	Ir-WPC-LR	10単位 約200mL 1袋	81,744	血液成分採血により白血球の大部分を除去して採取した血小板濃厚液を血小板保存液(ACD-A液及び重炭酸リンゲル液)を約1:20で混和したもので洗浄し血漿の大部分を除去した後、同様に浮遊させた白色ないし黄白色の液剤。	血小板減少症を伴う疾患に適する。	製造後48時間 (ただし、採血後4日間を超えない)										
	照射洗浄血小板HLA-LR「日赤」※ (人血小板濃厚液)	Ir-WPC-HLA-LR	10単位 約200mL 1袋					98,193								

※輸血による移植片対宿主(GVHD,graft versus host disease)を予防する目的で15Gy以上50Gy以下の放射線が照射されており、放射線を照射しない製剤よりも保存に伴い上清中のカリウム濃度が増加することが認められる。

## 20 献血の種類と血液製剤

献血には、成分採血装置を使用して血小板や血漿といった特定の成分だけを採血し、体内で回復に時間のかかる赤血球は再び体内に戻す成分献血と血液中の全ての成分を献血していただく全血献血(400mL・200mL)があります。このうち成分献血には主に血小板をいただく血小板成分献血、血漿だけをいただく血漿成分献血があります。現在、血液の機能を完全に代替できる手段は存在しないため、医療において輸血は欠かすことのできない治療法となっています。



## 2 1 採 血 基 準

(令和3年3月31日現在)

採血の種類	全血献血		成分献血	
	200mL 献血	400mL 献血	血漿成分献血 PPP	血小板成分献血 PC
1回採血量	200mL	400mL	600mL 以下 (循環血液量の12%以内)	
1回献血量	200mL	400mL	600mL 以下 (循環血液量の12%以内)	
年齢	16歳～69歳 <sup>※1</sup>	男性 17歳～69歳 <sup>※1</sup> 女性 18歳～69歳 <sup>※1</sup>	18歳～69歳 <sup>※1</sup>	男性 18歳～69歳 <sup>※1</sup> 女性 18歳～54歳
体重	男性 45kg 以上 女性 40kg 以上	男女とも 50kg 以上	男性 45kg 以上 女性 40kg 以上	
最高血圧	90mmHg 以上 180mmHg 未満			
最低血圧	50mmHg 以上 110mmHg 未満			
脈拍	40 回/分以上 100 回/分以下			
体温	37.5℃未満			
血色素量 (ヘモグロビン 濃度)	男性 12.5g/dL 以上 女性 12g/dL 以上	男性 13g/dL 以上 女性 12.5g/dL 以上	12g/dL 以上 (赤血球指数が 標準域にある女性は 11.5g/dL 以上)	12g/dL 以上
血小板数	—	—	—	15 万/μL 以上 60 万/μL 以下
年間 <sup>※2</sup> (52 週) 献血回数	男性 6 回以内 女性 4 回以内	男性 3 回以内 女性 2 回以内	血小板成分献血 1 回を 2 回分に換算して 血漿成分献血と合計で 24 回以内	
年間 <sup>※2</sup> (52 週) 総献血量	200mL 献血と 400mL 献血を合わせて 男性 1,200mL 以内 女性 800mL 以内		—	—
次 回 の 献 血	200mL 献血	男女とも4週間後の同じ 曜日から献血可能	男性は 12 週間後・女性 は 16 週間後の同じ曜 日から献血可能	男女とも 2 週間後の同じ曜日から献血可能
	400mL 献血			
	PPP	男女とも 8 週間後の同 じ曜日から献血可能		
	PC <sup>※3</sup>			

採血基準は、献血にご協力いただける方の健康を保護するために、国が定めたもので、採血の実施は、問診結果等を踏まえて総合的に判断する。

※1 65歳以上の方の献血については、献血いただく方の健康を考慮し、60～64歳の間に献血経験がある方に限る。

※2 期間の計算は直近の採血を行った日から起算する。

※3 血漿を含まない場合には、1週間後に血小板成分献血が可能。

ただし、4週間に4回実施した場合には次回までに4週間以上あけることが必要。

## 2 2 献血施設の御案内

### 鹿児島県内の採血施設



#### 献血プラザかもいけクロス

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番5号

##### 受付時間

全血献血 9:00～12:00/13:00～17:00

成分献血 9:00～11:30/13:00～16:30

##### 定休日

木曜日



#### 献血ルーム・天文館

〒892-0842 鹿児島市東千石町13-16 天文館ビル2階

##### 受付時間

全血献血 9:30～13:00/14:00～17:00

成分献血 9:30～12:30/14:00～16:30

##### 定休日

金曜日

## 23 鹿児島県献血の歌

### 『何かいいことありそうな』

作詞 田中 栄蔵  
作曲 久保 頼



1. みなみのー そらはー エメラルドー  
2. やまはー ほんのりー けむりたっー  
3. くすのー みどりのー ひるやすみー



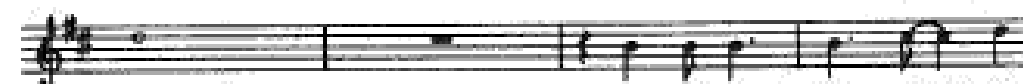
1. さわやか いっばい けんけつにー  
2. しあわせ いっばい けんけつにー  
3. すこやか いっばい けんけつにー



1. ともだちー さそってー いったびはー  
2. かぞくー はなしてー きめたびはー  
3. しょくばのー みんなでー いったびはー



1. 2. 3. なにかいいことありそう



1. 2. 3. な ランララ ララーラ



1. 2. 3. ランララ ララーラ なにかいいこと



1. 2. 3. ありそう な ランララ ララーラ



1. 2. 3. ランララ ララーラ なにかー いいこと



1. 2. 3. ありそう な

